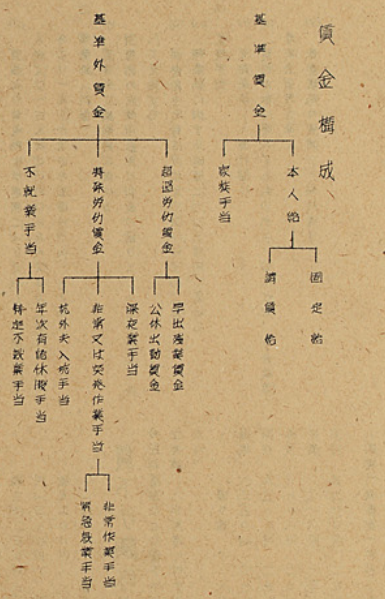

われ〱はあらたなる協約の賃金その他の労働条件は従来のそれを下廻るものや一時的な協約であってはならないと考えている。

２、各種保険の適用についての取扱い

従来の解釈例規によれば、保険料の納入なき場合の保険料の給付は一般に認められていない。本件三池退職者についてはその取扱いについて特例を設ける必要があるか否か、あるとすれば具体的にどういう取扱いをするつもりか。各種保険についてそれ〲あきらかにされたい。

３、日鉄二瀬退職者の取扱い

われ〱は三池斗争の結果いかんが「石炭産業の十一万人首切を前提とする全重化計画が指名解雇によって行われるという悪例を残す」ものとして敢然とあげて強力な反対斗争を行なってきたし、十月一日附の日鉄二瀬の指名解雇者七十一名についても三池斗争の推移に従って斗争を継続することになっていた。しかし三池斗争はあっせん案にもとづいて事態収拾をはからざるをえなくなったので、日鉄二瀬の指名解雇該当者七十一名についても三池千二百名と同様な措置をとられたい。

二、石炭産業の合理化施策について

１、政府の石炭産業振興対策と完全雇用

「石炭価格問題」、すなわち、石炭が割高のゆえに競合エネルギーに対して対抗できないという問題は、鉱区の私的所有と低賃金を土台とするわが国炭鉱資本の伝統的な蓄積の方向と従属的なエネルギー政策にその原因があることは、従来、「合理化審議会」の中でわれ〱が指摘してきたとおりである。にもかかわらず、政府は、依然として労働者の犠牲による合理化方針を変えることなく、それを強行しつつある。「雇用の安定」を強調する池田内閣は本問題についてやはり従来の方針を踏襲する意図なのか。それともそれを変更する意思があるのか。変更するとすれば、それを具体的にあきらかにされたい。

２、具体的な石炭対策についての要求

イ、低品位炭の利用促進と石炭を利用する新産業の開発

ロ、一方的閉山の法律による禁止（合理的解決をはかるための労働者代表を含む対策委員会の設置）。

ハ、石炭産業を保護するための重油関税の引上げ

ニ、失業保険の適用期限の延長、給付額の増加、生活保護基準の引上げ

３、離職に伴う雇用対策

閉山、廃鉱等によるおびただしい炭鉱離職者にたいする従来の措置については、何らみるべきもののないことは世間周知のところである。ほんらいこれらのひとびとは、今次三池離職者の場合と区別さるべき理由はどこにもない。従って、その対策についても差別さるべきいわれはむろんない。これらの人びとに対する施策について、政府は何らかのあらたなる施策の用意があるか。あるとすればそれを具体的に提示されたい。

以上

昭和三十五年九月十五日

回答書

労仂省

一、退職者対策について

退職者対策については、中労委のあっせん案の趣旨にかんがみ、政府としては炭鉱離職者対策推進本部を設けて万全の措置をとることとしている。

1 完全就職のための具体的措置

(1) 退職者の就職あっせん

退職者のための総合職業相談所を現地に開設し、求人情報の提供、就職の相談及び紹介、失業保険金給付等の業務を行って積極的に他産業、他地域への就職を推進するとともに、炭鉱離職者臨時措置法による移住資金その他の援護業務についても同相談所内において取扱うこととする。

(2) 職業訓練について

職業訓練を希望する者に対しては、荒尾市に新設した総合訓練所及び北九州（小倉、八幡）、小野田、大阪等の総合訓練所に希望者全員を受入れる態勢を整えている。

入所者に対しては、訓練手当の支給、寄宿舎の確保の措置を講ずるとともに、訓練修了後の就職については訓練期間中にあっせんを行い、就職に対する意欲と希望を持ち得るように努める。

また、失業保険法の改正により、訓練を容易にするため公共職業訓練を受ける者に対する給付延長の措置をとることとした。

(3) 職場の造成について

官公庁、公団等の公共建設事業にできる限り恒久的に退職者を雇用することとし具体的には検討中である。

(4) その他、退職者で自営業を行おうとするもの又は海外移住を希望する者に対しては、できる限り援護措置を講ずる。

(5) 最後に、退職者対策が成果を得るためには、政府及び関係者の積極的な努力はもとより広く一般産業界の協力を必要とするが、とくに退職者諸君の転職、再就職について格段の意欲と努力が必要であり、この点について退職者のみならず組合関係者の協力をお願いする。

2 社会保険の取扱いについて

(1) 失業保険では、離職の日以前一年間に賃金支払の期間が六ケ月以上あることを受給要件としているが、今回の争議により六ケ月以上賃金が支払われないためこの受給要件を欠く者の失業保険上の取扱いについては、特に争議開始前の期間をも加えて上記の受給資格要件決定のための算定基礎期間とすることとした。

(2) 健康保険及び厚生年金保険では、今回の労仂委員会のあっせんにより退職する者については、退職の日まで引続き健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格があったものとして取扱うこととし、この間の保険料を事業主より徴収するとともに、　療養の給付等についてもさかのぼって保険給付を行うこととする。（厚生省）

二、石炭産業の合理化に伴う雇用対策について

一、政府は昨秋「炭鉱離職者臨時措置法」を制定し、炭鉱離職者に対し、再就職の促進及び生活の安定に資するため、広域職業紹介、特別の職業訓練の実施、緊急就労対策事業の実施、炭鉱離職者援護会による移住資金、職業訓練手当の支給、訓練用寄宿舎の設置、雇用事業主に対し宿舎施設の貸与、その他の措置を講じている。

二、次にこれと並行して、失業保険法を改正して、失業保険の給付期間を二ケ月延長する措置を講じ、炭鉱離職者について失業期間中の生活の安定を図るとともに、訓練を容易にするため、公共職業訓練を受ける者に対する給付延長等の措置をとることとした。

三、また、炭鉱離職者等の雇用対策に資するため、炭鉱離職者援護会を発展的に解消し、雇用促進公団を設立し、国の雇用対策とあいまって再就職に必要な職業訓練、労仂者用住宅の建設、その他の業務を行うよう検討している。

四、特に、炭鉱離職者対策等について、総理大臣より雇用審議会に諮問しており、これに対し近く答申があるものと期待しており、その意見を尊重して対策の万全を期して参りたい。

ニューズ

42

三菱.またも希退募集を提案

北炭（三山分離）・住友転組にも

三菱鉱業は、九月十五日にはじまった中央交渉で、希望退職募集を提案した。崎戸の山況が悪化したことを理由に、六〇〇名の減員をのぞみ、その方法として高島、崎戸、古賀山、勝田、新入、鯰田から六〇〇名の希望退職をつのり、そのあとに崎戸及び上山田三山（ここからも六〇〇名以外に希望退職募集）から配転するという内容である。菱炭連では、十六、十七日に団交を行ったうえで、十八日以降、全支中斗、臨時大会を開催し、その交渉をおこなうことになっている。

三池斗争について炭労大会が条件付事態収拾をきめたのを、まっていたように、北炭では十二日に、赤岡、万字、美流渡の三山分離を十六日から強行すると宣言した。北炭労連は十三日に全山の二四時間ストライキを行い、反対斗争をつよめている。また、住友鉱連にも、鉱員の減少を理由にして、約一〇〇人の希望退職募集が出されている。

三菱の提案理由

崎戸鉱業所は減員措置を講ぜざるをえない事情（中部断層発見の採炭の結果が思わしくなかった）に立至りました。ついては、崎戸鉱業所における所要減員数は約六〇〇名でありますが、崎戸一山のみで、これが消化は困難でありますので、今回崎戸を中心とする菱炭連傘下の九州各山において、この際、身のふり方のつく方々に、極力退職していただく措置を講じ、そのあとに、前記二要領により、ほかに配置転換をおこない、もって、当面の減員をはかることと致したく、左記の通り提案いたします。

提案内容

一、九州各山（除く、方城、上山田、飯塚）において、すみやかに別紙の通り退職手当臨時措置を講じ、この条件のもとで退職できる事情にある人々に、極力勇退していただくこととする。

（勇退された方々については、できるだけ就職のあっせんをいたしたい）

二、1、二子、古賀山、勝田への配転については、原則として受入れのこととする

2、新入、鯰田への配転については、希望退職後の実情にてらし、おこなうこととする。

なお、方城、上山田、飯塚の三山については、それぞれ御承知の事情——閉山間近で就職あっせんがつよくすすめられている——にありますので、この際三山についても、前記他山同様条件にて減員措置をおこない、さらに崎戸とあわせ、他山えの穴埋め配転により減員をはかりたい所在であります。

みぎ崎戸並びに三山より他山えの配転についての具体的方法については、貴方と当方別途協議のことと致度。

退手の臨時措置

一、期間　本措置の適用期間は、概ね十五日間とし その間に退職したもの（死亡、懲戒解雇者及び入籍採用による退職者を除く）について適用する。

但し、看護婦、保健婦、栄養士、レントゲン技師、鉄道機関士、船長、機関長は特殊技能者として本措置を適用しない。

二、退職手当金　鉱員退職手当規程第三条第一号（事業上都合解雇）により計算した額とする

三、特別加給金

1、前記二の退職手当金のほか、次の区分により計算した額に一律に四万円を加算支給する

但し、保護鉱員に対する一律加算額は二万円とす。

勤続一年未満	本人平均賃金の	九〇日分
一年～五年	〃	一二〇日分
五年～十年	〃	一五〇日分
十年～二十年	〃	一八〇日分
二十年以上		

2、停年間近かな者の取扱は次の通りとする

(イ) 本特別措置実施期間中に停年に到達する者に対しては、特別の措置は適用しない。

(ロ)、本特別措置実施期間終了後、四ケ月以内に停年に到達する者の特別加給金は前記1により計算した額に、それぞれ次の割合を乗じた額とする。

本措置適用期間終了後一ケ月以内停年到達者	三	割
二ケ月 〃	五	〃
三ケ月 〃	七	〃
四ケ月 〃	九	〃

3、常傭臨時夫の取扱は、前記1又は2により計算した額の半額とする。

四、その他

1、帰郷旅費　退職の日より一ケ月以内に帰郷するとき、所定の帰郷旅費を支給する

2、年次有給休暇残日数の取扱

退職時の年次有給休暇残日数中、法定外分については、その日数に応じ、本人平均賃金を支給する

3、退職者の金融貸金及び諸物資金の残額は返済を免除する。

（うらに）

1960.9.21

大之浦労組 教宣部

斗争日程

以上のような提案に対して、十六、七日の全坑で賛同をおこなつて、問題点をあきらかにしたうえで、菱炭連は次のような斗いの日程を予定している。

9月18～20日　企友中斗
22～23日　臨時大会
24日以降　団体交渉

ニュース

43

炭労中斗発第二七六号
一九六〇年九月二十二日

斗争体制確立に関する準備指令

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

第二七回大会は政府並びに三井鉱山に対する要求獲得のための炭労の統一斗争を組織し、その中で、三池斗争の事態収拾を図ることを決定した。

中央斗争委員会（九・九）は大会決定にもとづき、九月十五日政府に対する要求書を提出し第一回交渉を行った。第六十回中央斗争委員会（九・一二）は三井鉱山に対する具体的要求を決定し交渉推進を図ることになった炭労要求獲得のため実力行使の決行は必須である。今下各支部は大会決定にもとづく統一斗争体制確立のため教宣活動を実施し、いつでも統一ストライキに突入できる体制を確立せよ。

右指令する。

以上

三池斗争及び北炭企斗の中斗指令

炭労中斗発第二七五号
一九六〇年九月二十二日

北炭企斗推進に関する指令

一、斗争経過と体制

北炭労連に提起された企業分離（赤字山を独立会社に切りかえ、分離する合理化方式）に関する反対斗争推移、および今後の斗争方針については二六七号指令および別紙（斗争要領）に詳細に示すところであるが、現時点の斗いは、

(1)、三井の斗争体制を強化し長期柔軟な斗争路線にたって分離反対斗争を推進する。

(2)、新会社を否認し、一九日以降も北炭従業員として就労する。

(3)、統一斗争体制確立のための期間を九月二五日まで設け、意思統一の発展を基礎に九月二六日以降毎週一回二四時間ストライキを反復継続し、状を見て戦術を強化する。

どの労連斗争方針にもとづいて就労確保と体制強化におかれている。その後、現地指導委員会（炭労・道炭労・労働・政党）における打合わせは次の諸点を確認した。

(1)、体制確立後の二四時間ストライキは原則として二六日とし、二四日開催予定の北炭企斗委で確認決定する。

(2)、北炭労連は戦術委二三日、斗争委二四日、臨時大会（夕張本町で開催）二五日をそれぞれ招集し、当面の方針確認と体制強化をはかれる。

(3)、十山に対し三山からの逆オルグを派遣する。

(4)、斗争指導オルグとして夕張・平和から六名を選出し、三山に各二名を常駐する。

(5)、鉱業所単位の炭婦協大会を実施する。

(6)、職員組合はその内部事情からやむを得ず斗争指標（分離反対斗争から条件斗争へ）の変更を行ったが、労連斗争の結果にまつこととし、下部においてトラブルを生じることのないよう行動する。

二、敵の出方に対する分析と対策

1、就労中には個々の職場において強化な切りくずしが行われるものと判断されるので職場の抵抗体制を強化する。

2、敵は炭労中斗委員会・北炭労連大会・道炭労大会の推移を見守り、その結果に対応して新たな攻撃を展開するものと判断される。従って三山の就労体制はその時点を境として不能となる事態も予想される。

3、新会社は立入禁止仮処分申請を行いながら職員又は第二組・転職・重役担当者をもって、保安確保と称して入坑確保の挙に出るものと判断される。

4、前二項の場合は三山の全面ストライキ、ピケによって対決しなければならない。従ってそのための生活資金確保やピケ対策を積極化しなければならない。

1960.9.27

大之浦労組教宣部

うち

中央斗争委員会（九・二二）は北炭斗争委員会の決定した斗争方針および現地指導委員会の決定報告と敵の出方に対する分析にもとづいて赤平山分離方式による合理化（集団解雇、組織侵害による条件切下げ）を排除するため北炭労連の斗争を基盤として産業別統一斗争へ発展させることを確認し、今後の斗争推進について次の方針を決定した。

よって左記の通り指令する。

記

一、斗争態勢と戦術

1、第二七回大会決定の方針にもとづき、北炭労連の統一斗争を各職場じんに組織し、これを基盤として地域斗争から全体斗争へと発展させ、産業別統一斗争として「分離撤回」まで断固たる斗争の推進をはかり、勝利の展望を確立する。

2、現在北炭労連が実施している二六日以降の週一回二四時間ストライキを基点として一〇月下旬以降漸次戦術を強化し、北海道地域のストライキ及び炭労全体のストライキを背景として十一月中旬を目途にさらに強力な戦術を行使し得る体制の確立をはかる。

3、炭労傘下組合員・主婦はもとより、全労働者に対して今次斗争の意義を広くアッピールするための教宣活動を強化し、全道労協・総評傘下各単産よりの支援体制を得るため、それぞれの機関に要請する。

二、斗争推進に必要な具体的措置

1、北海道地方本部傘下支部より北炭全山に対するオルグ投入（指導オルグ・交流オルグ）、常磐・九州地方とのオルグ交流を実施するとともに、必要に応じて動員・実力行使等を実施する。

当面、北炭十山の体制確立をはかるため次のオルグを派遣する他、傘下支部に対する割当は地方本部が行う

夕張八、新夕張三、平和四、清水沢三、真谷地二、登川二、幌内三、新幌内三、神威二、空知二、

合計三二名

2、北炭労連は記一の1の2にもとづき戦術強化をなし得る体制を速やかに確立することを指標に、指導オルグ交流オルグを積極的に実施し、家族ぐるみの斗いに発展せしめるよう行動せよ。

この場合、職員組合に対してはトラブルをおこさぬよう配慮せよ。

3、炭労全体のストライキは北炭労連及び北海道地域における斗争発展の推移と常磐・九州に対するオルグ交流及び教宣活動の成果において具体的に企画実施するものとし、その目途を一一月上旬とする。

4、資金対策として次の措置を行う。

イ、九月一二日以降炭労が指示したオルグ、動員、教宣、法対、その他の経費は炭労において支出する（二六七号指令にて指示済）

ロ、分離対象三山がストライキに突入した場合及び戦術強化に対応するための斗争資金・生活資金として当面二億五千万円を確保する。

ハ、炭労が準備する生活資金は組合員一人一ヵ月一万円以上を目途とし、具体的に炭労がストライキを指令した時点以降において炭労全体のカンパをもって処理する。

三、斗争指導

1、中斗指令二六七号によって設置した北炭企斗対策委員会の構成は、必要に応じて増減できるものとし七社企業連代表各一名を参加させる運営規程は別紙のとおり定める。

2、北炭企斗対策委員会（中執、道本、地方中斗、労務連、七社企業連代表）は本指令にのっとり北海道地方本部の協力を得て現地斗争の指導に万全を期し、その主要については速やかに中央斗争委員会に報告し、必要な指示を求めよ。

以上

ニュース

44

明治企斗

赤池に八二二名の首切でる

希望退職断固ハネ返して斗いくむ

××××××××××××××××××××

開労連は去る八月二六日に本社に対し、三八年度末での長期採炭計画及び新規開発計画について、その提示を申入れていたが、八月三一日第一回、九月二日第二回、同二五日第三回の団交をおこなっているが、その第三回の団交で会社は、この機会に便乗してこともあろうに「赤池の一部坑口及び区域の炭量は放棄せざるを得ない、そのため現在員一、七四九名のうち、採炭、間接より五七八名を、坑外夫より二四四名、合計八二二名の首切り（希望退職募集）をおこないたい」と提案してきた。交渉団は不当性の追及を行い引揚げた後、同日午後七時頃から開労連拡大執行委員会を開催、二六日午前から企反斗委がひらかれ、今后の斗争強化についての討議を行っている。

一方、斗争体制確立、教宣活動の徹底、会社の首切り阻止のための協議会の結成等、当面の斗争方針を決定、直ちに反撃体勢の指令を発した。

以上が団交の経過及び赤池支部の斗いについての備えであるが、団交で会社が提案した内容というのは次のとおり

××××××××××××××××××××

石炭産業の現状及び将来の見透し

三八年度迄石炭価格を一、二〇〇円引下げねばならない。これは毎年大体二五〇円程である。また、出炭規模は石炭合理化審会で五、五〇〇万屯を決定している。三八年以降石炭と比較基準としている重油の価格が、更に二、〇〇〇円下るみこみである。

従って、石炭価格はさらに二、〇〇〇円引下げねばならない。そのうち一、〇〇〇円は政府施策によるもので、三八年度以降はさらに、一、〇〇〇円引下げることとなる。

我が社の実情及び見透しについて

三八年迄個人能率を三〇屯、出炭原価を三、四五〇円とする。出炭規模は全国出炭予定の五、五〇〇万屯中三九、二％にあたる二一六万屯を、人員は六、〇〇〇人体制としたい。

各山の状態としては、現在切羽の主体、赤池一坑四枚尺六二〇円。二坑、四枚外四九〇円。三坑、四尺一、〇五〇円。同じく三五尺四七〇円（之は発電所下）。同じく四枚八五〇円。平山、五尺尺五五〇円。西杵、杵島本尺三五〇円。立山、献木五尺五七〇円。佐賀杵島本尺三〇〇円。昭和、各尺四五〇円。上芦別、各尺五〇〇円、庶路各尺四五〇円。

また、出炭目標として、三八年度迄、赤池を二七屯、平山二六屯、西杵三一屯、立山三一屯、明佐四〇屯、昭和三三屯、上芦別三三屯、庶路三一屯。

これらを総括して個人能率は三八年度迄三〇屯、各山のこれら切羽の状態、切羽並び乃至各山の出炭目標達成のための問題点として技術的な改良を加えて維持可能の山は別としても、今問題となっている山は赤池でこれについては、更に詳細に述べる。

山別の実情

平山～現在五番尺を採掘中であるが、今后のみこみ少ないと思われた八、九番尺が非常に良好でこの採掘みこみが立った。

立山～炭尺の天盤が悪く、かえりふのがあって、この処理に苦慮している。

将来不良ヶ所を切捨てて、一応技術的に改良したい。なお、三菱系鉱区の分鉱区毎との関係においては、目下開発価値、立山のいずれから掘るかは、検討中であるが、立山から掘れる部分もあるということは当面可能性がある。

北海道～一応若い坑口、若い炭尺であるので、将来五〇～六〇屯の能率達成のために、いろいろ努力しこれに期待する。

赤池の場合

あと、一〇年の炭量はあるが

赤池の経済的可採炭量は第一坑～四九、一〇〇屯、第二坑～六九三〇〇屯、なお四尺層を含め約一八五、〇〇〇屯ある（この四尺層は経費がかさむということで、非常に問題がある。） 第三坑～一六〇七、七〇〇屯、四尺層を含めると一九九一、一〇〇屯。第四坑七八五、六〇〇屯。 合計二五一一、七〇〇屯（将来のある四尺層をふくめると三八七万屯）

命数は、第一坑、一年半、三六年上期まで。第二坑一年七ヶ月、三六年上期まで（四尺層含まない）。第三坑一〇年、第四坑七年。

これを叙ると、第一坑は三六年上期に終了して、特にすいた層が一〇万屯程あるが、過去の試験採炭によって非常に悪条件がわかったので、採掘しようとは考えていない。したがって放棄する以外にない。

1960・9・28

うら

大之浦労組教宣部

第二坑は一坑と同様三六年上期に終了する。別に四尺炭が一〇万屯あるが、これは切羽条件が相当悪いようであるから引合はない、したがってこれは採らない。

以上から第二坑は放棄する以外にない。

第三坑は、一昨年本卸を延長して、その下部をとるようになっていたが、埋蔵炭量五〇万屯、可採炭量三〇万屯で、あと二年しかない。昭和三七年に終掘する。

この他、下の地区に四尺炭、四枚炭を主体とする相当の炭量があるが、四尺炭は切羽条件から引合わない。四枚炭は明治の水力採炭の試験結果によるが、その生産性は不安定である。従って、今後の技術の進歩にまつこと大きい。

但し赤池三坑下部はガスが非常に多く、過去においてこの四尺炭を採掘して、ガス抜きをした上でなければ四枚炭はとれない状態であり、保安上、技術的に非常に難かしい問題がある。従って、下部四尺炭、四枚炭について放棄せざるをえない。そして今後は、左一本卸の比較的ガスの少ないところをとっていく。所謂本卸下部の採掘期間が二ヵ年あるので、その間に左二本上部がとれるよう準備していく。

第四坑は、いまのところ非常によく、また埋蔵炭量もあるので継続していく。

縮少のために首切る

いままでの原価計算による赤字の総額は、三五年下期屯当り赤字三一〇円、三六年度六四〇円、三七年度七四二円、三八年度一、四〇〇円の赤字がみこまれている従って、この際、赤池を縮少し、残りを切捨てて、残った人員で会社の永続をはかる以外にない。

その具体的内容として、

赤池第一、二坑の即時採掘中止・第三坑下部の採掘中止並にこれに伴う坑外の合理化の形で人員削減をしたい。

第一坑現在人員（採炭関係の間接夫を含めて）	七九名
第二坑・	二〇八名
三・	七二四名
四・	二六六名
計	一、二七七名

このうち、第一坑～七七名、第二坑～二〇六名、第三坑～二九五名、計五七八名、及び坑外夫四七二名中二四四名、合計八二二名の希望退職を募集する。

以上

ニューズ
45

炭労中斗発第二七九号
一九六〇年九月二十九日

各地方本部
各支部　斗争委員長　殿
各企業連

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

企業整備反対統一斗争推進に関する指令

一、斗争の主題

(一)　北炭斗争

1、北炭企反斗争対策委員会は中斗指令第二七五号に基いて各支部斗争体制確立の諸活動を行ってきた。

とくに該当三山に対しては中執、闘争委を常駐させ、北炭斗争の基盤確立に努力してきた。

北炭労連は十八日以降行われてきた各支部体制確立の実態を把握し、第二次ストライキ決行の期日を決定するため二十四日道炭労において斗争委員会を開催した。

第一日目に把握された各支部の体制は三支部を除き体制が確立されたものとしている。しかしながら、

(1)　三山において斗いの方針について具体的に批判と意見が出されていること

(2)　十山のなかにも条件斗争以降の意見があったこと

(3)　敵の攻撃が分離から休山と変化があり、さらに閉山ということも想定されること

などから判断する段階は、十七日労連斗争委員会が決定した戦術を統一的に実施し得る情勢ではないとする意見が出され、斗争委員会を代表者会議にきりかえて内部の意志統一を完全にすべきである、との提案が採決された。

又、代表者会議並びに斗争委員会で出された大勢の意見として次の三点が出された。

(1)　企業別統一斗争に対する自信の喪失

(2)　十山の体制が想定される敵の閉山攻撃に対してそのテンポを早め、これに対応する斗いの組織が困難だ。

(3)　実際に閉山という敵の攻撃がはじまれば十三山の体制に動揺が生じ、阻止することはできなくなる。

以上の意見に対して、炭労としては敵の閉山攻撃という局面によって斗いの幕を引くことはできない。

もし十山にその体制がないなら企業別統一斗争のテンポを早めるため臨時大会を招集する。

なお、三山の組合員並びに家族の生活保障と重点ストライキ戦術が採用される場合は炭労全体カンパにすること　その実現に努力する。との提案を行ったが了解されるところとならなかった。

従ってこのような状態では中央委員会において対策する以外に方法はないとの判断にたって、中央斗争委員会招集を要請した。（詳細は別紙報告書参照）

(二)　三池斗争

第二十七回大会で条件獲得による事態収拾が決定されて以来、三池現地では組合員家族に対する現状説明と理解に努力を傾注するとともに闘争経過並びに生産再開に対応する指導体制確立にとりくんできた。

一方、中央段階では政府、中労委に対する要求項目と併行して三井鉱山に対する具体的要求（政府斡旋の条件及び生産再開に伴う就労条件）についての団体交渉を申入れ、事態の早期解決に努力した。しかし会社側は中労委のあっせん案による生産再開委員会での解決を主張、構成についても職制及び第二組合の参加を理由として交渉をひきのばし、あわよくば再あっせん案第七項による中労委の裁定にもちこみ、われわ

1960・10・3

つづく

大之浦労組　教宣部

れの実力行使体制を確立すべく準備してきた。このため被解雇者の退職手続期日（九月二九日）を目前にひかえ交渉窓口の突破に実力行使を決意せざるを得ない段階に逢着した。しかし時期的にも大会決定に対する全体の理解の不充分さがあり、さらに窓口突破のための戦力消耗より実質的な条件内容の獲得にこそ力を注入すべきだとの全体判断から事務折衝により解決の方途を求めることになった。

九月二十一日、二十二日に開催された第六十回中央斗争委員会は、以上の情勢から、当面する被解雇者の条件獲得に重点をおき全体の統一斗争体制確立の準備指令を発するとともに退職手続期日前の戦術行使について指令権を戦術委員会に付託し以後の戦術行使は次期中斗で検討するとの方針を決定した。

以上の中央状況から、現地では中央交渉が被解雇者の退職手続期日に拘束される余り就労条件を含めた実質的内容獲得のための戦術行使に力が集中されない事態を考慮し、被解雇者には二十九日の時点で「勇退」か、もしくは「自然退職」による法廷斗争かのいずれかを各人の意志によって選択さすべきであるとの態度を決め、中央交渉は二十九日の期日にこだわることなく全就労条件獲得のため炭労全体の戦術行使によつて解決する。このため早急に対立点を明らかにし、産業別統一斗争体制を組上げる必要があると判断した。

(三) 二鉱斗争

九月十六日、中斗指令第二六五号に基き解雇拒否者の条件斗争のすすめ方について次の基本的態度と具体的要求内容を決定した。

/、中労委あっせん案前文に示された指名解雇の否認、抵抗斗争の否認、三池ピケの暴力規定は認められない。

2、炭労大会決定の方針に従い七十名を守り条件獲得のために斗う

3、三池の事態収拾に準じて解決をはかる方針は従来の会社の態度から相当の困難が予想される。

従って炭労の統一実力行使はもちろん二鉱独自の力をもって解決をはかる斗争体制が必要である。

○具体的要求内容

(1)、政府に対しては炭労を通じ次の通り要求する

イ、七十名の安定した住宅を含む就職あっせん

ロ、失業保険の特別措置による失業保険の完全支給

(2)、会社に対し次の通り要求する

中労委あっせん案を基礎とし三池の解決に準じて取扱うことを基本とする

細部については中央情勢、三池情勢、拒否者全体会議の意見、等を考慮して交渉委員団（担当中執を含む）において決定する

九月二十七日の団体交渉において会社より次のような回答があった。

(1) 整理期間について、この際退職したい者は昨年十月十日付希望退職として取扱う。

(2) 退職金について、勇退の場合事業都合解雇として特別金四万円を加給する。

(3) 就職あっせんについて、当面具体的なものまで提案するに至らないが最善の努力をする。

この交渉では退職者がいくらの金をもらってどんな就職をするかにかかっているので退職条件に項目をたてて出さなくても三池に準ずればよいのではないかと考えるので検討されたい。

組合としては、三池の交渉がまとまっていないので退職条件の具体化について交渉をすすめてもすぐ行きづまるので、本日の会社回答は聞きおくこととして退職問題を保留することを主張、来月一日交渉をもつことにして交渉を打ち切った。

(四) その他の各社

/、三菱

九月十九日中央三菱協議会は大綱次のような提案を行ってきた

(1) 崎戸の命運をかけた中部、北部の開発が絶望となったため崎戸の人員を六〇〇名減員する

(2) 崎戸一山の外での減員は消化困難であるので九州各山において希望退職を募集する

(3) イ、二子、古賀山、勝田への配置については原則として受入れることとする

ロ、新入、鯰田への配転については再選後の実情に照らして行うこととする

菱炭連企斗委員会は会社の場当り的合理化との対決の姿勢で菱炭連統一斗争をもって会社の提案に反対し長期協定の完全実施、雇用安定せる操業計画を確立させるため菱炭連の総力をあげて斗う方針を確認し、下部討議を行い、九月二十九日、三十日には臨時大会を開催して意志結集を行うことを決定した。

2、明治

明労連は八月二十六日会社に対し昭和三十八年までの操業計画並びに新鉱区開発計画の提示を要求して交渉を重ねてきたが、九月二十五日の団体交渉において大綱次の如き希望退職募集に関する提案を行ってきた。

(1) 赤池炭鉱第一坑、第二坑の即時採掘中止、第三坑下部の採掘中止並びにこれに伴う坑外の合理化

(2) 以上により赤池鉱の人員八二二名（現在人員一、七四九名）を減員する

(3) 赤池炭鉱より八二二名の希望退職を募集する

明労連企斗委員会は炭労の方針にもとづき次の方針を決定した。

今次赤池に提示された企業整備は明労連全体に対する攻撃であり、明労連の統一斗争をもって希望退職募集撤回、長期協定完全実施を獲得するため長期柔軟な斗いを組織し対決する。

3、古河

(1) 雨竜支部

五月末合理化提案以来十数回の団体交渉を行い会社提案の撤回を要求し斗ってきたが交渉は決裂し、会社は九月十一日以降月末まで一方的に希望退職を強行することを表明し、実施している。

(2) 好間支部

六月末合理化提案以来交渉を行い、九月末山元代議員会を開催し今後の具体的方針を決定する

4、宇部、杵島、大正

炭労第二七二号指令で明らかにした通り配置転換を中心とする合理化斗争を推進中であり、杵島、大正では賃金遅払いを会社が提案してそれぞれの支部で斗いが組織されている。

二、合理化に対する当面の方針

(一) 産業別統一斗争を強化する

われわれの合理化に対決するための基本方針である「一つ攻撃をうけた支部、企業連が独走の決意で対決体制を確立する」ーは今日においても変りは無い。しかし、この姿勢が確立されなければ基本的な斗いをやめるという考え方は、石炭資本の攻撃がいちじるしくきびしい現状ではあやまりである。三池斗争の余勢を駆った石炭資本は、北炭斗争に示されるごとく思想攻撃、組織分裂攻撃で、さらに戦術的に、その大資力を集中しており、支部、企業連の単独斗争の力では抗しきれない現状だからである。

また三菱、古河、明治、宇部など、石炭資本の合理化攻撃は相次いでおり、現在提案されていない企業連、支部に対しても近い時期に攻撃が加えられることは間違いない。その攻撃を支部、企業連が独走して対決する体制とあわせて、それぞれを結合して炭労の産業別統一斗争に組織することが必要になっている。

従って、従来の「支部、企業連の体制確立と強力な斗いの展開を基盤として地域斗争をつよめ、さらに炭労全体の斗争に発展させる」という戦略コースを、敵の攻撃に対応して「直ちに炭労の統合的直接指導による産業別統一斗争を組織する」という方針に修正し、炭労全体の対決体制の確立をはかる。

(二) 政策変更の斗いを組織する

一昨年末、宇部に端を発した大規模な合理化攻撃を契機として受けとめて以来、多くの合理化に対決し、三池斗争においては異例の大斗争に発展した。しかしながら本質的には石炭資本の企図して

いる十一万人解雇体制は着実におしすすめられており、今日なおその攻撃は[illegible]的にわれわれをおそっている。また、三池斗争は消極局面の政策変更を斗いとるという結果で事態収拾の段階である。これらの斗争は、もはや個々の石炭資本の攻撃に対決するだけでは十一万人解雇体制をはねかえす斗いとはならないことを明らかにしており、いまこそ組織全体の対決体制をもって共通の指標として政策変更の斗いを設定しそれぞれの企業連・支部の斗いとの結合を求めて統一ストライキを決行し完全な産業別統一斗争を並行することの必要を示すものである。

さらに、政策変更の要求をとりあげることによって、現在各支部、企業連の全斗のなかであらわれる「トコトンまで斗えば会社がつぶれる」とか「オレの山だけ赤字になる」という斗争にブレーキをかけている敵の思想攻撃をのりこえることが可能となるだけでなく、企業をこえた炭鉱労仂者としての共通の指標に対して斗いが組織され得る。

「政策変更の要求」

一、政府に対し

1、政府の石炭産業振興対策と完全雇用

石炭が割高のうえに競合エネルギーに対して対抗できないという問題は、鉱区の私的所有と低賃金を土台とするわが国炭鉱資本の伝統的な蓄積の方向と従属的なエネルギー政策にその原因があることは従来、「合理化審議会」の中でわれわれが主張してきたとおりである。したがって、政府に対し労仂者の犠牲による合理化方針を変更し、「雇用の安定」を行う施策を具体的に確立するよう要求する。

2、具体的な石炭施策についての要求

イ、低品位炭の利用促進と石炭を利用する新産業の開発

ロ、一方的閉山ならびに企業分離の法律による禁止（合理的解決をはかるための労仂者代表を含む対策委員会の設置）

ハ、石炭産業を保護するための重油関税の引上げ

ニ、失業保険の適用期限の延長、給付額の増加、生活保ゴ基準の引上げ

3、離職に伴う雇用対策

閉山、解雇等によるおびただしい炭鉱離職者に対する従来の施策については、何らみるべきものがないことは世間周知のところである。ほんらいこれらのひとびとは、今次三池の離職者の場合と区別さるべき理由はどこにもない。従って、その対策についても差別さるべきいわれはむろんない。これらの人々に対する施策について具体的な確立を要求する。

二、石炭資本に対して

完全雇用を要求するとともに石炭資本が計画している合理化の全ぼうを引出し対立点を明らかにすることによって組合員の意志統一をはかる。

(三)、総選挙ならびに秋季年末斗争の結合

われわれの政策変更の要求と、社会党の「(1) 石炭鉱業安定政策、(2) 石炭鉱業近代化の促進、(3) 石炭需給の安定、(4) 研究体制の確立と石炭鉱業安定会議の設置と要求」を結びつけ、ひろく国民各層に、総選挙を通じてよびかけを行い、全国斗争を組織する一方、総評の秋季年末斗争の時期判断の下に、全労仂者階級の理解と認識を求め、広範な労仂者全体の斗争に発展させる。

(四)、当面の戦略コース

北炭、三池、さらに三菱、古河、宇部、明治の各社の企斗に結合して政策変更の斗いを組織する。そのため十月十二、十三日札幌において炭労臨時大会を開催し、前記「合理化に対決する当面の方針」の具体的内容について検討し、意志統一をはかり炭労全体の体制の確立をはかる。

なお、現在よりこの臨時大会までの期間、北炭労連の体制確立に努力を行う。

一、北炭斗争

１、斗争指標

三山分離完全撤回

２、斗争路線

オ二七回大会決定の方針にもとずき敵のもっとも悪質な三山分離強行に対し、北炭労連の全体の統一斗争体制の強化をはかり、産業別統一斗争を早め、三山分離撤回まで斗争の推進を図り、勝利の展望を確立する。

３、斗争体制の確立

イ、北炭傘下十三支部は「前向きの姿勢」を確立するため、職場、居住の教宣活動を強化し、他支部のオルグ活動を最大限に活用し、職場や居住または機関に出席せしめ、斗争体制の早期確立につとめよ。

ロ、会社側の休山申入れにより、分離該当の赤間、万字、美流渡三鉱は全体ストライキ体制になっているので、この生活保障については十月一日以降、組合員一人当り一万円を最低生活ヒとして炭労全体カンパをもって措置する。但し当面は労金より融資を行って、具体的措置方法については炭労臨時大会にて決定する。

ハ、斗争体制のたかまりを漸次強化し、戦術強化（重要スト）を行う。その場合は炭労全体カンパ体制をもって措置する。

ニ、当面、北炭労連傘下全体の統一斗争体制を前向きの姿勢に、立て直すために、北海道地方本部において、企業内オルグ交流ならびに北炭各支部外の未妥結当該支部より、十山体制に重点をおいた大オルグを投入し、強化対策をとる。

二、全支部の行動

１、北炭を除く各支部は三山分離撤回斗争の産業別統一斗争の重要性について教宣活動を行い、機関討議を行って意志結集させよ。

２、炭労統一斗争のストライキ決行は、炭労各企業別企反統一斗争と結合せしめ、十月中旬を目途に体制を確立する。

３、北炭統一斗争を強化するために北海道において十月十二、三日を目途にして炭労臨時大会を開催して産業別統一斗争に結集する。

三、地方本部の行動

北海道地方本部は、地域共斗体制確立のため、全道労協に要請し、秋季斗争との結合をはかり、統一斗争を発展させ、各単産の資金カンパならびにオルグ動員を実施せしめよ。

四、三池斗争

１、現地は長期に堪え得る体制を確立し、益々強硬、悪質の度を加えた会社及び第二組合の個別切崩しに対処する。このため当面必要な十月分生活資金の融資対策を行う。

２、中央交渉の経過から判断し、当面被解雇者の就労条件について進展を期待し得ない問題は一時棚上げしてでも就労条件について交渉を進める。

３、早急に対立点を明確にし、全体的理解の上に立った統一斗争体制を固めるため、十月初旬を目途に実力行使に突入する。

４、その具体的戦術については、戦術委員会に一任し、指令权を附与する。

５、他企業連に加えられつつある企業整備攻撃とこれに対する斗いの総合的全体々制を充分考慮した長期の戦術路線については臨時大会後の中斗委員会で決定する。

五、二鉱斗争

三池斗争と併行的に団体交渉を進めるとともに体制を確立し、統一斗争の時点において、二鉱独自の斗いをも判断し、解決をはかる。

六、その他の企業連、支部の斗い

１、明治

本指令の基本路線にしたがい、斗争を継続するが、当面は別号指令（二八〇号）に基き斗争を推進する。

２、その他

三菱、古河、大炭労など、現在企業整備の提案されている企業連、支部は本指令の基本路線にしたがい具体的行動をさだめ、その他の支部においても、なしくずし合理化に反対する斗いを通じ十月中旬を目安に体制をかためる。

以上

ニュース

46

中央交渉 ふたたび首切り撤回を要求

一五〇〇名あつめ赤池で総決起大会

既報（情報四三二号）の通り、八二二名の希望退職募集に対し、断固粉砕の斗いを推進している赤池支部では、九月三〇日に明九労拡大斗争委員会を開催して、当面の具体的斗争を推進するため、現地指導委員会を設置する他、十月一日には、北海道今下支部、明九労今下支部オルグが一二名はいって統一斗争で対決するための教宣活動をおこなっている。また、中央においては、十月三日、第六回団交がひらかれ、希望退職募集の撤回及び完全雇傭を要求し、会社をして〃更にもう一度社内会議をもって、最終的態度を検討してみたい〃といわしめている。このように中央と結合して一貫した斗いがすゝめられ、十月二日には総決起大会を開催して斗う決意をあらたにし、幹部社宅にデモをかけた。

団交経過

中央本社で、三日午後一時三〇分から午後五時まで第六回団交がおこなわれた。

その席上、組合から

① 赤池八二二名の希望退職募集を撤回せよ

② 但し、これだけでは、一、二坑の終掘条件もあらうから、一、二坑の三六年終掘の事態が発生した場合、その時点で協議するが、現時点では完全雇傭を前提とした処置についてのみ協議に応ずる。

これに対し会社は、

八二二名は期待する数字であり、撤回する意志はないが、希望退職であるから応募した人員の結果で一、二坑の就業体系を計画する。したがって、完全雇傭を前提とした一、二坑の終掘措置には応じられないと回答した。

こうゆう会社の不誠意な回答について、組合から更に提案を撤回し、一、二坑の終掘措置がとられない限り中央交渉はうちきらざるをえない。と鋭く追及した。

切崩しは許さぬ

また、赤池では会社幹部が肩叩き等の行動にでているときくが、中央段階での協議事項に反するのではないか、従って、その事実があれば、その人間は処分するかという主張と追及に対し、会社は

① 一、二坑の計画変更（完全雇傭を前提とした）ができるかどうか、もう一度社内会議をもち、最終的態度を検討してみたい。② 肩叩きについては、指示もしていないし、そのような報告もきいていない。そしてそのような行為をやっておれば、当然会社の意思に反する行為であるから、速かに現地に問合せ確かめ回答する。

という態度で、団交は具体的につっこんだ論議にならないまま打切った、次回は六日の予定。

現地指導委員会を設置

明九労拡大斗委ひらく

一方、現地赤池支部では、中央で提案があって以来、全支斗争委員会などあらゆる機関を開催して、いかなる首切りも断固はねかえすという決意のもとに、いかなる攻撃にも対応しうる体制を確立してきた。

九月三〇日には、明九労拡大斗争委員会が開催され赤池の斗いを通じて企業連統一斗争に発展させるための斗争方針が決定された。

この会議には、明労連から中山次長、九州炭労から、丸岡委員長が出席。まず、中央交渉経過、指令をだすにいたった経過、指令内容が報告されて、これを確認。つづいておこなわれた山元報告のなかで、会社幹部の肩叩き行為が明らかにされた。

肩叩きに抗議・追及

報告によると、九月二七、八日頃、配給所課長が就業時間を終ってから組合員に対し、臨時夫に切換えるとほのめかした事実にもとづいて、〃上司の指示か、それとも個人としてやったのか〃と抗議追及した。また、労働課係員が応募者の数を調査したという事実についても、直接労働課長に抗議したところ〃指示すべきものではなく、指示していない。募集をした場合、どの位の数になるかという調査をしたのであろう〃とうまくにげようとした。これに対して、まぎらわしい行動、行為はとらないよう確約させるとともに、なお今後において、そのようなことがあれば、貴方の責任だということを付加えて抗議をおえた。

斗う体制を強化

同拡大斗委は、当面の斗いについての諸問題を慎重に検討した結果、次の諸点を満場一致確認した。

① 九月三〇日（当日）より、現地指導委員会を設置する。委員の構成は、明労連、明九労、赤池支部、各山代表者（明北連今下支部を含む）とする。

② 戦術行使の時期判断については、会社の出方をみて検討し、明労連の指示を仰ぐ。

③ 斗争委員は、次期中央機関開催の際、予算措置を講ずるよう要請する。

④ 一〇月二日、立山・平山における機関開催時には逆オルグを派遣する。

⑤ 各支部の行動については、希望退職が考えら

1960.10.11

大之浦労組 教宣部

るので、それぞれ監視の強化をはかる。

⑥ 主婦会の交流を四日から実施する。

そのほか、九州炭労今下支部からオルグを投入するという考え方も確認している（最終的には五日から一週間、炭地共内各支部からになった）

幹部社宅をデモる

炭地共から五名のオルグ派遣

一〇月一日には、明北豊今下支部よりのオルグも赤池に到着した。このためオルグは十四名となった。十月二日（休日）、午前九時より中町グランドにおいて、主婦を含めた一、五〇〇名を集めて総決起大会。この大会では滝井代議士、二七主婦会のメッセージのあと、不当首切りに対してあらゆる攻撃に屈せず斗おうと誓いあった。そのあと、幹部社宅周辺をデモり正午ごろ解散した。

五日からは田川炭地共の五支部—田川、大峰、峰地、方城、鳥尾から、一週間の予定でオルグが入ることになっており、組合員のもりあがりをさゝえる共斗体制もすすんできている。

ニュース 47

秋季斗争三・四波と結合して

安保共斗23次統一行動きまる

一律三〇〇〇円の賃上げを要求し、すでに二波にわたって斗いをもりあげてきた公務員共斗を中軸にして、十五日に第三波の統一行動がおこなわれる。総評では国会解散、総選挙をまえにして、政府・独占のゴマカシと弾圧政策をバクロし、はねかえしていくために、国民の要求を広汎に組織する各種集会を計画している。一方、安保共斗会議は、批准後のなかだる政府が混迷のなかで、基地を中心にして組織された斗いに支えられながら、生活と権利を守る斗いと結合して、再び統一行動をくむようになった。

政府は二八三号指令で、十五日休電時間内の職場大会と大衆集会への参加を指示した。

国民会議の方針

安保改定阻止国民会議は、十月一日の幹事会で、これまでの性格論争にとどまることなく、当面の問題で統一行動を組織することになり、四日の戦術委員会で次のように具体的方針をきめ、第二三次統一行動をおこなうことにした。

1、十月二二日に第二三次全国統一行動をおこなう

中心スローガンは「新安保反対、日米軍事同盟打破」「国民審査で反動裁判官をやめさせよう」「安保斗争に不当弾圧をゆるすな」「安保政治家追放・総選挙を勝利させよう」で、全国一斉に大会・デモをおこなう

2、中央集会として東京で「新安保粉砕・反動裁判官罷免・不当弾圧粉砕国民大会」を、二二日午後、日比谷野外音楽堂に二万名動員してひらき、大会後、日比谷ー霞ヶ関ー首相官邸ー虎ノ門ー田村町ー新橋まで示威デモをおこなう。

これは、幹事会の席上、総評代表から秋斗第三波の計画が報告され、これと結合して斗うことに意見一致した結果、きめられたものである。

3、不当弾圧対策として、社共両党、総評、中立、東京地評から責任者をだして対策委を構成し、七百万円の救援大衆募金をおこす。

芦屋基地で大会

―福岡共斗の方針―

福岡県安保共斗会議は、いちはやく安保破棄福岡県民会議として恒常化をきめていたが、県会共斗の統合問題などが結論のでないまゝ、地域共斗の指導をしえないままにすぎてきた。この状況を打破し、斗う組織にとの要望によって、十月六日幹事会をひらき、八日には自衛隊誘置反対の斗いをつゞけている芦屋基地の近くで県活動者会議をひらいた。

会議には百余名が参加して六日の幹事会方針をかくにん、十三団体の基調報告のあと討議にはいった。このなかで、"板付基地が強力なアメリカの侵略基地であるうえに、芦屋に自衛隊が移駐すれば、米軍とむすんで核戦争の挑発部隊となり、また民主勢力に対する弾圧部隊になること"が強調された。そして、当面、全国の基地斗争と結合して県共斗の力をそそぎ、十月十五日、第二三次第一波統一行動の中央集会を芦屋でおこない、三千名以上を結集することにした。九州炭労では、遠賀直轄炭鉱共斗下支部から多数参加するよう指示した。

さらに活動者会議は、自衛隊誘置反対の斗いを自衛隊募集反対といった斗いに発展させ、軍国主義復活に反対する斗いの一環としておしすすめることを申合わせた。

秋斗の波

総評は九月二九日の戦術委で、第三波、第四波の斗いについて討議し、一週間くりあげて実施することを決定した。この期間には、公務員共斗の賃上げ斗争に、失業と貧困に反対する斗いをくわえ、国民的斗いに発展させることがめざされている。すでに七日から展開され、中央だけでなく、各地でも国鉄の斗いがくまれて、新安保の強行にともなう生活と権利の圧迫に対する大衆的な斗いがひろがり、地方議会や自治体までまきこんで、再び斗いの高揚が示されている。このなかで、日米独占資本とその忠実な代表池田政権のごまかしが次々に明るみにだされ、民主勢力は国会解散・総選挙を有利に展開できる情勢をきりひらきはじめている。

総評が計画し展開している斗いの概要は次の通り

行動日程

7日～△拠出制国民年金反対東京都内パレード、街頭署名、ビラ配布、△公務員賃上げの大衆陳情

つづく

1960・10・13

大之浦労組教宣部

8日～△公務員賃上げ、拠出制国民年金反対、三池を賠若対策大要請

10日～△平和と民主々義を守り青年婦人の低賃金打破中央総決起集会

12・13日～△失業と貧困に反対する各種集会

○物価値上げ反対消費者大会（12日、主婦会館）

○社会保障推進協議会総会（12日、国労会館）

○失業反対、雇用促進、臨時職員、臨時工制度をなくす集会（12・13日　中労委会館）

○最低賃金制獲得のための集会（12・13日　炭労）

○国民年金反対活動家集会（13日　国労会館）

○税金問題集会（12日　衆議院第一議員会館）

○教育をまもるための集会（12・13日　教育会館）

14日～△失業と貧乏に反対する中央集会（日本青年館）

15日～△公務員共斗実力行使と支援動員　△公務員賃上げ、失業と貧困をなくす政策要求国民大衆行動

九州炭労も代表派遣

十一万人首切り体制によって、はげしい斗いをせまられ、真に対決できる方針と体制を確立するために、次々に大会をひらいている炭労にとって、失業に反対する要求と斗いは切実なものである。

炭労本部からの要請に応じて、12～13日の失業と貧困に反対する集会に、九州炭労傘下からも代表をだすことになった。

十七回定期大会後の代表者会議で検討した結果、三池、田川、二瀬、高松、[illegible]炭労の各支部から、それぞれ一名、計五名の代表をだし、中央集会に参加している。

以上

ニューズ
48

九炭七、九斗発第二号
一九六〇、一〇、一二

日本炭鉱労働組合九州地方本部
執行委員長　丸岡吉夫

各支部組合長　殿

第二三次統一行動に関する指示

二二次にわたる安保反対統一行動で岸内閣が倒れ、池田内閣が成立してからすでに二ヶ月を経過したその間池田政府のとってきた態度は、表面的に低姿勢をよそおい国民の目を欺きつつ、安保反対に立上った労働者えの不当弾圧を行い、炭鉱労働者十一万人首切り体制に引続く、更に大炭鉱及国鉄、官民に対する首切り合理化の強行政策を行うという態度なものである。このことは日米独占資本に奉仕する新安保条約を軸とした池田内閣の反動性を暴露したものである。公務員に対する人事院勧告の上以下算の内容に反対して公務員共斗会議が一率三千円の賃上げ要求で斗いに立ち上らざるを得なかった事実を見てもこのことは明らかの通りである。

このような情勢にもとずいて第二〇回臨時炭労拡大幹事会（十六）及び第三回臨時幹事会（十・十）は、中央が決定した第二三次安保反対全国統一行動について慎重に検討を行った結果、(1)、不当弾圧処分反対、(2)、社会保障拡大、(3)、物価値上げ反対、(4)、農業基本政策反対、(5)、単産地域共斗争、等当面する諸要求をもって斗いを組織化することを決定した。また炭労中斗発第二八三号をもって賃金等統一行動とする旨の指令を出している。

したがって、各支部は当面の情勢について正しく受けとめ、われわれの民主的諸権利を守るため、第二三次全国統一行動及び当面の公務員共斗会議における斗争を結合させて斗う体制を早急に確立し、左記によりその共斗体制の確立をはかられたい。

記

一、各支部は第二三次第一波統一行動が次の如くおこなわれるので、北九、筑豊地区を主体とする動員については、各地区労協動員割当に応じ積極的に協力されたい。

1、日　時　一九六〇年一〇月十五日（土曜）午后三時より
2、場　所　遠賀郡芦屋町体育会館（芦屋中学校裏）
3、目　的　安保政策、民主々義と生活を守り軍事基地、自衛隊に反対する福岡県民大会
4、スローガン
(イ)　新安保反対、日米軍事同盟打破
(ロ)　国民審査で反動裁判官をやめさせよう
(ハ)　安保政治家を追放、安保反対勢力を結集し総選挙を勝利させよう
(ニ)　安保斗争に対する不当弾圧を許すな

二、各支部は第二三次統一行動については、全国統一行動として計画された地区安保共斗の中で地域集会が開かれることになっているので、地区労指示に基く動員体制に積極的に参加せられたい。

1、日時　一〇月二十二日（土曜）
2、場所　各地区労指定の場所

以上

1960.10.14

ニューズ

49

加入、届出を拒否しよう

国民年金反対斗争当面の対策

×××××××××××××××

拠出制国民年金改善、実施延期の斗いに対処するため、年金問題共斗会議の設置と当面の斗いを受付拒否の時期に全体の取組みを揃えることにし、署名運動、地域集会、自治体交渉、議会決議上申を決定し行動をおこしてきた。全国的な運動の盛り上りは、死亡一時金制、支給開始年令を希望により六〇才にすると部分修正を言明させるまで追い込んでいる。

この点一応の成果といえるが、年金実施を押通すための妥協案であり、根本的改善には何一つふれていないごまかしをもっている。このごまかしによる逃げ込みを打破する事が当面もっとも重要な行動である。そのため福岡県社会保障推進協議会は、十月七日次のことを決定した。

地方自治体に於いても拠出制国民年金の本質が暴露されるに従い、改善、実施延期の決議が行われ国民運動へと発展しつつある。

×××××××××××××××

当面の情勢

1、国民の反対運動につきあげられ、かけ捨ての不評に対して厚生省は

(イ) 死亡一時金制をとる。三年以上拠出期間のある者が死亡したときは保険料相当額をその遺族に出す。

(ロ) 老令年金は六十五才支給を原則とし、希望があれば六十才から支給する道を開く。その額は六十五才支給の額より低くなる。

などの法一部改正を総選挙後の国会に提出すると宣伝している。

このねらいは、かけ捨てに対する不評をかわし、とにかく実施させ最初の十年間に積立金を取り立ててしまおうという点にある。このごまかし宣伝によって選挙を有利にしようという自民党のねらいがあります。

② 積立金運用については

(イ) 総理大臣の資金運用部資金審議会が大蔵省一本化の答申を行い

(ロ) 厚生大臣の年金審議会が、厚生省の自主管理の答申を行い

(ハ) 社会保障制度審議会では、近く厚生省自主管理の答申を出そうとしています。

しかし、この両者共積立金は、上下水道、道路などに投融資することを認める立場にあり、管理運用を被保険者の民主的管理に移すことなどは一言もふれていない状況にあります。

実施体制を急ぐ厚生省

都道府県・市町村の動き

六月以降世帯調査を行い、八月末をもって一応調査を終らせ年金加入者の実状をつかんだ厚生省、都道府県市町村ではいよいよ十月から加入届出事務をはじめ手帳交付の準備にとりかかります。調査と併行して、七、八、九月とマッチ、ウチワ、小旗、ポスター、チラシ、パンフレット、ラジオ、テレビなどを総動員して宣伝につとめてきた厚生省では十月から届出をひかえ一応宣伝の強化と地方自治体への督令につとめています。

各地の反対運動によって、調査回収その他が完全にゆかないため、厚生省、各市町村がうってきた方法とこれからやってくる方法をあげてみると、大要次のようになっています。

一、調査、加入者をつかむために調査が不充分の場合には、住民登録、国保台帳、住民税台帳などによって、被保険者名簿を作ってゆくこと。

二、これらでつかめないものは国保々険料徴収の際など利用して、個別に各世帯にあたってゆくこと。

三、さらに民生委員、町内会、農協、納税組合を通じての個別調査をやってゆく。

こうして各市町村では、年金加入者の実状をつかむと十月一日から届出事務をはじめます。強制加入になっていますから該当者は届出る義務を負わされています。そこで市町村では届出用紙とともに厚生省で出しているパンフレット「疑問に答えて」などを同封して各世帯に名差しで配布してきます。

その方法は

一、届出用紙に宣伝パンフを入れて届出をしないといけない。損をします。罰せられることもあります。というふうにしむけてくる。

二、この配布は、役場使員、国保料集金人、さらに民生委員、町内会、部落会などを通じて各戸にくばられる。

三、所定の日までに自発的に届出をさせるようにしむけ、でないときはとくそくをする。

四、これと併行して説明会、年金の夕などをひらき届出の促進をはかる。

などが予測されます。

こうして市町村年金課では、届出があると受付処理係、被保険者名簿、索引表などに記入整理し、事務手続を経て、この届出を社会保険出張所にまわします。

1960.10.15

大之浦労組 教宣部

社会保険出張所というのは、健康保険や厚生年金保険などを取り扱っている国の出先機関です。国民年金は保険制度ですから、今度からこの社会保険出張所が事務処理、市町村への監督指導などを行います。社会保険出張所では、市町村を経てだされた届出書類から被保険者の確認を行って手帳交付を行います。

社会保険出張所には、国民年金被保険者台帳というのがあって、この台帳に記録されたものは、国民年金に加入したこととなり、ここで国民年金手帳が発行され、その人がもつ手帳の番号、一生変らない年金番号がつけられます。この手続きが終ると年金手帳は市町村を通して本人に交付されることになるしくみです。

社会保険出張所に登録された加入者名簿などはさらに県にあげられ、県下全体の台帳がつくられそれが更に国、厚生省に集って管理されます。

年金事務の体系は
被保険者↓市町村↓社会保険出張所↓市町村↓被保険者
└↓都道府県↓厚生省

一、宣伝活動を圧倒的にひろめる
チラシ、ビラ、ポスター、パンフなどを一戸一戸に入れる方針をたて、地区労、社保協等が中心となって各単産、各団体が協力体制をくみあげ、地域の教宣活動を更に強化して下部に浸透させる。

二、国民年金実施延期　内容改善を要求する全国二千万国会請願署名を消化するため、十一月までに署名活動を終了し、この署名は啓蒙と共に選挙後の国会で実施延期、根本的改善をさせる行動に活用してゆく。

三、職場、地域、町内会、部落内での説明会、研究会を企画してゆく。

四、地方自治体議員と密接に連絡をとり、九月以降の地方議会及び当局にたいして、陳情、交渉、請願行動を全都道府県、市町村でおこし、地域集会を行い実施延期、届出中止の決議をする。

五、以上を行動化するために、地区労を中心に共斗体制について充分話合い、担当地域やその地区組合の中心単産、団体などを調整し、全地域的運動になるようにとくに配慮する。地域の条件、共斗体制によってはいっせい届出拒否の地区、部落などを設定して重点援助をする。ことに末端市町村地域に組織をもっている単産、団体では、運動の組織化拡大に特別の努力を傾けること。

六、このため、ポスター、ステッカー、チラシ、署名用紙などを地域に配布する。

七、こうした活動を通じ、尚、強行実施を改めないなら、来春からの保険料徴收には不払い運動を起して斗う。

八、中央では十月初〜中旬　秋斗統一行動の計画と結合して次の行動を行う。
十月十二日　社保協第三回総会
十月十三日　年金反対斗争を中心とした全国活動家集会に代表を派遣する。

以　上

すべての地方自治体で国民年金実施延期届出中止の決議をさせよう!!

九州炭労はさきに各地方自治体に於て国民年金実施延期、届出中止の決議をするよう働きかけを行う旨の指示を出したが、同指示による行動についての報告を九州炭労厚生部宛に行われるようお願いします。

炭労大会ニューズ

49

50

浅沼委員長殺害に抗議行動決定

会期延長して企斗報告・質疑を続行

三池斗争の条件交渉がすすめられるなかで、北炭三山の合理化が強行され、これを中心にして独占の合理化攻撃が矢つぎばやにかけられてきている。産業別統一斗争をつよめ、政策転換を斗いとっていく以外に合理化をはね返す道はないとして、再び大会が札幌に招集された。

北炭を中心にした企業斗争重点戦術をめぐって質疑討論がおこなわれ、十四日も会期を延長して続行されることになった。なお、浅沼委員長殺害という事件発生に対して抗議行動をおこなうことをきめた。

第１日

十月十二日午前十時二十分、原茂副委員長開会あいさつではじまった。大会役員を次の通り選出。

議長団　山下（茂尻）、佐々木（三井美唄）、山本（赤平）

選挙管理委員長　坂田（大夕張）

資格審査・　近野（夕張）

道炭労の山本委員長が歓迎あいさつをおこなったあと、道炭労政治局、社会党道連、道炭婦協、総評、札幌地区労、共産党道委、国学連、全国労協からメッセージがおくられた。

一二で十時四五分現在の資格審査発表がおこなわれ、

	北海道	九州	常磐	宇部	計
定数	八一	八二	五	二	一七〇
出席	七五	六三	二	一	一四一

で、大会成立。

原茂副委員長が長時間に亘ってあいさつを行い、スローガンを採択して午前中終了。

午后は、三池現地報告とあいさつが三池労組宮川副委員長から、また北炭三山の現地報告がそれぐ\の支部代表からおこなわれた。

つゞいて本部阿部書記次長から一般経過報告（二九七号指令、明治、三菱、三池、北炭を含む）を行って質疑応答にはいった。

浅沼殺害への抗議

第一日目午后の一般報告のあと、浅沼委員長殺害の報告がはいり、全員黙トウをささげた。大会終了後は、五時三〇分から道庁前でひらかれた抗議集会に全員参加し、デモをおこなった。

第二日目には緊急の決議にそって、抗議行動をおこなうことを決定し、十五日各番方入坑時に三〇分の時限ストをおこなうことを内容とした指令二八五号が出された。

第２日

午前十時開会、前日に引きつゞいて、企斗報告をめぐる質疑討論がおこなわれたが、さらに会期を一日延長して十四日も質疑討論をつづけることになった。

また、大正に出された二〇％に及ぶ賃下げを中心にした第二次合理化提案について報告があり大会は、組合に対する攻撃と会社にたいする抗議を決議した。一二日を通じておこなわれた質疑、意見の主なものは次の通りである。

主な質疑

△　北炭を中心にして

○　北炭企斗重点について、斗う前に息切れしたということだけでなく、なに故集団かをはっきりせよ

○　前大会で立派な方針をきめたが、われ／＼に次座を守りうる体制があったかどうか、何度大会を開いてもなんにもならん。北炭の斗えないことを報告するのではなく、内部の実体をさらけ出せ。

○　情勢判断は正しかったのか

○　事態収拾すべきだという意見がでた理由

○　中斗の方針決定の仕方の経過

○　産業別統一斗争を前面におし出す理由

△　三池斗争をめぐって

○　北炭斗争で全体が斗える状態にならなければ、三池が斗えないということになっては困る。三池斗争に対する中斗の考えを明確に出せ

○　実力行使のおくれた理由

○　法廷斗争をやる人の組合組織上での問題（役職）

○　今後どのように斗いをすゝめるのか

1960-10-17

大之浦労組 教宣部

主な意見

○ 従来のように当該企業労働者が斗い、つぎに炭労全体の斗いに発展させる方が正しいのではないか、産業別統一斗争というのはせっかちで、かえって混乱する。

○ 三池斗争について、泥沼斗争だったというような見方があるが、これは誤りである。

○ 三池現地には敗北感はない。

○ 真の抵抗斗争は、斗いのなかでしか生まれない。

○ 企業意識は産業別統一斗争のなかにもでてくる。分散でてくる分派意識を徹底的にえぐり出せ。

○ 北炭の長期斗争への不安を会社のPRのためとか敗北的だとかではかたづけられない。

○ 三池の事態収拾と北炭の三山分離の攻撃が一緒だったことを忘れてはならない。

○ 暴力を伴う切りくずしのもとで、三池に対するオルグが不充分だ。もっとだせ。

○ 三池の事態収拾に関連して、上部幹部に対する不信感がつよい。指導上の欠陥を克服して、特に斗いを全様にひろげることについて積極的に努力せよ。

○ 困難な状態のなかで三池では、一六八名が抵抗斗争を斗うことになったことについて正しく評価せよ。

○ カンパとオルグだけが統一斗争ではない。一人一人がそれ〴〵斗わねばだめだ。

○ 現段階では幹部の積極的な指導が大切だ。中斗は明確な指導方針を示せ。

○ 北炭斗争で企業内部に対立をおこさないようにせよ、斗えないという支部の実体をよくきいて協力すべきである。

○ 安保斗争は低い次元の斗いから大きく発展した。この経験を思いおこせ。

○ われ〳〵はこれ以上後退はできない。二七回大会決定を再確認し、直ちに統一斗争を組織せよ。

○ 斗いの展望をもっと明確に示せ。

以上

大会スローガン

一、産業別統一斗争で十一万人首切り合理化を粉砕しよう。

一、期末手当要求の完全獲得を斗いとろう。

一、安保体制打破、完全雇傭をかちとるため総選挙を斗い抜こう。

ニュース

50

51

炭労大会第三日

産業別統一斗争へ白熱的論議つづく

十五日戦術委、十六日中斗、で方針決定

1960.10.18

炭労大会は、産業別統一斗争を強め、政策変更を斗いとる方向にどう斗いを進めて行くかについて熱心な討議を行っている。浅沼社会党委員長を殺害した刃は、労働者階級を中心とする日本の全民主勢力に加えられた刃であり、これは米・日反動の政策によるものだとして断固反対の抗議行動に立ち上ることを決定した。第一日にひきつづき、第三日目は更に討議を深めた。

北炭の三山分離を認めることは、今後の斗いに非常に重要な影響を及ぼし、ますます炭労は後退し、敵の攻撃を許すことになるという意見、三池斗争は敗北ではない。斗う決意と態度があれば、斗えないという云い方は出てこぬ等、斗う方針を求める意見が強く出された。

執行部はこれら大会で出された意見を充分とりいれて今後の斗争方針を大会に提案することになり、十五日大会を休会し、戦術委員会、中斗を開いて方針を決定することとなった。従って大会は十六日に再開することになった。

三山分離はひとごとでない

大会第三日目は午前一〇時より大谷ホールに於て開催・冒頭、日教組委員長のメッセージをうけたのち、直ちに討論に入った。主な意見は次の通りである。

○三池の収拾からくる自信喪失、カンパへの不満が底流にあり、これが欲望しても横を向く、更には第二組合的な動きへ発展して行く危険性もある状態だ。こういう実態をもっとよく考えて深みのある方針とせよ。・前向き後向きと云う抽象論でなく、どうすればいいかをはっきり指導してくれ。

○わが山は三八年閉山する。あがり山にとっては三山分離は全く人事ではない。これが容認されればすぐあしたはもうちの山にくる。絶対斗うべきだ。

○雨竜よりも条件がいい、三山が分離される理由はない。

○単に三山分離という指標だけでは産業別統一斗争に発展しない。各山の労働条件、福利条件の引き下げ等をあわせて指標とすべきだ。

○政策変更の斗いの位置づけが大切だ。

事態収拾の理由

(1) 三池収拾が影響した。

(2) 炭労が斗う方針をだしても労連で収拾に困り、組合員は混乱する。

(3) 職員の切り崩しが激しい。

京の上の経験からまなぼう

○オルグが入るのを迷惑がった組合があると聞いた各支部の実態とどうすればやれるかを聞きたい。

○三池斗争の全国から斗いの見通しがない。斜陽論に対する見解がちがう。

△三池斗争について

○(1) 一、二〇〇名が撤回されなかったのは失敗とみるのは危険だ。撤回されなかったのは統一斗争ができなかったからだ。三山分離反対斗争はここから出発すべきだ。

(2) 四年三ケ月かかって統一をかちとった京の上の斗いをまなぼう

(3) われわれが違法行為をした点があれば指摘してもらいたい。三池で暴力をふるったのは、会社の雇った連中、第二組合、暴力団だ。正常なピケにおそいかかったのは警官だ。これらを理由に運動を放棄してはいけない。北炭はどうしたらやっていけるか悩みは何かを出すべきだ。これが大会を開いた趣旨だ。

以上で午前の討議を終り午後は一時半より再開し討議を続けた。

斗う決意と態度が先決

○炭労の後退は限界にきている。ここで抵抗線をひく以外にない。

○北炭各山の戦術はやり易いよう配慮せよ。

○提案を示さぬ大会運営方針は悪例を残す。

○消化困難な決定は無意味だ。中斗で討議の空気をつかんで提案を示せ。

○弱かった組合が三池斗争に学んで企斗とも正面から斗えるようになった。三池斗争は敗北どころではない。斗う決意と態度があれば斗えないという云い方は出てこぬ。これが十一万体制との対決の基本だ。

○斗いははじまって以来、なんども苦しいと思うことがあったが、三池の仲間はもっとつらかったろうと思った。そして三池の経験を正しく理解して最後まで斗う決意である。

○産業別斗争が果してできるか、大会で前向きにきめたからといって簡単に欠陥克服ができるとは思わない。斗争指導が形式的だなど組合の疑問を解明してくれ。

（うらへつづく）

○ 三池の条件斗争と他の斗争を混同するな。

○ 政策要求を企業斗争と機械的に結びつけるな。

○ 三池斗争の成果を正しく掴め。

○ 三山は受身の斗いから、就労させろ、賃金よこせという攻撃の斗いに移れ。

無理のない方針を

○ (1) 二七回大会で、中執、中斗自身が事態収拾の態度をきめたことと

(2) 三八年度終結になる不安。

(3) 我身にかゝわりがないからほどくれという気分

(4) 組合の財政上の過失による執行部への不信

以上で無理をすれば、組織上大きな問題になる。中斗方針の変更を願う。

三池と共に斗う

○ 三山は絶対妥協のない斗いだと考えているし、組織を信頼し自信をもって斗っている。

○ 企業別にこだわりすぎる指導には問題がある。本質的には政策要求の斗いをどう進めるか、三池の失敗を二度とくり返すな。条件は三池のときより良い。あせらず長期未較で一、二〇〇名が去っても組織への信頼感は残されている。

どんな困難があっても三池と共に斗う。

○ 斗いのしくみ方、カンパに誤解がある。こういう組合員の誤解をとけば、前向きの姿勢がとれるのではないか

○ 企業連組織の欠陥、企業交渉などについて克服するための具体的な方針をもっているが、三山分離については組織炭鉱労働者代表として、これ以上の不幸な組織労働者が増えることは全く容認出来ない。

○ 雄別は三次に亘る首切りについて指名解雇まで出された。しかし、最後まで斗える。斗えないと云う論議は企業連の中でおきなかった。企業連の統一斗争でまず支部の合理化を包むことが必要だ。中斗が北炭労連に毎週二四〜四八時間のストをおしつけたのは誤りだ。まず労連の統一斗争体制をつくれ。

○ 二七回万場一致で確認した三池斗争の敗北感から統一斗争への不信が生れているとすれば、重大問題だ。斗えないから斗わないという方向へ炭労がおちることを恐れている。

産業別統一斗争をくめ

○ 事態収拾しても敵は合理化を進めてくる。北炭、三池、大正等の斗いを統一的に組織し、中小、租鉱及炭鉱労働者を含めた真の産業別統一斗争を組織することを試案の中へ含めよ。

北炭神威ら収拾の中で三池労働者がなお毅然として斗っていることの位置づけをはっきりせよ。政策要求は炭鉱労働者の統一要求をかゝげて行なうべきだ。企業者に対する要求として、本社へも坐りこみ等も一山としてやろう。

大会休会、戦委、中斗で方針討議

以上の討論の結果、この三日間の討論にもとずき、十五日は大会を休会として戦術委、中斗委を開いて方針案を出し十六日大会を再開して方針を提案することになった。しかし、十五日開かれた戦術委は十五日一杯討議を続け、十六日中斗、十七日大会を再開することになった。

ニュース

50

51

52

十一日以降強行募集！

三菱全山一斉時限ストで抗議

崎戸を中心にした六〇〇名の希望退職募集・提案に対し、炭労連は九月二九、三〇日臨時大会を開催して方針を決定し、十月三日に炭労中斗から委譲された権限（指令二八一号）にもとずいて四日以降、要求を前提にして団交をおこなってきた。

七日の団交で会社が〃組合の了解が得られなければ、十一日以降募集を強行する。〃と表明して決裂した。炭労連は、オ一波～十一日全山一斉一時五〇分時限スト、オ二波～九州時限スト、火曜連続職場大会を指令し、九炭労傘下支部にオルグを派遣した。

要求書

中央経協において減員提案に反対するとともに長期安定経営計画の確立について左記の通り要求する。

一、三五年度下期中央経協（9/15）における崎戸を中心とする希望退職募集提案を撤回せよ

二、三三年十一月二八日付協定書（長計協定）を完全に実施せよ。

三、長期安定採炭計画の確立について

1、完全雇傭を前提とする昭和三八年度末での長期安定採炭計画を確立せよ

2、石炭市況、山勢の変化に伴い、採炭方針（生産人員計画等）の変更が必要とされる山については完全雇傭を前提として対策を決定せよ

3、この計画に関連して左の対策計画を決定せよ

① 研究開発と有望山の拡充対策
② 生産計画
③ 保安対策
④ 人員計画
⑤ 住宅計画
⑥ 坑夫作業の在籍切替対策

四、各山の採炭方針について

（省略）

五、上り山（方城、上山田、鯰田）対策としての配転あっせん対策について

1、配転あっせん対策

(1) 系列会社へのあっせんを促進せよ
(2) 身体障害者、保ゴ鉱員について、責任をもって配転あっせんを行え
(3) 職業訓練施設の強化、並びに職業安定所出所後の就職あっせんを約束せよ
(4) 退職給条件の引上げをさせよ
(イ) 特別加給金　一〇〇%支給
(ロ) 身体障害者　六万円支給
(ハ) 保ゴ鉱員にして病弱者遺家族及び家計の中心たる者三万円支給
(ニ) 在籍休業該当日数の賃上げ
(ホ) 更新の場合、賃金補償並びに休業保障を適用せよ

2、三山以外の配転あっせん人員の完全解決

3、坑内転換料を次のように増額せよ

坑外夫より坑内直接夫　八、〇〇〇円
坑外夫より坑内間接夫　四、八〇〇円
坑内間接夫より坑内直接夫　三、〇〇〇円
外勤上事務より坑外坑内労務　二、六〇〇円
前項に定められた区分の逆転換の場合の転換料は、正転換料と同一とする。
採炭夫よりその他直接夫　三、二〇〇円

交渉のあらまし

十月四日、組合は要求書を提出して、首切りの撤回をもとめるとともに、長期安定採炭計画の提示をもとめた。

五日の第二回団交で、会社から要求全項目に対する回答が行われたが、生産面の回答及び中央経協時の説明の域をでるものではなかった。

そして七日の第三回団交では、〃長計協定は組合主張通りには実行出来ないし、長期採炭計画はつくれない。従って、募集の撤回は絶対にしない〃という最終態度が示され、〃組合の了解が得られなければ、十一日から強行募集する。〃という表明があって、団体交渉は決裂した。

組合スト指令出す

炭労連は、団交決裂にともない、直ちに傘下支部に対し、つぎのようなスト指令をだした。

一、斗争指標

1、希望退職募集の白紙撤回、長計協定の完全実施

2、長期安定営業計画の確立

うら

1960・10・18

大之浦労組 教宣部

二、各支部は次によりストライキに突入せよ
第一波　10月11日〜全山一斉一時間五十分スト
第二波　10月17日〜九全労傘下各支部一時間五〇分
　時限スト、三池連合各支部職場抗議集会
　(1)　第一、二波の時限ストは各番方昇坑時
　(2)　スト当日の時間外労働拒否
第三波以降のストライキは別途指令する

三、戦術決定の理由

１、会社の希望退職者募集強行が十一日以降おこなわれるので、これ以上の団交は不可能であり決裂せざるをえない。従って、各山斗はオルグ活動をおこない退職阻止対策を推進する必要がある。

２、長計粉砕の完全実施と長期安定保障体制の確立を獲得する斗争であり、この斗争を通じて会社の希退募集提案を撤回させるものである。

３、従って、全山統一指標に基く統一ストが必要であり戦術は長期斗争にそなえて低次元から高次元に戦術を積み重ねることとする。

４、第三波以降は、事後の情勢と炭労統一斗争の展望を判断して中斗集約後に決定する。

九全労では北海道からの中斗も迎えて、八日オルグ計画を決定し、直ちに九州各支部のオルグ活動をはじめた。

会社は、十一日に退職者募集の告示をおこなうとともに各人に対して、〃あなたの退職金はこれだけになります〃と、計算した退職勧告状を郵送してきた。

各支部ではこの一括返上のため、これを回収している。

以上

赤池

10日まで、強行募集打切り

一、二坑の採掘を継続する

十月六日午前十一時三〇分から開かれた団体交渉の席上、会社は、〃七日以降一方的に希望退職募集を強行する〃ことを宣言した。このため団交は決裂し、闘労連は直ちに実力行使突入の指令を発した。

折から開催中の九州炭労定期大会において、田川炭地共から緊急動議がだされ、赤池支部に対する激励と会社に対する抗議打電が決定された。

七日、赤池支部は二四時間ストに突入して抗議の決起大会を開催。雨中デモをおこなって会社幹部に激しい大衆抗議をおこなった。この日明治各支部は一時間五十分の時限ストで統一行動をくんだ。

会社は強行募集以前から、職制を通じて裏面工作をつづけ、十月三日現在一二八名（直轄九五、間接一四、坑外一九）の希望者をやめさせることに成功していた。これに対して、現地赤池支部はもちろん、闘労連、明九労、田川炭地共からのオルグがともに説得活動をおこない体制づくりをおこなうとともに、肩たゝきをする職制に対しては大衆的に抗議してきた。

しかしながら、結果的には九日午后十時現在三五〇名に達し、会社は十日後述のような募集打切りの通告をしてきた。そこで赤池支部は、強行期間中予定していた木曜日（十二日）の時限ストを中止し、職場大会にきりかえるとともに、強行による減員後に予想される職制・労働条件切下げの攻撃に備える体制づくりにとりかかっている。

通告書　（会社→闘労連）

十月六日の団交で声明致しましたように、赤池鉱業所においては、十月七日から当方の一方的措置による希望退職者募集を実行してきましたが、退職者はまだ所期数には達しません。しかし、諸般の事情を考慮し、本日をもって、この募集を打切ることに致しました。

なお、かねて貴方から抗議をうけておりました一、二坑閉鎖の計画は当分これを中止して採掘を継続することに致します。

従って、今後の処置につき貴方とご協議申したいと存じますので、宜敷くお願い申上げます。

以上

［註］このニュースの番号は51ですので訂正をお願い致します。

ニューズ

53

訂正

ニューズの番号が違っておりましたので訂正をお願いします。10/17発行は50号に・10/18日発行は51号に。18日発行の三菱茶戸の内容を52号に

大正企斗★ 十四日合理化反対総決起大会開く

炭労大会で抗議電(社)・激励電(組)を決議

大正支部に提案された合理化案について、その具体的内容がわかったので報告する。この提案に対する組合の斗う方針は十三日斗争委員会を開いて検討しているのでその方針は後日詳細に知らせる。なお、大正支部では十四日が支払日となっているが、会社は賃金遅払いを持ち出しているので、午後二時から合理化反対と遅払い反対の決起大会をもって抗議することになった。

また、札幌でおこなわれている炭労大会第二日目に、この大正会斗報告が行われた後、大会の名において会社に抗議電、組合に対して激励電を出すということが決定された。

提案理由

一、当社の現状について（要旨）

過去の拡大な設備を背負い乍らも懸命の努力を重ね赤字圧縮よりの危機を図ってきたが、依然として業績は不振を極め、数年の赤字累積は負債の増加に拍車をかけこの八月末においては実に三〇億円を突破するに至り、対外信用特に金融機関の信用失墜から来る資金繰りの圧迫はその極に達し、現在では手形の決済、切替えの為の資金にも薄氷をふむ思いを抱くに至った。この間会社は四回の希望退職募集、八月始めの新状勢人事等再建方策に八方手をつくしたが、業績は刻々悪化し、遂に八月末には大正鉱業の将来をかけた新中里竪坑工事の鍵である開発銀行融資の見透しが暗礁にのりあげるに至った。こゝにいわゆる〃九月危機〃突破に最后の望みをかけ、その対策に総力をあげてきたが遂にその成果は満足すべきものにはならなかった。

二、当社の再建と今回の提案について（要旨）

三五年下期の再建予算を編成し、実施することによってのみ、当社の再建が可能であるとの結論に達した。本期予算で九二〇〇万円の利潤をみこんでいるが、これは、約定による返済必要額が、福銀一億二三〇〇万円、開銀三三〇〇万円、起業費五〇〇〇万円、合計二億六〇〇万円は絶対不可欠の支出となっており、これに見合するのに減価償却費一億七〇〇万円、退手引当金七〇〇万円、計一億一四〇〇万円をもってしても、九二〇〇万円の不足を生じ、これは利潤として求める以外に方法はない。右金額のうち新規起業費五〇〇〇万円については、今后の安定出炭を維持するためには今少しの増額を求めたいところであるが、賃金のしわよせを考慮して五〇〇〇万円に止めた。この九二〇〇万円の利潤は、金融機関の信用を回復し、新中里竪坑を完成し賃金を支払い手形を決済するために絶対不可欠の要件であり大正鉱業の再建の全べてにかかっている。会社は今日迄物品費、坑夫の節減等及ぶ限りの努力に腐心してきたが、破局の時期を目前にしたこの段階においては、残された最後のものである労務費に手を下さざるを得ない状況に立至った。

この提案の如何、影響については充分承知しているが会社は過去あらゆる手段と努力を重ねてこれを極力回避してきたことは承知のことと思う。

したがって、この理由を充分諒察され、協力されることを願う。

以上

会社提案内容（文中カッコ内は現行）

一、賃金に関する事項（別紙）

労働時間の計算は三十分単位とする。（一時間）

二、期末手当に関する事項

1、昭和三五年下期々末手当は支給しない。

2、昭和三五年上期々末手当の分割払い差額金は一ヵ年の棚上げとする。（九月より来年一月迄分割支払分）

三、会社機構の分離廃止に関する事項

1、用品課（供給所）を昭和三五年十一月一日以降分離し新会社とする。

2、附属病院を昭和三十六年一月一日以降分離する。

3、中央鉱業学校を三十五年十一月一日以降廃止する。

四、労働協約に関する事項

1、休憩時間を四十五分とする。（一時間）

2、年次有給休暇の支給基準を次の通り改める。

イ、一年間継続勤務（採用日を起算点とする）して、全労働日の八割以上出勤した組合員に対し翌年度に六労働日の有給休暇を与える。

1960・10・18

大之浦労組教宣部

出勤率～直接夫七五%、間接夫七八%、坑外夫八〇%以上出勤したもの、翌年度十二日の有給休暇）

ロ、勤続満二年以上の者には一年をこえる勤続年数満一年につき前号の日数に一労働日を加算する。

但し、最高日数は二十日をもって限度とする。

（勤続三年以上の者には三年を超える一年に前号の日数に一日加算、最高二二日を限度）

ハ、出勤率の算定に当っては出勤日数は実労働日をもってし次の期間は出勤日数に含める。但し（ハ）号については会社操業日数及び出勤日数より控除する。

（出勤日数は実労働日をもってし公休出勤日数及び諸休暇～省略～は会社操業日・出勤日数より控除する）

3、忌引休暇のうち近隣常傭者葬人の休暇を廃止する。

（在籍人六人まで一日）

4、出産看護休暇を廃止し、生理休暇を無給とする。

（看護休暇二日、生理休暇、要労働一ヵ月三日以内就労付一ヵ月一日以内支給、健保日額の一〇〇%出産六〇%）

5、賃金支払日を翌月二十日とし五日に内払いを行う。

（十四日～翌月の精算払い、二十七日～当月の一日～十五日までの内払い）

6、特別貸付金制度を廃止する。

（組合員の困窮者救済のため設定されていた）

7、優先採用、入営採用制度を廃止する。

（長計協定に定められている項目）

五、その他

1、社宅電力量使用料金の基準を次の通り改める。

使用量一KWHにつき、五円の実費負担。

（基本料金五円、使用料五五Kまで無料、一一〇Kまでの一Kにつき五円、一一〇Kをこえる一Kにつき七円。）

2、豆炭の個人負担額を次の通り改める。

△一俵当り個人負担額　〇円

○直轄夫　満勤マイナス二才以上（一七才以上三〇円、一六才以下六〇円）

○間接夫　満勤マイナス一才以上（一九才以上三〇円、一八才以下六〇円）

○坑外夫　満勤　（二一才以上三〇円、二〇才以下六〇円）

△燃料方策の改善

○本社出勤、会社会議出席、救護隊出動扱い

（上記のほかに年次有給休暇、忌引休暇、公傷休業日数（除く公休日）がある）

3、畳替之費用の半額を自己負担とする。

（会社負担一工程とも三五〇円）

4、家族慰労会を廃止する。（日額三、〇〇〇円）

5、作業服の廉価販売を取止める。（仕入の三割引）

6、組合費代徴収をとりやめる。（四〇〇円の会社補助）

7、今後新中住宅に転居する者については、昭和三十五年三月一日付協定書は適用しない。但し転宅に関しては、一坑、本坑間の取扱いに準ずる。

8、臨時夫の在籍鉱員への採用に関する既存の協定事項は廃止する。

（長期療養者は面接審査により解雇半ヵ年保留期間満了時夫一ヵ年以上経過した場合は解雇を起すものとする。）

9、現場の職役及び人員編成等は現場課長の認定により行う。

本項に抵触する既存の協議事項は廃止する。

（職場協定により人員及び職場会と現場課長によりきめられている）

10、常任安全委員、常任生産委員、組長、常任番頭等の公選制を廃止する。

（常任安全委員、常任生産委員は大会で公選し、会社が確認している。組長責任者とは協定により組合員の投票できめている。）

11、会議出席手当

イ、会社の主催する会議に出席したため本方に出勤することができなかった場合、前勤務基準にもとずく就業本人給を支給する。

本方に出勤して休憩中会社会議に出席した場合一〇〇円（税込）を支給する。

（一五〇円）

ロ、会社の主催する会議とは全安委員会及びその下部会議、拡大生産委員会及びその下部会議、又は、労働協約に基いて行う会社会議をいう。

ハ、払減査、単価査定、請負検収立会、検炭立会等査定時の手当は支給しない。

（本方を欠勤して保安検査、単価査定、請負検収立会、検炭立会に出席したとき健保日額を支給する）

二、会社命令に基く保安教育の手当は一〇〇円とする一教育時間は二時間一

（一五〇円）

12、通勤手当～一坑、新中宿への交換勤務の手当をふくむ～を廃止する。

（一坑～本坑、一才三円。借家通勤、一才十五円。自宅通勤、一才三円（社宅を申込んでいるもの）本坑～新中宿、一才十二円。一坑～新中宿、一才十三円（自宅通勤含む）

借家通勤（新中宿へ）

〃　通勤距離近くなる者　十五円

遠くなる者　十九円

離坑により通勤距離近くなる者　〇円

社宅貸与を申込んでいる者（借家通勤を除く）三円。

離坑により遠くなる者　十二円）

13、自動車運転手の運転手当を削減する。

（定期巨路一K三円六〇銭、通勤ベース一往復五円）

14、前会議費、教育委員、前会計監査の手当を廃止する。

（本人給の六〇%支給、出席の場合は欠勤扱出勤扱い）

15、現場見合金を廃止する。

（新坑々外選炭夫、採石夫に見習一回を一～七回に分割し支給。）

六、本提案のうち実施期日の指定なきものは、昭和三十五年十月一日以降実施する。

(別紙)

新賃金基準

一、賃金構成

従来のものから次のものが廃止されている。

基準賃金中、本人給にはいっていた技能給、年功給本人給とみとめられる諸手当――附日役・操作給・歩行手当・道具代・盤打・搬回数手当・本概故障旧手当・新一饒人車才手当・盃故手当）

基準外賃金中、特殊賃金にあたった特殊業務手当、冬期個所手当、さらに生産奨励賞与

二、賃金内容

㈠ 基準賃金

(1) 固定給

イ、役固定給

(イ) 固定給は規定時間の拘束在労内に対して支給する。規定時間は拘束八時間とする。但し監視・断続的業務に従事するものについては、その業務について認められた就業時間は規定時間となる。

(ロ) 直接夫の固定給は職種別に一律とし、間接夫、坑外夫の固定給は仕事の職と量に応じ各人ごとに決定する

(ハ) 各人の固定給は円単位とする

(ニ) 職種区分及び職種別金額は別表の通り

ロ、操作給

(イ) 間接夫、坑外夫に操作給を設ける

操作給の職種別金額は別表の通りとし、その枠内において支給する

(2) 請負給

イ、能請負給

(イ) 請負給は標準作業量に対応して支給する。

(ロ) 請負給を設ける職種及び標準請負給は別表の通り。

(ハ) 標準作業量その他請負給に関する細部については、別に定めるところによる。

(ニ) 直接夫の請負給は歩増制により支給し、歩増は〇、七人役より一、三人役までの〇、〇五人役刻み（現行一人〇分より一人三分までの五厘きざみ）とする。

ロ、調整給（新設）

(イ) 直接夫に調整給を設ける

調整給の職種別金額は別表の通りとし、その枠内において支給する

(ロ) 調整給の支給区分は次の通りとする。（略）

(ハ) 調整給に関する細部については別に定める

ハ、家族手当

(1) 支給条件～現行通り

(2) 資格才数に算入するものから、公休出勤、町会教育委員会出席を除く

(3) 扶養家族の範囲～現行通り

㈡ 基準外賃金

1、超過労働賃金

(1) 早残賃金

割増率を二割五分とする（現在三割）

(2) 公休出勤賃金

割増率を一般公休日二割五分（三割二分）、元旦五割（十割）、年末・年始・盆休三割（会社創立日を加え六割）とする。

2、特殊勤務賃金

(1) 深夜業手当

割増率は二割五分（三割）とする

(2) 非常又は突発作業手当

(イ) 非常作業手当

異常又は突発危険作業に直接従事した場合～直接ということを挿入

(ロ) 緊急救護手当

一回につき坑内作業七〇円（九〇円）、坑外作業四〇円（五〇円）

(3) 坑外夫入坑手当

四時間をこえる場合―七〇円（九五円）

一～四時間迄～四〇円（五〇円）

3、不就業手当

(1) 年次有給休暇

労安で日数を変更

(2) 特定不就業手当

労安で生理休暇、就業有給休暇を除外

⊙見合払いの金額を次の通りとする

鉱夫三一〇円（四〇〇円）、内運三〇〇円（三八〇円）、内工体大工二八〇円（三五〇円）、内雑二三〇円（三〇〇円）、選鉱工夫二三〇円（二九〇円）、坑雑二三〇円（三〇〇円）、灯具二〇〇円（二六〇円）、番夫二〇〇円（二五〇円）、選炭一九〇円（二四〇円）、雑役一六〇円（二一〇円）

賃下げ額内容

会社新基準による賃下げ額の職種別内訳、八月分実績、八月実績に対する賃下げ率は次のようになる。

	賃下額	八月実績	賃下げ率
直接	六三五〇円	二七三二二円	二三、二%
間接	五五〇〇円	二五九六六円	二一、二%
外夫	三七〇八円	二〇二八三円	一八、三%
保安	二六一六円	一三〇五五円	二〇 %
平均	五六七七円	二五五八四円	二二、二%

（別表）職種別一方当り本人給表はうらに

賃金構成

- 基準賃金
  - 本人給
    - 固定給
    - 請負給
  - 家族手当
- 基準外賃金
  - 超過労働賃金
    - 早出残業賃金
    - 公休出勤賃金
  - 特殊労働賃金
    - 深夜業手当
    - 非常又は突発作業手当
      - 非常作業手当
      - 緊急救護手当
    - 坑外夫入坑手当
  - 不就業手当
    - 年次有給休暇手当
    - 特定不就業手当

職種別一方当り本人給表

			固定給	請負給	奨励給	操作給	本人給計
直接夫	採炭夫		400	344	51		795
	仕繰夫		400	240	25		665
	充填夫		400	336	29		765
	掘進夫		400	330	20		750
間接夫	運搬夫	人車々掌	515			15	530
		捲取夫	440	85		15	540
		材料運搬夫	520			20	540
		火薬運搬夫	480			15	495
	工作夫		510			10	520
	大工		510			10	520
	道具運搬夫		510			10	520
	雑夫		460			10	470
外成	選炭夫		450			10	460
	工作		450			10	460
	営繕	大工左官鍛冶	465			10	475
		製材工	590			10	600
	灯夫		435			10	445
	雑夫	貨車係	455			10	465
		その他	415			10	425
保護夫	選炭婦		370			5	375
	雑婦		340			5	345

ニューズ 54

合理化断固粉砕の方針でる

十三日の斗争委員会で万場一致決定

大正労組では、会社が提案した合理化に対し十三日斗争委員会を開いて、今后の斗う方針について検討した結果、当面の情勢分析を行ったのち、①会社の合理化に対しては如何なる企業整備も認められない②百歩譲歩しても閉山は解消されはしない ③また未明に首切りを用意している ④我々の生活权擁と職权の抑圧、既得权の一挙剥奪で、得るものはなにもない。⑤大正で受入れるならば、全労仂者に重大な影響をもたらす。斗う基本的態度をとり、それにもとずいた斗争指標、斗争組織、体制の確立、教宣活動、并その他諸対策について全組合員に指示した。 特に反米某共斗の中で〃これとの共斗体制を確立することを、われわれ自身のためのものとして組織する〃とあるが これは現時点における斗いの中心課題であるだけに注目すべきものであろう。

次にその内容を詳細にのべる。

企反斗争の方針

会社は十月十二日、オ十四回団交において、一人当平均五、七〇〇円に及ぶ賃金切下げを意図して、使若黒人の「賃金、労仂条件、福利諸条件引下げ合理化」の提案を行なってきた。しかも会社は公然と「賃下げか、閉山か」というきわめて露骨などうかつのうちに、この攻撃を一挙に推進しようとしている。

本年に入って三三〇名の人員整理をはじめとする相次ぐ合理化攻撃は、未だに止まるところをしらず、今後もなお引続き三八年度を一応の目標時点とする石炭鉱業長期合理化計画に向かって、苛酷な追打ちの攻撃を用意していることも明らかである。

われわれは、いまこそ情勢を正しく捉え、真の石炭産業復興、安定のために、炭鉱労仂者の生活を守り高めるために、なにをなすべきか。彼らの攻撃にいかに抗し、攻撃を粉砕し、労仂者にのみ犠牲を転嫁する合理化をどう粉砕すべきかを一人一人の問題として、ハラのなかにたたきこみ、傍観することなく困難な諸問題と取組み、斗いえの決起をはからなければならない。

現状分析

ー炭労にかけられている攻撃

炭労全体斗争の頂点にたった三池斗争は、着実に安保斗争と結合し、広く深く国民的斗争として前進したが炭労は遂に藤林・中山あっせん案を基礎として、九月六日以降条件斗争に移行した。一、二〇〇名の指名解雇者を撤回させえなかったわれわれの弱さは合理化強行をねらう石炭資本に一层勇気をあたえ、北炭、三菱、明治等各社一斉に間断なき攻撃となってあらわれた。

こうした彼らの攻撃は「石炭鉱業長期合理化基本計画」という統一的合理化方針貫徹のため進められているものである以上、われわれの例の体制と反撃の斗いもまた産業別統一斗争として組織されない限り、有効な成果をあげえないことは自明である。

こういった労仂者階級の斗いの力関係が、今次大正における合理化攻撃としてだされてきている。大正の場合をみても、まず本年三月、新中倉鉄之の起業要員一二六名の配転と、四月には三三〇名の希望退職募集による人員整理并に七月福利厚生の削減、八月上期々末手当の分割支払、九月基準外労仂の一方的大巾削減並に賃金遅払等、まさに矢継ぎのいとまのないほど相次いで苛酷な合理化攻撃をしかけてきた。これらいずれの合理化をとってみても、炭労が厳然あっせん案をめぐって苦闘をつづけつつある最中に提案されてきたことをみても、今次の大巾賃下げ提案が、三池斗争の方向転換以後における最の合理化攻撃の一環としてだされているものである。

また会社の攻撃はつねに〃企業の危機〃が武器とされ閉山か合理化という形で推進され、全体的情勢とも関連して、われわれは常に受け身もしくは会社の一方的強行というかたちで後退の一途をたどってきた。

こうした后退のなかでいま、われわれに大巾な賃金切下げがおしつけられようとしているのであるが会社は、この提案説明にあたり「来月期以降一割（へ二五〇名）程度の人員整理を行う」と首切り意図を明らかにしている。

このように苛酷な提案内容といい、会社の提案時の態度といい、会社経理の実体分析の上からも、ここではむしろ会社自身が過大債权を一挙に整理する一大手術の決意をかため、「休山・整理」の路線を設定しているものと判断される。

この策応した生活破壊と思想攻撃の中で、労組内部の分裂と崩壊を一気におしすすめ、労仂者が完全に骨抜きにされる結果、どのような条件におかれるのか、即ち炭鉱では、出炭は大手なみ、労仂条件は完全中小基準という徹底した搾取を基礎とした新会社による経営再開の路線が想定されるのである。

もちろんこのような方法が簡単に実施しがたいことは明らかであるが、しかし、そうかといって絶対や

1960 10 20

大之浦労組 教宣部

リオないなどという保証は全くない。

したがって、われわれは今次合理化提案をどううけとめるかについて、次の諸点を正しく捉えておく必要がある。

1、賃下げ、人員整理など企業整備は如何なる難点にたっても基本的には絶対に許されない。

2、仮に百歩譲って会社提案を許容しても大巾増資資金導入、借入金利の減免措置等、経営者が当然になすべき措置をおこなうことなくしては、現状経営の改善は期しがたい。即ち閉山の危機（企業危機）は依然としてなお解消される見通しにない。

3、その上、会社は、この賃下げ案をのんでも、なおかつ来期において二五〇名に及ぶ人員整理を実行する意図を明らかにしている。

4、このように今次提案は、われわれにとって完全な生活破壊と労働者権の抑圧、即得権の一挙剥奪ー即ち「暗い生活と暗い職場」がもたらされるだけであり他に与えられるなにものもない。

5、炭労大手の一角、大正で極めて大巾な賃下げが受入れられるに至ったならば、このことが全炭鉱労働者に与える影響はまことに甚大である。

こういった現状分析のうえに、いかに合理化と対決するかについて検討した結果、次の方針を明らかにし、これを決定した。

「一斉無期限スト辞せぬ

斗争路線と斗争体制確立」

長期経営計画の明確化、不当な賃下げ合理化提案の撤回、遅払賃金の即時支払を指標とし、斗争路線としては安定職場確立のためのわれわれの希望を会社は一体どう考慮しているか、また経営がどのような見通しの上で進められるかという諸点については、団交で充分解明できる斗争体制の確立をはかりつつ団交継続推進する。しかしながら、会社が殊更に賃金遅払、合理化提案内容の一方的実施などを強行してくる場合は、適時適切な交渉を組織して、炭労統一斗争と結合しつつ全力を結集して斗いをすすめ、斗争指標の貫徹をはかる。この場合、われわれは会社側の一層の攻撃強化（ロックアウト、休山、その他）を充分予想し、これに対決する完全長期無期限一斉ストライキ決行体制の確立が、絶対不可欠なわれわれの安労の中心的構えでなければならないことを確認する。

そのため斗争体制の確立については、炭労企業斗争の一環として合理化攻撃粉砕のかまえにたち、炭労中斗委員会の指令下に斗争を推進する。斗争委員会は山元における行動的な遂行のため炭労中斗より交渉権、指令権の委譲をうけ、大正企斗の推進について、唯一最高の斗争指導部に統括を行う。ただし妥結権は炭労中斗がもつ。組合各機関（職場、居住細胞その他）は、あげて斗争体制に移行し、それぞれの権限の範囲において自発的創意をこらし、全力を斗争完遂に結集するよう指導する。同質、同一の職責をうける職員組合との共斗体制を一層強化する。また、各職場、地域分会間における相互交流、組合・外部組織間の部外交流を強化し、理解を深めあい、共斗強化を推進する。

大衆討議を軸に前進する

疑問や悩みを全員が克服して

戦術については、戦術から最高にいたるあらゆる戦術を柔軟かつ強じんな体制確立のなかで駆使するが、具体的には常に流動する情勢のなかで彼我の力関係、之れをとりまく全体的情勢などのすべてを勘案し、適時斗争委員会が決定、指令する

情宣活動に当っては、当面する情勢のきびしさを正しく捉え、一丸となって斗いうるために最大の努力をはらうが、そのためには、迅速、向断な全斗ニュース、職場情宣などの体制確立をはかり、随時問題点を捉えた集中的統一的な一斉情宣を鉄区し計画的に行う。その体制に即応して、全斗争委員、書記局員、地区選出者をもって「情宣担当オルグ」とし、各地区分会には情宣担当オルグを選任配置する。情宣活動でおこる疑問や悩みを責任をもって解消するため、オルグの「いっ放し」に終らせず、ねばり強い説得、全員討議の方向をつくり、全員徹底した意志統一をつくりあげる。斗争の激化ときびしい情勢のなかで、会社のテコいれによる分裂の危険は常に存在するので、いかなる情勢下にあっても労働者が相争う分裂だけはさせないという労働者階級としての自覚をたかめて、職場居住組織とは、常時組織の点検、整備をおこない、それぞれの所属する組合員の諸問題を掌握することが必要である。

弾圧長期斗争に耐え抜く

ー企業的依存心を払拭してー

会社は斗争力の消耗をねらって合理化遂行中、長期に賃金遅払を強行することは明らかであり、さらに攻撃強化を意図する場合には積極的に休山攻撃をも用意していると思われるので、全家族は直ちに緊急生活体制に切換える。また労金生活融資は予算枠が労金からみてオーバーローンとなっている状態であるし、三池企斗の推進、その他各山一斉合理化攻撃のなかで、当面直ちに[illegible]されたよることを考えない現状である。従

つて、生活諸面に多くの期待をかけ、依存心を起すことなく、全員協力して、それぞれ自立自活の体制でのり抜けることを建前とする。生活指導については、生活対策委員会で、その実施遂行をはかる。資金対策は組合財政を斗争ヒ中心に運営していく。

つぎに斗争激化の過程においては、警察その他国家権力が資本擁護にたち、労仂者の斗争抑圧にたちあらわれることが予想されるし、また会社側と結託する暴力団の出動にも厳戒の要があることを充分認識し、行動隊を組織して自衛体制強化をはかる。あらゆる機会を通じ、「弾圧とどう斗うか」の法規対策啓蒙活動をおこない、その徹底をはかる。

画期的な反失との結合
共斗体制確立のために

共斗推進のため、直轄、連絡炭地共会議を軸とし、炭労地域共斗の具体的取組みとして、常時情報の交換、斗争の推移に即応したオルグの投入、大衆動員を要請する。炭労統一斗争の拡大、推進について炭地共全支部が決起しうるよう相互援助の体制をつくる。

さらに中間市最大の企業である大正鉱業の動向は、ただちに市経済の消長につながるものであり、市民は炭鉱労仂者の斗いに深甚の関心と同情をよせている。

われわれは市民各層の悩みを共に斗うという相互の理解にたって、全市民の生活を守るため、真の石炭産業振興はどうあるべきかについて訴える。そのためには中間民団体を軸とする共斗体制の強化、具体的には地域他産業労仂者との交流、相互オルグの交換、商工会との接触強化による労商提携、農協青年部等とのコン談会活動等を展開する。

とくに筑豊地帯における炭鉱離職者は現在五万といわれ、それらの人は政府の悪策な状態で生活にすらおわれ、かつ失業苦にあえいでいる。

この姿は、明日のわが身にかかってくるということを、いまや全炭鉱労仂者が体験のなかから、厳しい現実としてうけとめている。従ってわれわれは、失業者に対する、政府の責任による新職場と住宅の保障・社会保障・失業保険の給付延長、生活保ゴの引上げ、その他等の要求が確立するべく、その組織化のために努力しなければならない。

政策変更の斗いに勝利することも、われわれと全失業者とがどう密接に結合され、共斗体制がくみうるか、なかんずく全筑豊地帯の失業者とどのように団結して共斗をくみうるかにかかっている。従ってわれわれは地域共斗体制推進を手がかりに、完全雇傭を統一目標とする失業者との共斗の足場づくりに粘りづよく努力し、その推進をはかる。

ニューズ

55

大正・二〇日二四時間ストライキ

合理化反対の行動つよめる

十月十三日の斗争委員会で基本的な構えを示す斗争方針を決定し、中斗に対し交渉権、指令権の委譲を申請した。炭労執行部は、当面木下中執を現地に派遣したが、権限は中斗が留保したまま北炭を中心にした斗争と結合して斗争指導をおこなうことにした。十四日は賃金支払日で、遅払い反対と合理化協定を目標に緊急職場大会をひらき、反対斗争の決意と体制かためをおこなった。十七日に第一回交渉がおこなわれたが、撤回はしない態度が明らかにされ、賃金支払いも努力の結果を二十日に回答するということでおわった。こうして十八日の斗争委は二十日の二四ストを皮切りにした実力行使をふくむ行動を決定した。炭労中斗は、この内容をもりこんだ実力行使の指令（二八六号）をだした。

経過の概要

十四日午後二時から本坑グランドで「遅払反対、合理化粉砕決起大会」が開催された。大会では九州炭労・九炭斗、炭地共の代表を含んで抗議団を編成し、会社に厳重抗議をおこなった。一方、大会は、炭労大会に対する激励電、池田首相への打電を可決し、終って鉱業所にデモをかけた。

ついで、十五日には、第一行動としておこなわれた各番方三〇分の入坑時ストに際し、合理化情勢の報告を加えておこなった。

十七日に合理化提案後第一回目の団交がおこなわれた。これには十六日に山元に到着した木下中執と九州炭労田中次長も参加した。

席上われわれは「合理化提案白紙撤回の上にハラを割って話しあいたい」と求めたが、会社側は「これに応じられない」との態度を明らかにすると同時に「直ちに一方的実施は行わない」と交渉継続を求める意志を示し、提案当初の挑発的態度を幾分緩和してきた。然しながら、大幅遅延賃金残額の支払いについては、なお「努力の結果を二十日に回答したい」として、その支払い見通しを明らかにするに至らなかった。

以上の経過の上に、十月十八日の第一六回斗争委員会は「企業整備反対斗争方針」を基礎として、

①われわれの怒りを組織し、結集して実力行使を決行し〝斗争指標〟の貫徹をはかる。

②この行動を基礎に、斗争体制を更に強化し、地域共斗の拡大をはかる。

③こうした実力行使と諸活動の粘りづよい組合せの上に〝当面する合理化〟の真の要因を更に具体的にたたき、これに対決する斗いを一層強化、深めるため実力行使をふくむ「当面のわれわれの行動」として、二十日の二十四時間ストを皮切りとする実力行使をふくむ行動を決定した。

その決定によると、二十日以降の日程としてあげているのは、次のとおり。

10月22日　各職方入坑時三十分時限スト（職場集会）
〃　22日　以降、無届欠勤による「抗議坐り込み」
〃　23日　市内共斗アッピール
〃　25日　各職方入坑時三十分時限スト（22日と同じ）
〃　27日　以降、情勢の推移判断、改めて指令

解説　具体的回答なく交渉は次回

九月初めより美唄支部は、九州炭労の方針に従い、炭量確認の交渉を続けていたが、会社側の事業団への閉山決意は固く、その間会社は買上げ申請の諸手続きを押し進めると共に、組合に対しては、一面組合側の要望を大体認めながらも保障がとれないから認められないと強硬に主張し続けた。「又仮に保証したとしても約半年程度延長するので経営体制に変りない」という態度にてらして、組合は執行委員会を開いて検討した結果、炭量問題では水かけ論で進展をみない、又炭量があっても赤字を示すだけなら掘らないという中で、実力行使について支部での斗争体制はあっても、その効果は期待されないし、これを機に会社は逆用して閉山の口実を作るのではないかとの話も出るから、今後の斗争方針を完全雇用（沖田、新宿田、栄方丘、小倉、桜畑の古谷系炭鉱への配転要求）でやっていくことを決定した。この案に従いて下部討議を行ったところ支部の要求がまとまったので、十月十一日要求書を会社に申入れた。十九日午後三時から行われた団交では、現地あっせんに努力する。その他社宅期間延長若干回答があったが、いずれも抽象的であったため不満を表明して交渉は打切られた。

うら

1960・10・22

大之浦労組　教宣部

要求書

今回貴方より申請された美唄鉱業所閉山（事業整備団買上げ）に伴う諸条件に関し左記の通り要求致します尚組合の諸条件に関し協議成立以後でなければ組合としては閉山に同意できませんので為念申添えます。

(一) 会社は石炭鉱業整備事業団業務方法書に基き許可申請了後といえども閉山決定まで閉山人員整理は実施しないこと。

(二) 組合員である退職者の就職斡旋に付いては会社は責任をもち組合員の就職に努力する。

(三) 退職者の処遇は次の通りとする。

1、退職手当　鉱員退職手当支給規定（昭和三十二年十一月二十八日改定）第三条を適用する。

2、特別加給金　勤続一年に付き一、〇〇〇円を支給する。但し、一年未満の端数を生じた場合は日割計算とする。

3、慰労金（期末手当見合額をも含む）組合員一人当り二万円を支給する。

4、解任手当　平均賃金の三〇日分を支給する。

5、帰郷旅費　退職者及び同居家族に対する帰郷又は引越し旅費の支給に対しては次の区分による。但し、基準法規上に該当する者にはその定めに従い支給する。

(イ)退職の日から社宅居住者に付いては、三ヶ月以内、寮居住者に付いては、二ヶ月以内に帰郷する場合

(1) 乗車船賃　二等運賃実費支給
(2) 弁当代（一人一日当り四〇〇円）
(3) 宿泊料　一人一泊八〇〇円（汽車中宿泊　六才未満を除く）
(4) 荷造　運搬費は実費支給

(ロ)退職者が二ヶ月以内に引越す場合

(1) 単身者　二、〇〇〇円
(2) 家族持　五、〇〇〇円

6、年次有給休暇

(イ) 残日数を買上げる。
(ロ) 当期未発生については月割計算した日数を買上げる。

(四) 退職後の福利厚生施設は利用を次の通りとする。

1、社宅居住者は退職後四ヶ月間寮居住者は二ヶ月間社宅、寮に居住することを認める。

2、電灯、浴場、燃料及び各施設は退職後四ヶ月は従来通り会社にて負担し利用することを認める。

(五) 社会保険　継続療養に支障のないよう措置する

(六) 保安及び残務整理要員

閉山保安及び残務整理要員を必要とする場合は臨時夫として退職者をもって再採用しその労働条件は従来通りとする。

(七) 組合貸付金（労働金庫借用をも含む）及び組合にて取扱った各商店に対する支払いの金額に付いては会社は該当者の前記支給金から控除すること。

(八) 諸支払いの支給期日

会社は帰郷、引越旅費を除き閉山と同時に即時支給すること。

(九) 退職金その他諸種清算支給事項

諸貯金その他の支給資格者の対象は二の規定通り給日現在在籍者としてその手続きを取ること。

(十) 会社は鉱員の就職斡旋及び組合解散その他閉山に伴う残務整理のため組合専従者一名を認め、給与は会社負担とする。その期間は閉山後三ヵ月とする。

(十一) 会社は組合に金一封（二五〇、〇〇〇円）を支給する。

(十二) 山神社行事費

美唄炭鉱閉山に伴う記念行事として組合に（七〇、〇〇〇円）を支給する。

(十三) 前記の諸条件

要求は組合員である臨時夫もこれを適用すること。

(十四) その他の事項については別途協議する。

以上

ニュース
56

団結固め困難を克服しましょう

—炭労二八回臨時大会終る—

× 炭労大会は休会の中で、戦術委員会、中斗委員会を開き「当面の斗争方針」を決定した後、北炭内 ×
× 部の事情はきわめて困難な状況であるため、再開に対する努力が行われていたが、北炭代表の出 ×
× 席を得て十九日正午より大会を再開し、中斗提案通り確認決定され午後六時三〇分終了した。 ×

十九日再開された大会は四日間に亘る戦術委、中斗委の手続を報告すると共に左記第一号議案を上程した。これに対し新夕張、清水沢、平和などから態度保留する意見がのべられた。一方他の支部は困難をのりこえて原案に基いて産業別統一斗争に取組もうという意見が繰返しのべられた。

最終的には

① 第一号議案を確認する。

② 北炭の下部決定した支部の態度保留については理解するが、大会決定に基いて前向きの方向をとる様努力する。

③ 大会でだされた意見要望等は中斗、戦術委で善処する。

以上万場一致確認し、二号、三号、四号、別号議案を可決、決定した。

別号議案は、①三池、二瀬犠牲者の法廷斗争、②在日朝鮮人帰国救援案件に関する決議である。

続いて「三井美唄支部浜田鉄男氏のレッドパージ反対法廷斗争の公正裁判要求」を万場一致確認し、全日程を終了した。

斗争方針とは

一〇月十七日、中斗決定の「企業整備を中心とする当面の斗争方針」は次の通りである。

(一) 当面の情勢の展望

(二) 斗争推進に当っての問題点

1、統一斗争体制の確立について
2、組織分断の提起による戦術問題とその対策
3、第二組合に対する態度
4、戦力について
5、戦線統合対策
（以下略）

(三) 斗いの基本方針

(1) 指名解雇に対する斗い

基本的な斗いの方向は、産業別統一斗争であり、一社一支部に出された場合でも、炭労が直接指導を行う。炭労全体の統一斗争が組まれるまでは、地域斗争（単独斗争）を組織して斗う。当該支部、企業体は、斗い抜く体制を確立し、斗争資、生活費は炭労全体のカンパで処理し、全産業労働者への斗いに発展させるように総評に働きかける。

(2) 企業分割に対する斗い

炭労全体に及ぼす影響が甚大な事を認識し、当該企業と個別資本の対決だけでなく、炭労全体の斗いで阻止する態度を統一し、具体的には指名解雇の斗いに準じて斗う。

(3) 閉山に対する斗い

完全掘による閉山以外は認めない。斗いは地域の労働者、農民、一般市民等の共斗という国民的な斗いを組織する。

(4) [illegible]区廃止に対する斗い

経営にネバリ強い組織で完璧斗争を斗う。又、新技術の返取と技術的に対決するためには、職員を含めた全組合員の意志の統一が必要であり、特に炭鉱職員を中心とする話合い運動を活発に展開する。

(5) 労働条件の引下げに対する斗い

本質的には首切り、閉山の斗いと同根のものであり、積極的な抵抗斗争を職場に組織し、各会社に出されている合理化斗争と結合させ、産業別統一斗争に発展させる。

——以上は、二三回大会、二七回大会決定の再確認である。——

(四) 斗争の組み方

1、当該支部企業連の斗う体制と合せ、その斗いや各支部の要求を結合させ、産業別統一斗争を組織する。

2、従来の「支部、企業連の斗い——地域斗争——炭労全体の斗い」のコースが困難な場合には、炭労の総合的直接指導による産業別統一斗争組織の方針で、全体の対決体制を確立する。

又、支部、企業単位の対決の内では、十一万体制をはね返せないので、当面の各企業の合理化を強力に斗うことはもちろん、これと独占と政府の政策に対して労働者全体の共通指標（石炭合理化政策を撤回させる、合理化反対、失業と貧乏、民主々義を守る、[illegible]）未、職場斗争の斗い」を結合させて、完全な産業別統一斗争を組織する。

3、全支部の体制確立のため、一〇月末日まで、九州、常磐、北海道、四の相互交流などを行うと共に国民各層によびかけるよう斗争を組織し、階級政党と労働者全体の斗争に発展させる。

4、職場の失業反対斗争の方針に基いて、具体的行動の核として積極的に参加する。

5、各社の企業合理化計画を明示させ、統一斗争の強化をはかる。

6、統一行動の計画

(イ) 一〇月下旬から十一月中旬を第一次統一行動として（三池条件獲得、三山分离反対、政策要求、失業反対）を指標として、一波二四時間、二波二四時間ストを行う。実施期日は中斗が指令する。

(ロ) 十一月中旬から下旬を第二次、十二月上旬から中旬を第三次、十二月下旬を第四次統一行動として実力行使を伴う炭労全体の統一斗争を行う。

第三次以降の具体的方法は、中斗が指令する。

(ハ)、特に北炭労連支部は、十一月下旬に職場強化して北炭に対決する。

(ニ)、三山組合の生活資金は三池、二瀬に準じて、炭労全体カンパとする。期日は毎月三〇〇円を加える。

7、政策要求について

石炭産業の復興による、完全雇用政策実施を基本として当面、炭鉱合理化に伴う事前協議制の確立、具体的な石炭政策についての要求、離職者の完全救済のため、具体的措置、石炭産業の総合政策の確立を要求して斗う。

8、炭労全支部の斗い

イ、企業連に要求中の指令権を中斗に移譲させ、十一月以降斗いの情勢、条件を総合的に判断して斗争を推進する。

ロ、今後合理化攻撃を受けた企業連、支部は前項に準じて斗争を推進する。

ハ、各地方別、坑木、地区交流のオルグ交流を実施する。

二、北炭斗争カンパとして、一人一ヶ月二八〇円を負担し、下期々末から差引納入する。

9、各支部の斗い

イ、三池、二瀬支部

当面十、十一月分の生活資金融資対策を行うと共に、十月二五日を目途に積極的に交渉を進め、全体要求の上で統一行動の中で実力行使を背景に解決をもとめる。

現地指導部は一ヶ月間常駐を当分継続する。

指導オルグ体制も中斗の判断により一月以降も継続し具体的人員その他は指示する。

二瀬は三池と平行して団交を行い、体制を確立し、統一斗争の時点では二瀬独自の斗いを加重して解決を求める。

ロ、北炭労連と傘下支部について

指導オルグ体制を充実して大会決定の徹底をはかり斗いの基盤は労連全体の統一斗争にある立場を確認して体制を強化する。

石炭全社と予定している主要首脳会談や、武藤社長の斗いの場でも、撤回と解決を要求する。

三山は操業阻止、職場体制確立、組合権侵害に対する行政訴訟、九山中の賃金請求権確認の行動をとり、操業強行に対しては、国炭労傘下支部の動員体制で排除し団結を固持するものなどに対しては、必要に応じ、就労権を発動する。

ハ、大正支部について

本大会決定の具体的方針にもとづき斗争を推進するが、賃金遅配による生活対策のため当面三、〇〇〇万円貸付継続する。

以上

ニュース

57

10月28日・11月1日24時間スト決行

三池の条件獲得と北炭三山分离反対政策変更・失反アッピールを指標に

炭労中斗発第二八七号
一九六〇年十月二十五日

第一次統一行動（第一波・第二波）実施に関する指令

記

一、各支部は三池斗争の条件獲得及び北炭三山分离反対並びに政策変更、失業反対アッピールを高揚に各社の企業合理化反対斗争と結合させ、第一次統一行動としての具体的斗いを実施せよ。

(一) 戦術、規模及び期日

1、各支部は第一次実力行使として十月二十八日一番方より二十四時間ストライキに突入せよ

2、各支部は第二次実力行使として十一月一日一番方より二十四時間ストライキに突入せよ

3、中小支部は第一波、第二波ともに地方本部の指導にしたがって統一行動に参加せよ

(二) 保安要員及びストライキ通告について

1、保安要員は従来の慣行に従い山元において決定実施せよ

2、第一波、第二波統一ストライキについて、大手八社は中央本部より各本社宛て、西日本六社及び中小支部に対しては各地方本部より各本社又は鉱業所宛一括通告を行う

3、各支部、企業連独自の積重ねストライキについては各支部企業連毎に通告せよ

(三) ストライキ期間中の行動について

1、各支部はストライキ当日は、大会（全員総会、大会、地域集会）を開催し、二十八回大会決定「企業整備を中心とする当面の斗争方針」の周知徹底をはかると、もに、三池支部及び北炭三山（美流渡、赤間、万字）並びに大正支部に対する激励と会社（三井鉱山、北炭本社、大正鉱業）に対する抗議を行え

三池支部　福岡県大牟田市不知火町三丁目　三井鉱山株式会社（社長　栗木幹）　東京都中央区日本橋室町二丁目一番地
大正支部　福岡県中間市　大正鉱業株式会社（社長　伊藤八郎）　福岡県中間市中鶴六、〇五五番地
美流渡支部　北海道空知郡栗沢町美流渡若葉町　北海道炭礦汽船株式会社（社長　萩原吉太郎）　東京都中央区日本橋室町二丁目一番地
万字支部　〃　〃　万字炭山
赤間支部　〃　赤間市豊里

2、各支部は対外宣伝隊を組織し、支部周辺の市民に対して政府の石炭政策の欠陥や炭鉱労働者の現状を訴え、われ〳〵の政策変更斗争、及び失業者の状態についてアッピールする行動を行え

(四) 三池斗争の条件獲得に伴うストライキの取扱いについて

北炭三山の分离反対は、第一次産業別統一斗争（第一波、第二波）のストライキのみで簡単に解決するものでなく、北炭労連独自の実力行使（ストライキ）を積重ねつ、北炭資本に対決することによって目的が達成される。

また、政策変更や失業反対斗争は長期、院内における活動をたかめ国民諸階層の理解と支持のもとに強力かつ広汎な斗いに発展させる性格のものである。

したがって第一波の実力行使を背景に三池斗争の条件が獲得された場合は、戦術変更及び第二波二十四時間ストライキを中止することがある。

◎期末手当斗争について

(一) 大手十四社企業連及び支部は原則として集団交渉を行うよう努力する
十月二十七日各社別に要求書を提出（第一回団交）を行う

1960・10・26

ラら

大之浦労組教宣部

(二) 十一月十日迄に最終回答を求め、十五日以降は実力行使決行の完全な斗争体制を確立する

(三) 各ブロック並びに各社担当の執行委は次の通りとする。

1、西日本ブロック

野口、木下、土屋、石飛、渡辺（家）

2、中央八社関係は堺

(四) 期末手当斗争の戦術は企業整備反対斗争の実情を考慮し、十一月中旬中央斗争委員会を開催し決定する。

以上

三池条件交渉の対立点

三池の条件交渉については、九月十七日以降一ヵ月有半に亘り、炭労（組合）と三井鉱山の間で行ってきたが、全然といってよい程進展を見せないので、十月二十二日より二十四日まで連日徹夜の交渉の中で組合側は、要求の大半を割り、問題を次の六点に絞り会社側の裁決を促したが、会社側がこれに応じないので、遂に交渉は決裂の状態となった。

その対立点は次の通り。

(1)、再開後の就労条件

組合側は　①現職に復帰すること（但しその中で配転交渉には応じる）

②一斉に就労すること

③現場における差別待遇をしないこと

会社　①②はだめ、③はしない

(2)、争議中の責任追及

組合　するな

会社　事実により措置する

(3) 期末手当（立上り資金）

組合　三鉱連なみに出して貰いたい

会社　出せない

(4)、時价協約

組合　三鉱連回答

会社　できない

(5) 組合活動

組合　弾圧をするな

会社　規制する

(6)、拒否者（一六八名）

組合　社宅を貸与せよ

会社　できない

以上

お断り

このニュースは九炭労よりの電話情報のため「指令前文」をカットしておりますことを、お断り致します。

ニューズ 58

あくまで能率をひきあげる

赤池★─希望退職后に配転の提案

赤池における八〇〇名の希望退職募集は、十月十日をもって打切られ、その後、中央交渉が再開された。会社側は、この席上で二一日に〝①赤池の在籍を一、三〇〇人にし一人当能率を二四・二屯にひきあげる。②三坑深部の採掘を中止する ③三坑々内夫及び坑外から一、二・四坑の坑内夫に配転する〟という内容の才三次合理化案を示してきた。まだ詳細の説明はおこなわれていないが、坑外とくに保ゴ鉱夫の首切りが予想される。

応募者 四三七名

強行募集によってヤマを去った人員は、その後判明したところでは、四三七名（坑内二九九、坑外一三八）であった

さらに会社は、赤池のみでなく、同時期に平山、立山でも首切りをおこない、平山で四二名、立山で一名の退職者がでている。

そして今回の提案である。

ねらいは明瞭だ。あくまで、二四・二トンに能率をひきあげる方針をつらぬこうというのである。

炭労全体が三池斗争の事態収拾後、前進えの若干の停滞を示しているとみて、八〇〇名首切りの大ナタをふりあげ、そーして半数をこえたところで、〝諸般の事情を考えて〟打切って、配転を提案してくる。こうして労働者を〝会社は本気で能率ひき上げを考えている〟というように思いこませるやり方である。

首切りを含んだ配転案

三坑深部採掘の中止によって、三坑々内夫から六一名が、一、二、四坑に配転され、さらに、坑外から五四名配転されることになっている。

これはまさに、直接部門に人員を投入して能率をひきあげるという石炭資本の旧い合理化方式である。

さらに、問題なのは、坑外五四名減のなかには、保ゴ鉱夫が三四名いるのをどうするかという点、及び、在籍一、三〇〇名というのは現在籍人員より一六名へらねば達成されない数字であるという点で、これらについては、まだ明らかにされていないが、会社の意図からみて、実質的に減員を狙っているものと判断される。

		一次合理以前在籍	希望退職者	合理後の在籍	計画人員	月産
坑内夫	一坑	83	11	72	80(+8)	2,500t
	二坑	215	46	169	200(+31)	5,500t
	三坑	714	183	531	470(-61)	14,400t
	四坑	269	59	210	270(+60)	9,500t
	計	1,281	299	982	1,020(+38)	31,500t
坑外夫	成人男子	381	81	300	}280	
	保ゴ坑夫	91	57	34		
	計	472	138	334	280(-54)	
総計		1,753	437	1,316	1,300(-16)	（個人能率） 24.2t

三菱：退職者702名で打切り

既報（情報4号）のように、崎戸を中心にして九州各山から六〇〇名の希望退職募集を提案した三菱鉱業は十一日から強行を策してきた。

組合は、十一日に炭連傘下全支部が、時限ストで抗議し、十七日にオ二波実力行使を行った。この中で二〇日打切られた募集の結果、七〇二名（方城六〇、上山田七九、飯塚二八、崎戸二二五、新入一〇五、鯰田八五、勝田一九、古賀山一五、高島八六、──九全労調）が辞めていった。

会社側は打切りと共に、事後の問題について〝話したい〟と団交申入れをしてきた。

組合では、二四日に全炭中斗を開催し、先に提出した要求を実現する方針のもとに、会社との交渉にのぞむ対策を協議した。

近く団交が開催されるわけであるが、各山の減員後の配転を中心にして、合理化提案が出され、組合の長期安定計画の要求との間に、対立が生み出されることは必至である。

1960. 10. 27

大之浦労組 教宣部

ニューズ

59

十一月一日は職場大会（昇坑時又は休憩時間）に変更

〜オ一次統一行動オ二波〜

炭労中斗発オ二八八号
一九六〇年十月二十八日

各地方本部
各支部 斗争委員長 殿
各企業連

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長 原 茂

オ一次統一行動ストライキ（オ一波）中止並に十一月一日（オ二波）の取扱いに関する指令

三池の条件獲得を中心とする四目標にもとづくオ一次統一行動（オ一、二波）特に二十八日の統一ストライキ決行を背景に中央労働委員会の事情聴取を経て三池の条件に関する事項は諒解点に達したので、戦術委員会は諸般の事情を考慮した結果、午后四時オ一波二十四時間ストライキの中止及びオ二波の取扱いについて左記の通り決定した。

記

一、各支部はオ一波二十四時間ストライキを直ちに中止せよ。

二、三池の条件は一応諒解点に達したが、北炭三山分離反対、政策転換、失業反対等の共通目標にもとづいてオ二波実力行使は、その規模を縮めても実施すべきである。しかし、オ一波ストライキ中止などの関係から統一行動に対する意志統一が必要と判断されるので、十一月一日の実力行使は一時中止する。従って当日は時間外（昇坑時または休憩時間）の職場大会を開催し、中斗指令オ二八七号(三)項の行動を実施せよ。

「註」 十一月一日の二十四時間又は時限ストライキにかわる統一行動は、オ三次統一行動に併せ検討の結果別途指令する。

三、大正支部は独自の企業整備反対斗争推進のため中斗発オ二八七号指令にもとづき行動せよ。

以上

二十七日に要求書を提出！

―下期々末手当―

下期々末手当については去る十二日より札幌で開かれた炭労オ二十八回大会で一人平均二六、〇〇〇円を要求することを決定、二八七号指令にもとづいて十月二十七日各社に要求書を提出した。

要求書

昭和三十五年十月二十七日

各社々長 殿

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長 原 茂

鉱員期末手当要求書

昭和三十五年下期鉱員期末手当に関し、左記の通り要求する。

記

一、昭和三十五年九月末現在々籍鉱員（組合専従者を除く）一人当り平均二六、〇〇〇円（税込、但し勤労団体製楽金は手取り）とする。

二、常傭臨時夫、昭和三十五年十月一日以降の入籍者、昭和三十五年四月一日以降昭和三十五年九月末日に至る間の退職者については別途協議決定する。

三、配分については各社各山において会社組合間で協議決定する。

以上

1960. 10. 31

大之浦労組教宣部

ニューズ

60

明治

合理化問題了解点に達す

三八年迄企業整備はやらない……

× 明治赤池における企業整備問題については、三項目にわたる第三次合理化案を提案し、三池の事態 ×
× 収拾に便乗した悪質な本性を暴露していたが、会社、炭労連闘で行われた二十八日午后二時三十分 ×
× より午后六時迄の代表交渉（於東京炭労会館）の結果、労使間において次の了解点に到達し、十月六 ×
× 日団交席上において「十月七日以降一方的に希望退職募集を強行する」と宣言して以来、四三七名 ×
× の希望退職者をみたが、一応三八年迄企業整備はやらない等の条項を含め了解点に到達妥結した。 ×

妥結内容

1、労使慣行を無視するようなことは将来しない。

2、従来の協定、協約の完全実施（特に長計、労協）十三条の適用は厳守する。

3、三八年迄企業整備はやらない。但し炭鉱事情が大きく変化した場合はこの限りでない。（一二〇〇円コスト引下げ以上の変化）

4、組夫の整理～当面関係に組夫は漸次在籍に切替える。今回希望退職後の切替組夫は、原則として元の職場に就労させない。

具体的内容は山元交渉とする。

5、赤池一、二先の安全保障～将来の時点では、赤池自体で消化する。但し、他の山へ配転希望者があれば山元で交渉決定する。

この場合、賀田坑四尺を職場確保することに努力する。

どうしても出来ない場合は上記内容でやる。

6、自然減耗無補充は現在検討する。従って、現在の人員関係の協定は決まる迄延長する。

7、定年退職者の臨時雇用五〇日分は七カ年延長する。

8、保安行事費毎月一人当り二〇円を十一月より支払う。使途については保安委員会で決定する（除く特従組、臨時雇用者）

公表参加に関しては、公表後組合保安関係者が会社側保安と意見交換する。

以上の了解点に達し赤池の具体的配転問題に入った。

赤池配転問題決定事項

1、希望配転とし、配転は強制しない。

2、赤池の生産委を設置して開催する（労使に設置することになっている）

具体的には赤池の操業計画について討議する場合、山元交渉する。

3、福利厚生の適正化（社宅関係の退職者が利在入っているので配転者を配慮していくこと）、具体的には山元交渉する。

4、労働条件の低下をさせない（配転後）、従ってこの事についての具体的主張を行って行く。

5、配転条件

坑外～直接夫 七〇〇〇円
〃 ～間接夫 三五〇〇円
間接夫～直接夫 三〇〇〇円
事務所内～坑内労働 一、五〇〇円
坑内夫の先山転換 二、〇〇〇円
転居休暇 連続一〇〇%、単身者一日、世帯持三日
（現地滞在、従来の指定休暇を重複しない）

職場の分断はやらない（例～病院に残す者等）

その他については山元交渉する。

なお、決定内容について疑義が生じた場合は、明治労～九炭、明労連～本社間で協議決定する。

以上了解点に達した。

以上

新屋敷

企業合理化案でる！

賃金一五％切下げその他

昨年七月以来自然条件の悪化、湧水量の増加、カッターの故障続出、個人能率七七乃至一〇七を低迷していた新屋敷炭鉱は、この事情から主要事情の悪化、特に賃金繰りの逼迫をきたしたとして別項のような合理化の提案を示二なつた。

この提案をうけた炭労としては九炭労、炭老夫、当面執行部をもって現地に対策本部を設け、反対斗争を強化することにした。

ラウ

1960·10·31

◇大之浦労組教宣部◇

提案事項

一、生産計画に基く採炭方式の変更

二、基準賃金

1、基準賃金一五％を削減する

2、保障給は八〇％とする

三、基準外賃金

1、早出残業、当直公休出勤の割増率を二五％とし
特殊休日の日数及び割当率を削減する

2、特殊歩合賃金は廃止する

3、休暇
年次有給休暇基礎日数を六日とする
時間有給休暇は廃止する
山神祭休暇は廃止する

四、福利厚生
福利厚生費は節減する

五、その他

1、ベース・アップは企業が安定するまでは考慮できない。

2、賞与は昭和二五年度上期の五〇％程度しか考慮出来ない。

3、稼動人員の不均衡是正のため配置転換を行う。

予定出炭の確保は、本計画の基本であるので、これが確保されない時は全面的変更せざるを得ない。

以上

ニューズ

61

失業反対・社会保障の斗いすすむ

福岡総評を軸に・行進など計画

筑豊の失業地帯をかかえて、失業者を組織し、地方自治体に対する要求行動をおこなうなど、反斗争で先駆的役割を果してきた福岡県評では、今年の定期大会で失反共斗会議を設置した。そして、炭労と自労を中心にした失業反対斗争の経験を整理し、問題点を検討してきたが、今次秋季年末斗争の一環として、社会保障を大衆斗争で斗うことと結合した「失業と貧乏をなくす政策要求口民大行進」をおこなうことになった。一方、社会保障の斗いを多面的にとりあげて、発展させるために、昨年来準備のすすめられていた「社会保障推進協議会」の結成が、十月三十一日おこなわれた。

何故大行進を組織するか

十月二六日の失反共斗会議で検討し、二八日の幹事会で決定された実施要綱には、大行進実施についての主旨が次のようにのべられている。

〃池田内閣は自由化政策をその中心にすえ、かってない狂暴な合理化攻撃をわれわれの上にかけてきている。炭労十一万、口鉄十万の首切りを始めとして全産業にわたってこの攻撃はかけられている。

福岡県における合理化攻撃は、全く目にあまるものがあり、筑豊地区を中心に、すでに二十万をこえる失業者が創りだされている。

また、池田内閣の社会保障、減税、公共投資の政策が大独占の繁栄を基礎とする独占資本擁護の政策であることも明白である。

〃われわれは口民年金をはじめとする池田内閣の攻撃政策に反対し、これを徹底的にバクロし、我々の対決策を明確にし、安保斗争に結集した平和擁立、民主々義のためのエネルギーを再び結集して、統一行動を組織的に発展させなければならない。

〃中央総評は、そのために今次秋季年末斗争にあたって大巾賃上げ、最賃制獲得、時間短縮斗争にとりくみ臨時労働者斗争、权利斗争を前進させるための斗いを中心にして斗い、一人の貧乏人もなくするために、最賃制確立、社会保障拡充、減税を柱とする口民運動を発展させ、この斗いをキソとして安保体制打破の口民運動を組織する目標を決定した。

「失業と貧乏をなくす政策要求口民大行進」は、このような立場にたって斗われる秋季年末斗争の重要な一環としておこなわれるものである。

大牟田 九州ブロック大集会

〃大行進は池田内閣の新政策に対する大衆斗争と固く結合して行われなくてはならない〃という立場から、次のような行進参加を強くうちだしている。

〃福岡県における大行進は、きびしい合理化攻撃と対決して斗う炭労、とくに三池において今日もなお指名解雇を拒否して斗う労働者の参加は欠かせない。それだけでなく、歴史的な大斗争を英雄的に斗った三池炭鉱の労働者の参加はきわめて重要である。

〃福岡県における大行進が、従来とは全く別のコースをとり、大牟田を到着地とし、政策要求九州ブロック大集会を開催するのは、この意味で有意義である〃

〃さらに炭労、とくに三池を中心に全産業の労働者の参加とともに、筑豊を中心にして大量に創出された失業者の大多数の参加は、この運動の背骨をなすもので池田内閣のゴマカシ新政策に反対する口民諸階層の積極的参加を斗いとらねばならない〃

行進のスローガン

1、失業に反対し、みんなの力で食っていける仕事と職場を確保する政治をうちたてましょう

2、貧乏人いじめの口民年金の強行実施に反対し、政府にその改善をせまりましょう

3、全ての労働者に八千円を保障する最低賃金法の改正を斗いとりましょう

4、軍事予算に反対し、貧乏をなくすための予算を大巾に要求しましょう

5、三池の仲間を守りながら首切りのない石炭政策を斗いとりましょう

行動の概要

1、十一月各地評で地域集会を開催し、地域的な具体的要求の討論と県段階・地域段階における要求大行動をおこす

2、全日自労をはじめ失業問題を抱えている単産は、その行進の核となり、炭労は各ブロックに三池の犠牲者を含む多数のオルグを派遣行進に参加させる。

3、各ブロックでは行進最終段階でブロック大集会を開催し、行進参加者を中央集会に参加させる。

4、各ブロック上京行進者を神奈川、埼玉に結集、行進隊をもって上京し、中央集会に参加させる。

5、中央大集会を「失業と貧乏をなくす政策要求口民大集会」とし、十二月上旬に開催し、その後、各問題ごとに中央行動を展開する。

6、中央大集会を年末斗争全口統一行動と結合させる。

1960.11.7

大之浦労組教宣部

失反共斗会議は〃統一要綱としての失業反対斗争の理解と前進のために〃という資料をまとめ、これを中心にして各地域で討論集会を開催することも決定している。その第一歩として、まず県段階の集会が十一月八日午前十時から福岡市の母子会館でおこなわれる。従来、この種集会に就労対象者の参加が少なかったので、多数の参加をえて、失反斗争が統一斗争として発展するよう成功を期して準備がすすめられている。

社会保障推進協議会結成総会

福岡県社会保障推進協議会の結成総会は、十月三一日午後一時から、福岡市教育会館でおこなわれた。結成にあたっての趣意書には、つぎのようにのべてある。

〃わが国の社会保障制度の現状は、後進国といわれる諸国に比べて決して自慢できるという実状にあるとはいえません。それは「国の責任」においてという面からも、制度そのものをとってみても、先進諸国よりひとり離れて極めて重要な施策を忘れさっているかのようであります。社会主義諸国はさておき、現在、欧米の資本主義諸国における社会保障制度をとってみても、すべて「国の責任」において一貫した政策のもとに、ますます質的にも向上されている。

〃ひるがえって、わが国の現状をみるとき、国民を疾病から護る医療保険の一つとあげてみても、適用率は分断され、一方、二八〇〇万人の人々が全然保険をうけられないという実態であります。加えて、失業者の増大と貧困にうちひしがれた人達に対する施策も、また、不完全なものであり、放置されたまま、にあるといっても過言ではありません。〃このように政府の方針施策は矛盾に満ちており、社会保障制度は軽視されています。

〃国民はいまこそ、この完成にむかって一歩〳〵たゆまない努力を傾注していかなくてはならないのです。〃

今春以来、福岡の県段階においても、現下の社会保障制度の情勢に対応して、福岡県総評をはじめとして、社会党、共産党、農民団体、医療団体、民医連、生活と健康を守る会、失業者団体を中心にして、「日本の社会保障制度を拡大する」という共同目的として結集し、福岡県社会保障推進協議会の発足について鋭意努力してまいりました、ようやく正式発会をみる段階に参りました。

スローガン

一、合理化と失業に反対しまともな最低賃金制と完全雇用の確立
一、失業保障の確立と生活保護基準の大幅引上げ
一、大衆課税にかわる拠出制国民年金の実施延期と内容改善
一、医療保障の確立と社会福祉関係予算の増額
一、安保体制を打破し、軍事予算を社会保障に

以上

ニューズ

62

大正

七二ストに突入！

会社側「撤回出来ぬ」一点バリ

× 賃金遅払いと企業合理化粉砕で、一日より七十二時間ストに突入した大正労組では、スト突入に先立ち ×
× 三十一日福岡県庁に於て知事に陳情すると共に市民に訴えた後、スト突入の一日中間市現地で「市民共 ×
× 斗大集会」を開催　終了後鉱業所にデモをかけ、伊藤社長ら会社側幹部を詰問、今次企業整備案の白紙 ×
× 撤回を要求した。 ×
× 二日現在交渉は膠着状態中であるが、会社側の態度は依然として労働者のみに犠牲を強いる態度をかえて ×
× いない。

知事善処を約束

三一日午後一時より大正労組々合員、中間市民代表として商工会代表、政党関係者、福岡市内各単産代表を含め一八〇名が、福岡県庁で鵜崎知事と会見、大正鉱業企業整備について陳情を行った。

会社側の十月十二日提案した第二次合理化案は「約一万円にわたる賃下げであり、これを認めねば閉山する」と言明していること、又賃金の遅払いについて、これは大正鉱業の従業員、家族約一万五千人の死活問題であること、又中間市商工業者にとっても重大問題であるので、知事としても善処してもらいたい旨、福岡県評を通じて陳情した。

知事は「話はよく分るが労使間のことで今直ちにどうすると言えないが、この問題については商工、労働両部長を担当者として、銀行側ともよく話合って善処したい」と答えた。

知事との会見の後、県庁前より呉服町までデモ行進をし、途中福銀本店にデモをかけ、四時半頃引揚げた。

伊藤社長らを詰問

会社は「出来ぬ」の一点バリ

一日午後一時より中間市々役所前にて、「市民共斗大集会」を開催した。三池労組より一二〇名、九採労組より二〇〇名、その他各労組代表、中間民団代表、（各単産加入）等約三〇〇〇人が参加した。

集会終了後直ちにデモ行進に移り、鉱業所前で会社側幹部と午後三時から八時まで交渉した。

賃金遅払いについて昨日が回答日であったがまだ回答がなされていないので、「いつ、いくら払うか」と詰問すると共に、合理化問題について「白紙撤回せよ」と要求した。これに対して会社側は、「昨日現在一〇〇万円位しかないので今日集めるだけ集めて支払いたい」という責任のない回答を行い、合理化問題については、「白紙撤回できない」の一点ばりであった。

組合側はこの点について三〇分の期限休憩の時間を与えて再考するよう迫ったが、期限休憩の後も「出来ない」という回答であった。

これを不満とした組合側は会社幹部を取囲み詰問、デモを行ったが、その際伊藤社長は軽いめまいを起して倒れたが、新聞記事等で報道されているような大したことではなかった。

その後、二日午後一時より団体交渉をもっているが、まだ状況の変化はない。

大正労組では二日午後一時から二時の間、各地区で団結集会をもつようにしている。

又、三日午前十時から総決起集会を行うことを予定している。

三瀬

了解点に達す……

就職あっせんについて具体提示を要求

× 三[illegible]後、ストライキ準備体制を強化し政府から極力団交を進めることになった三瀬労組では、十一月 ×
× 一日午後六時より団交を開催したが、進展をみないまま、団交を一時打切り、午後十時三十分より三瀬労 ×
× 組三役及び鉱山中央勤労部長、九州炭労柳田厚生部長のメンバーで代表交渉に入り、二日午前九時まで ×
× 徹夜交渉の結果、次の通り了解点に達した。

うら

1960・11・7

大之浦労組教宣部

了解事項

一、整理期間について
会社は一週間の期間を主張してゆずらず、これに対して組合側は一年間を強く主張したが、最終的に十日間という事で落付いた。

一、退職日について
会社は三四年十月十日を主張、最終的には三五年十月三十日を退職日とする。

一、退職金について
振替提案されていた退職金の外、希望退職者については、一万五千円を特別加給するが自発退職者については従来通り。

一、有給買上げについて
三池に準じての取扱いを主張したが、二項は従来有給買上げ制度がなかったため法定外の残日数について買上げる。

一、社宅明渡しについて
会社は二ヶ月を固執してゆずらなかったが、最終的に、精神としては三池に準じて六ヶ月の期間に話合う。

一、失業保険
三池と同様の取扱い

一、就職あっせんについて
具体的提示を要求、会社は現在三二名程度の就職口しか見つけていないため極力斡旋をもって努力することを確認。

一、職場進出
就職対策委員会（仮称）等を作り、重点的に努力する。

以上を午前十時すぎより斗争委を開催して、これを検討中である。

宇部

強制配転を中止させる

強行に対してはストで応ずる

十月二十九日、斗争委員会を開催し、分会部長会議で集約した組合案を検討し、配置転換、労働条件について、基本的に確認した。

三十日午前十時、労働会館に於て全職場の代表者会議を開き、斗争委員会の考え方を討議に附した。その結果、東見初支部を除いて原則的に了解して直ちに支部毎の大衆討議にかけた。

午後四時三十分、第十九回目（七月以降）の団交を持ち、組合側の態度表明がおくれた為、会社に対し強制配置転換を行わないことを要求した。その結果、十一月一日に予定していた会社側の強制配転を保留せしめた。

三十一日さらに事務折衝を行い、三日より具体的内容を検討するということで、労使確認をし、会社は予定していた十一月一日からの強制配転を中止した。

十一月一日、各職場の分科会方式による交渉に入った。

二日、午前九時から中央委員会を開催し、最終的な態度統一をはかった。なお、会社の強行に対しては、ストで応ずることとし、十月二十七日スト準備指令をだして体制を固めている。

以上

ニュース

63

大正

柔軟な実力行使を継続

会社側才二次案提示

十一月一日から七二時間ストに突入したなかで、決起大会やデモ、知事陳情などを行い、賃金遅払いの解消と合理化案の撤回を要求した。このなかで、二日午前一時から才六回団体交渉がおこなわれ、会社から才二次案として修正提案がおこなわれた。組合は、提案を撤回したうえで話合うべきだと反論してうちきった。

組合は三日午後一時から拡大斗争委員会をおこなって事後の戦術について検討し、炭労戦術委に指令を要請、四日、二九一号指令が出された。才二次提案の内容と指令内容は次のとおり、

才二次提案

◇ 会社機構の分割、廃止に関する事項

1、採鉱所は可及的すみやかに分離し新会社とする。なお、退職、新規因分として半期に二七〇万円を支出する。

2、鉱業学校の廃止は、在校生は修業に就業のため提案より撤回する。

◇ 労働協約に関する事項

1、休憩時間の短縮（四五分）〜撤回

3、忌引休暇の近隣者扱き他人休暇廃止〜撤回

4、出産看護休暇の廃止、生理休暇の短縮〜撤回

6、特別貸付金制度の廃止〜撤回

◇ 特殊労働賃金

(ロ) 緊急就業手当

一回につき坑内作業七五円（九〇円→七〇円）

(3) 坑外夫入坑手当

四時間をこえる場合八〇円（九五円→七〇円）

◇ その他

2、暖房の個人負担額を一戸につき三〇円とする。

3、整髪券は当分の間は実施しない。

4、県体育助成金の廃止〜撤回

5、作業服の廉価販売廃止〜撤回

6、両会社代行徴収取止め〜撤回

13、自衛車運転手当を削減〜撤回

◇ 基準賃金については現行の通り

※ 実施期日の指定ないものは、十一月一日より実施

その他の項目は全て才一次提案の通り

中斗指令

中斗指令才二九一号

大正支部企業整備反対斗争推進に関する指令

大正支部の「一方的切下げ合理化」に反対する斗争は十月二十日以降数次の実力行使をつみ重ねてきた。

会社は十一月二日の才六回団体交渉において〝修正の上再提案する〟と称し、前記の通りの〝手直し提案〟をおこなってきた。

大正支部斗争委員会は、この内容を検討した結果、全く検討の余地なしとして拒否を決定、今後の斗争戦術について申請をおこなってきた。

炭労戦術委員会（十一月四日）は、申請内容を検討した結果、十一月中旬に予定されている才六七回中斗委員会において決定することとし、当面の斗争戦術について次の通り決定した。

よって左記の通り指令する。

記

一、斗争目標

合理化提案白紙撤回、賃金遅払即時清算

二、具体的戦術

十一月七日　一番方より二四時間ストライキ

八日　各番方入坑時三〇分時限スト、時間外拒否

九日　時間外拒否

十日　〃

十一日　各番方入坑時三〇分時限スト、時間外拒否

十二日　一番方より四八時間ストライキ（但し公休日を除く）

十五日　各番方入坑時三〇分時限スト、時間外拒否

なお、本斗争日程中においても、情勢の変化に即応して戦術強化の必要を認めた時は追加指令する場合がある。

オルグ活動

炭労委員の指揮の下に、実力行使をおこない、粘り強い斗いが続けられているが、六日からは、九共斗、炭地共闘会のオルグ十一名がはいり、活動を行うことになった。

うら

1960・11・8

大正支部は、右の斗争路線と内部体制確立のため、十一月七日第二九回臨時大会を開催した。大会における報告事項及び審議事項は次の通りである。

報告事項～第二八回臨時大会報告

審議事項～1、企業整備反対斗争に関する件
2、保安要員斗争費徴収に関する件
3、本部準備積立金に関する件

		現行実績						第1次提案（10月12日）					第2次提案（11月2日）				
		固定給	技能給	請負給	操作附加給	年功給	本人総計	固定給	請負給	調整給	操作給	本人総計	固定給	請負給	調整給	操作給	本人総計
採炭夫		488.00	24.85	504.97	12.00	21.00	1,050.82	400	344	51		795	432	368	56		856
仕繰夫		488.00	24.95	239.08		21.	752.03	400	240	25		665	432	256	30		718
充填夫								400	336	29		765	432	368	30		830
掘進夫		477.00	24.14	412.69		21.	934.83	400	330	20		750	432	336	21		789
運搬夫	人車車掌	589.15			9.00	15.	613.15	515			15	530	577			10	587
	捲取夫	442.31		205.47	9.00	15.	661.78	440	85		15	540	512	85		15	612
	材料運搬夫	517.00		84.39	9.00	15.	625.39	520			20	540	592			20	612
	火薬運搬夫	555.00			2.50	15.	572.50	480		-	15	495	547			10	557
工作夫		553.79			1.20	15.	569.99	510			10	520	552			10	562
大工		568.86			5.00	15.	588.86	510			10	520	564			10	574
道具運搬		569.75				15.	580.75	510			10	520	566			10	576
雑夫		506.80			2.50	15.	524.30	460			10	470	493			10	503
[illegible]		462.83		47.48	1.00	15.	526.61	450			10	460	488			10	498
工作夫		482.08				15.	497.08	450			10	460	478			10	488
営繕	大工左官塗装	503.44				15.	518.44	465			10	475					
	整枕工	449.25		199.86		15.	649.11	590			10	600	522			10	532
灯婦		463.48				15.	478.48	435			10	445					
雑夫	寮監視	503.67				15.	518.67	455			10	465	466			10	476
	その他雑夫	434.82			1.00	15.	450.82	415			10	425	452			10	462
選炭婦		376.75		38.86		17.	432.61	370			5	375	395			5	400
雑婦		362.59				17.	376.59	340			5	345	362			5	367

※ 1、請負給制の金額は8月分の実績
2、向後、坑外、保護夫の固定給は平均固定給です
3、炊事婦方、本部婦方、などの請負給制は除外

○第一次案は8月分実額に対して一人平均5,700円（22.2％）減
○第二次案 〃 〃 4,000円（15.6％）減

ニューズ

64

炭鉱青年百名が集って討論

第一回交流集会福岡でひらく

九州炭労はたたかいの中核部隊として或は労働運動の財産をうけつぐものとして、青年婦人の組織をつくりあげることに努力し、青年たちの組織づくりを積極的に支援してきた。数年の努力は水泡の消えるように見えながら実は蓄積されていた。本年にいたって各支部の各級執行部が青年問題について討議をはじめ援助するための決定がなされはじめた。この機運を背景に青年活動が一部には停滞があったが活発になった。それを成功させるため一一月五、六の二日間福岡市において九州炭労青年労働者の交流集会がもたれた。集会は高松支部青年の二九名をはじめとして一九支部一〇二名が参加し青年をとりまく諸問題を討議した。

なお今後の予定として来春一月に予定されている九州炭労大会のあと、九州炭労青年協議会のための結成大会が企画されている。

三転した交流集会場

九月、九州炭労組織教宣両部長会議会議がひらかれたとき、高松支部から青年の交流会たとえばキャンプファイヤーを囲む会などを企画したら、という提案がされた。会議はこれを討議しなるべく早い時期に「青年大集会」を青年組織の結成の機運を助成するためにもひらくことをきめた。

この決定に従い集会行事を具体的に、一〇支部より選出された青年協議会準備委員が研討した。

第一の候補地に千石峡がえらばれたが、これは貝島労組青年会議の体育祭のため、どうしても変更しなければならなくなった。

つぎに、三池のホッパー前のピケ小屋がえらばれたが三池の条件斗争が妥結したため、再び会場をかえなければならなくなった。このためにせっかくの交流計画も「一時中止」の声すらあがった。この悪条件を青年代表たちは九州炭労の援助を得て乗切り、さいごに会場を福岡市にうつした。

一切を自分たちの手で

五日午後五時会場にあてられた婦人会館（福岡市住吉）に九州各県の炭鉱青年が集った。受付から宿舎の割ふり一切青年たちの手で進められ、分科会の討議にはいった。

第一分科会は「青年組織の問題点と今後の問題」第二分科会は「学習活動をどのように進めるのか」第三は「青年の文化活動、体育活動はいかにあるべきか」が午後六時から一〇時までの四時間熱心に行なわれ、その集約を六日の全体会議に報告した。

青年の力を斗いに注入しよう

六日も前日同様婦人会館で午前九時より全体会議をひらいた。まず分科会助言者を総括する意味もかねた産労原　南秀氏から「青年部の任務と今后の課題」と題して講演を行なった。原氏は青年組織が企業内の運動にとどまらず、特に世界労連が主催した「第一回世界青年労働者会議」の経験を学ぶように報告された。

そのあと、それぞれの分科会報告にはいった。

〈第一分科会〉

炭鉱青年の組織を産業別組織としなければならない、しかしこの方針のみでは労働組合の枠にとじこもることになりはしないか、炭鉱青年の行動、目的に賛成する多くの地域の同志を組織の中に入れていいのではないか。

つぎに九州炭労の青年組織は青年部としてではなく、協議体として結成された方が良い。

〈第二分科会〉

○　学習会の参加者が少ないことがどこでも共通の悩みであるが、今後は参加者が少なくともつづけ全体に広げる努力をする。

○　上級、下級の学習活動を考える。

○　青年部執行部が積極的に参加する。

○　地域青年のなかまによびかけ交流を図るなかで学習をつよめる。

〈第三分科会〉

文化活動一般について討議することをさけ、青年部の共闘組織とうたごえサークルについて討議した結果、共闘組織がもっと強化されるための細かい検討を今から強めるとともに、青年部全体が共闘にあたる体制をとることなどをきめた。

うたごえについては「サークル」が孤高でなじめないという意見が圧倒的に強く、これをどう大衆化するのかということが論争の中心になった。ともあれうたごえがアカ攻撃のなかを切りぬけ、これ迄に発展したことの意義を認め、青年がもっと積極的にうたごえに参加すると同時に、うたごえサークルが大衆の中にはいって行くことに努力する。

以上の分科会報告を承認し第一回の青年交流集会を成功させた青年のエネルギーを、青年のしあわせのために！　組合のすべての斗いに！　生きこもうと決意し散会した。

1960・11・9

大之浦労組 教宣部

興炭労・配転交渉でスト指令

宇部興産は一方的に実施した希望退職募集のあとに生じた、直接夫の人員不足を充たす目的と選炭関係の女子組合員を配転する案を七月二三日、組合に提示してきた（一部既報）その内容は坑外夫一二〇名を坑内に配転する配転するものは採用年数が若いことを条件にしていた。つぎに採炭作業中止によって東見初の選炭婦四〇名を他職場へあっせんする、というもので組合がこれを認めないときは「一方的に指名配転する」というものであった。これに対し炭労はただちに会社提案の撤回のたたかいを組み、現在まで一九回の団体交渉をもち、十一月一日から組合案も提示して分科会方式による交渉にはいった。組合は本問題はあくまで労資の合意の上で行うべきものであり、もし会社が不法に指名配転を行うときは実力行使を行うことをきめつぎの通り指令した。

第一波　十一日　八日　　二四時間ストライキ
第二波　十一月十一日～十二日　　四八時間ストライキ

ニュース 65

二瀬斗争

指名解雇に三九八日の抵抗

諸条件は三池を上廻って妥結

▽ 昨年の八月七日、二七支部に指名解雇がだされてから、三九八日目の十一月二日、〃三池に準じて〃妥 △
▽ 結した。十月三一日三池の条件斗争が最終の事態から、二七支部は斗争委員会全員を待期させて交渉に △
▽ はいった。会社側は〃二七は三池とくらべ争議経過や内容がちがう〃として条件引上げを拒んだが、つ △
▽ いに十一月二日午前二時、つぎの協定にたっした。しかしながら、これで二七の斗いが終ったわけでは △
▽ ない。残ったものも或はこれで去ることになる者の上にも、合理化は斗わないかぎり容しゃなくおしよ △
▽ せてくることを忘れてはならない。 △

分裂の危機をのりこえ

二七支部の妥結にあたって、組合長の原田さんは「長い斗いであった。あるときは戦術をめぐって組合の分裂さえ感じられるときもあった。それをよくもちこたえ、不充分ではあるが斗いの火を消さずにきたのは炭鉱労働者の土性骨だったし、斗いの伝統―特にた共斗のなかで育てられた思想が、もちこたえさしたものだと思う。とくに指名者の人のねばりこそが、これからの炭鉱労働運動の一つの面を表していると思う」と語った。

労働組合が労働者の生命

三九八日がんばりぬいてきた指名者の一人は、妥結にあたって、ともかく労働組合があったこと、それがやりぬけたことに感謝しながら〃もちろん妥結の内容には不満がありますし、これからの生活のことを思うと不安です。しかし今日まで斗ってこられたのも、労働組合があったからです。組合のない中小企業であればどうしようもなかったはずです、組合こそ労働者の生命です。それを実感として味わいました。これからもまだまだいろんなことで、組合の世話になると思いますが、わたしらもがんばります」と、妥結を承認した日の中央委員会で感想をのべた。

斗いはなおつづく

しかし、二七支部の妥結によって指名解雇反対斗争は終ったとする空気が、炭労のなかまにひろがっていくなら、三池の法廷斗争のなかま。これから法廷にもちこみ、あくまで指名解雇をみとめない立場で斗う二七のなかまの斗いは、ひろがりひろまりはしない。ここでも、われわれは三池でうまれ、炭鉱労働者と家族にうたわれ広められている「斗いはここから、斗いはいまから」の決意をあらたにしてすすもう。

協定書

日鉄鉱業株式会社二七鉱業所（以下会社という）と日鉄二七労働組合（以下組合という）とは昭和三四年十月十日付解雇該当者の退職その他の取扱いに関し、下記の通り協定する

記

第一、昭和三四年十月十日付解雇該当者がこの協定による取扱いをうけるについての態度決定のため、昭和三五年十一月二日より十日間の整理期間を設ける。

第二、前項の期間中に勇退を申し出た者については、これを自己都合退職者として退職の取扱いは夫々次の通りとする。

1、退職日　昭和三五年十月三〇日

2、退職金

(イ)　勇退者

イ、事業都合退職手当

ロ、特別加給金

ハ、餞別金　一律四万円（プラス又一五、〇〇〇円）

但し上記イ、ロ、ハについては昭和三四年十月十日付をもって計算された金額

(ロ)　自発的退職者

イ、事業都合退職手当

ロ、特別加給金

ハ、予告手当相当額

但し、上記イ、ロ、ハについては昭和三四年十月十日付を以って計算された金額

3、年次有給休暇残日数

昭和三四年度年次有給休暇残日数の中途歴外日数については別途処理する

第三、今次退職者の福利厚生に関する取扱いは現行による。

第四、失業保険、健康保険並びに厚生年金保険については所管官庁の定めるところに従う。

第五、会社はその責任において職業あっせんの具体的方針と計画を明らかにする。その実施に当っては万全の処置を講じて再就職に極力努める。職場の造出についても政府の施策と相俟って会社独自の立場からも極力努力する。具体的には就職対策委員会（仮称）において具体的に処理する。

各支部の皆さん

長い間、わたしどもの斗いにご支援いただいたことに厚くお礼申しあげます。今後ともわたしどもは組合の旗を固く守り、炭労の戦列のなかで、資本の野望粉砕のために斗います。

一九六〇・一一・二　日鉄二瀬労働組合

1960・11・14

大之浦労組教宣部

方城

深夜割増全廃反対斗争くむ

八日全山投票でスト権確立……

×三菱資本は三四年下期の中央委員会で方城炭鉱の可採炭量が無いため、三六年四月に閉山すると提案した。×
×この会社提案を炭労は調査団を派遣し「坑命延長」「完全雇用」の斗いを進めた結果、あかり山・の鉱×
×定をせざるを得なかった。そして① 三六年四月までは閉山しない。② 能率一六トンを維持する。③×
×一七〇名を配置する。④人べらし後の鉱業計画は中央委員に出す。⑤ 会社は鉱員の社内配転と就職斡×
×旋に努力する。などをきめ三四年一二月に妥結した。

坑命延長の骨子

その後一六屯維持するための方策を検討中、四月七片に自然発火が起ったため一七、〇〇〇トンを放棄しなければならなくなった。このため八片に移ったが、八片の残炭から人員をへらすこともやむをえないという話が出た。そして五月一七日に方城鉱業所坑命延長に関する決定をとり交した。

会社は組合の「左部古河区域採掘のため、在籍人員を六五〇名程度に減少する」諸積極的決定の表明に応え坑命延長のため左部古河採掘に踏みきるものとし……との前文からわかるように、人べらしと一六トンの能率が確保できるなら「二年間」は延長する……というものであった。

一四日以降スト

それから半年後の一〇月三一日、会社は三交替制度を二交替制にしたいと組合に申入れてきた。組合は前の協定書中在籍人員を六五〇名とする、としたとき六五〇名までに減員したときは、二交替制度にきりかえることを了解していた。

ところが、会社の申出は「深夜割増の全廃」だけを企図するもので、生産体制全体には何の考慮も払って無いものであった。

これにたいして組合は、飯塚炭鉱の例（変則三交替制度の採用）もあるのに、方城炭鉱のみにこの提案をする会社に対して抗議するため、八日、全山無記名投票によるスト権を確立、十四日以降実力行使に入る体制をとった。

興炭労

第一波の八日総決起大会

炭労は指名解雇と選炭婦の首切りに反対して八日第一波二四時間ストライキに突入した。この日午前一〇時三〇分、三、〇〇〇の組合員、主婦があつまり、総決起大会をひらいた。会場にあてられた炭坑東昭和グランドには、友誼組合、社共両党代表などの姿がみられた。

大会は九州炭労田中事務局長などの挨拶のあと、斗争経過報告、職場代表の決意表明などがあり、会社への抗議文を決議し、正午すぎから鉱業所に抗議のデモをおこない解散した。

大会で決定された抗議文の要旨は、希望退職募集を実施したあと労働組合はゆずりうるものはゆずっているにもかゝわらず、会社はあえて高姿勢を続けている事実に、大会は妥協の方針を捨てて斗うことを通告したものであった。

なお、八日中には会社側にも交渉の動きは全くなく、第二波四八スト突入も必至とみられる。

以上

ニュース

66

炭労中斗発第三〇〇号
一九六〇年十一月十五日

各地方本部
各支部　斗争委員長　殿
各企業連

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　　茂

北炭企反ストライキ並びに統一行動突入に関する指令

一、臨時大会以降の体制

第二十八回臨時大会以降中央斗争委員会は大会で決定された方針消化のため、北炭労連斗争委員会並びに各支部機関に出席して、オルグ活動を実施した。

二、団体交渉の経過

会社申入れによる三山従業員の身分の問題並びに越冬資金要求を交渉事項として十一月四日団体交渉を再開した。

会社側は、三山従業員の身分については組合側が主張する団体交渉において解決することに同意する。越冬資金については三山従業員の処遇が明らかでない今日、議論することは出来ないとして要求を拒否した。

われ／＼はあくまでも三山における組合員は北炭の従業員としての身分を失っていない。したがって、越冬資金支給の拒否は明らかに不当であり差別待遇であることを指摘、強力に交渉を行うも解決するに至らなかった。引続き行われた第二回団体交渉（十一・七）においても事態の進展がない中で、三回団体交渉（十一・九）において、われ／＼が主張する三山分離撤回の要求に対して会社側は夕張鉱業所現体における企業改革を中心とする合理化遂行がなされなければ北炭企業の再建はない。　このため上述見通と企業の総合判断に立って提案している三山分離の問題を撤回することはできない。

さらに九月十五日団体交渉において提示した分離後の三山操業の計画大綱の中、労働条件の具体案として基準賃金一割引下げ、標準作業量の引上げ、労働協約規範部分の一部引下げの方針を明らかにしてきた。

三、斗争委員会は一方的新会社設立の強行、団体交渉における会社側の態度などを判断する場合、平和交渉による局面の打開はあり得ないと判断した。

第二十八回臨時大会が決定した北炭企斗の方針、即ち、第一次統一行動は延期である十一月中旬における北炭独自の戦術強化について企業連の意向も聴取し下部実態をも総合的に分析し、慎重に検討した結果、次の実力行使を決定した。

よって左記指令する。

記

一、ストライキの目標
　三山分離反対

二、ストライキ突入支部
　北炭労連傘下支部（真谷地支部を除く）

三、ストライキ決行の期日、規模、方法
　第一波　十一月十八日一番方より二十四時間ストライキ
　第二波　十一月二十一日一番方より二十四時間ストライキ
　第三波　十一月二十五日一番方より四十八時間ストライキ
　第四波以降のストライキについては追って指令する。

四、保安要員の取扱い
　従来の慣行に従い各山元で協議決定せよ。

五、炭労傘下全支部の行動
　十一月十八日北炭労連傘下支部の第一波二十四時間ストライキの当日、各支部は職場大会を開催し、北炭本社に対する抗議電、三山に対する激励を打電せよ。

1960・11・18

7-5

大之浦労組教宣部

六、第二次統一行動における具体的戦術は中央斗争委員会で決定し、別途指令する。

以上

炭労中斗発第二九九号
一九六〇年十一月十四日

各地方本部
各支部
各企業連
斗争委員長　殿

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

第二・三・四次統一行動期間中における
政策変更斗争の行動大綱についての指示

第二八回大会はエネルギー流体化への動向を反映した需要構成と、これに対処すべき生産体制（鉱区の私的独占、技術の停滞の古くさい生産機構）の欠陥に起因する経営者の合理化攻勢に対決するとともに、その背景をなす石炭政策の変更を求める斗争を炭鉱労働者共通の斗いとして推進することを決定した。

しかし、長期にわたって各種の行動を積重ねつつ斗争を継続する姿勢をもっている政策変更の斗いは、ある期間の行動大綱が支部、組合員に理解されていないと各次統一行動期間における指令指示のみでは充分な斗争の準備と行動が困難であると判断されるので、次の通り大綱を明確にし、その行動を指示する。

記

一、十一月十日より三十日（第二次統一行動期間）までを組織内宣伝月間として政策変更斗争の必要性を組合員や家族に周知徹底し、単独拠点でストライキ実行も可能な斗争体制を確立するため重点的に次の行動を行う。

1、政府に対する要求書提出並びに石炭委員長との主催者会議を開催し、石炭政策変更の交渉をすすめるとともに、マスコミの活用によって世論へのアッピールをはかる。

2、本部、支部執行委員による組合員及び家族への啓蒙活動を積極的に行う。
そのため、中央本部はポスター・ステッカーを作成するとともに炭労新聞・政策変更特集版・を二乃至三回発行する。

3、各支部は職場斗争とあわせ職場、居住常会による組合員、家族に対する啓蒙の徹底をはかる。

4、各地方、支部の創意と工夫による周辺市町村民に対する宣伝活動並びに炭住街を中心とする宣伝隊を編成しての交流懇談の実施を行う。

5、十二月に想定される臨時国会斗争の前段として市町村議会における活動を積極化する。そのため炭鉱出身議員懇談会等を開催し、各県、市町村相互の連けいを地方本部、炭住街を中心に緊密に組織する。

6、炭労本部は総評本部と連絡し、十二月中の宣伝資料（パンフレット・ステッカー・ポスター・壁新聞）を作成し、十一月末か十二月初旬までに各地方に到着するように行う。

二、十二月一日より三十一日（第三、四次統一行動期間）まで対外宣伝強化月間として総評の年末斗争との結合を求め政策変更斗争に対する全労働者階級の理解をたかめるとともに一般的世論の指向をはかるため、次の行動を行う。

1、県評や地区労に対する問題の提起を行い、それぞれの段階（県評、地区労）における合理化対策委員会等の設置（中央では設置済み）をよびかけ、政策変更斗争の浸透をはかる。

2、十一月段階の市町村議会の決議を県議会斗争に発展させ県民斗争を積極的に行う。そのため組合員の県民行進（県評の組織する失業反対県民行進と結合させて）及び集会、坐り込み等にアッピール活動をたかめ県体制の確立をはかる。

3、ポスター・ステッカー・パンフレット・壁新聞及び横断幕による宣伝活動を活発に行う。そのため各ブロック（北海道・東海・関西・中国・四国・東北・北信越・関東・九州）に実員派遣を行う。

4、予算国会の三月初旬に国会提出を目標に石炭政策変更のための署名活動を行う。

5、中央本部において政治局員懇談会を開催し、道・県活動の集約と中央対策について協議する。

三、一月～三月末日まで中央行動強化月間とし、総評の賃上げ、時間短縮、失業反対及び合理化反対斗争等の春季斗争との結合を求め、政策変更の斗いを広汎な労働者階級の要求に発展させ院外の斗争行動をたかめる。
また国会における予算審議の動向をとらえた社会党の院外活動にあわせ、坐り込み、ストライキ等の実力行動を組織する。さらにくわしい一～三月の行動大綱は一月中旬頃別途検討指示する。

以上

ニュース

67

三日24スト 二五・六日48スト

合理化・福利厚生要求の同時解決を

～高松～

高松労組は、合理化問題について交渉をつづけていた（既報四三〇号参照）が、十月八日には福利厚生の要求をおこなうこともきめた。その後、いずれも数回の交渉をおこなってきたが、ほとんど進展せず、むしろ組夫使用などについては、新規増員の提案をしてくるなど、対立状態がきびしくなってきた。十一月十四日、中央斗争委員会をひらいて、「十七日正午迄の期限付回答をもとめ、会社回答不満の場合は、二二日以降実力行使によって解決をはかる」態度を決定。組合員に準備指令をだすとともに、会社にその旨通告した。十七日の最終回答も満足できるものでなく、戦術委員会は二二日二四スト、二五～六日四八ストをおこなう決定をした。

交渉経過

合理化問題 九月初に三五年下期生産計画の提案をうけていらい、組合は対策をきめ、この要求が解決するまでは実施させない方針で交渉をおこなってきた。

十一月九日の才九回団交で、会社は小委員会で検討してきた大君砿並に二島関係について、別項のような文書回答をおこなってきた。大綱としては組合要求が充分うけいれられていない。ことに請負組夫の使用について「長計協定の精神は尊重するが、諸般の事情を考慮して、ある程度巾のある解釈で使用延長をみとめてもらいたい」と主張している。

組合は、大君、二島関係は小委員会で交渉をすすめるとともに、組夫使用について今年三月の協定を守らせるように追及。

福利厚生要求 は十月十九日要求提出以来、四回の交渉をかさねたが、会社はほとんど現行通りの主張をしており、具体的には進展していない。

こうして、組合は十四日の斗争委員会で態度をきめたあと、団交をおこなって、十七日正午までの期限付回答をもとめた。

福利厚生要求の内容及び合理化才九回団交での会社回答要旨はつぎのとおり。

二万トンベースにしなければ

～大君砿業所関係について～

下期一万五千トンを出発点として二万トンベースにしなければ立ちいかないので、従業員の積極的な御協力がなければ到底達成できない。提案は相互の関連性から綜合的観点で御了承ねがいたい。

一、中卸採炭払進については、三六年一月中旬より本砿員で実施、人員は一方六人とし三方とする。

二、掘進から採炭への配転は五一名とする。

下期一万五千トンの態勢を確保するためには二払二方あてを必要とする。そのため五一名は最低人員で、それと充四片払八十名と合併して二方を編成、さらに早急にカッター導入を検討し一号払で実施したい。

三、掘進人員は採炭掘進と併せて三六年一月以降三ケ所となるので三六名。最少限度であるが出炭確保のためにやむを得ない処置である。従来在籍一方六名で作業の支障をきたしたことはない。

四、交代制度については、二払とも二方操業で二交代。配置の変更される分については、砿夫部門で話合っているが、閑接夫の工数減は僅少で運搬工数なので作業実態から諒解ねがいたい。

五、将来の計画にともなう人員異動は、その時点で別途検討するが、計画遂行のため協力願う。上述のカッター導入により採炭所要人員が計画より減少する—不足分は仕繰の余剰、入替採用、閑接の配転案で補充したい。

高能率箇所に集約

～二島砿業所関係～

採掘条件のわるいところ、低能率、低歩留の四箇所は採掘を一時中止し、高能率・高歩留の四箇所に重点的に集約し出炭を確保する。三北方面は断層多く条件がわるいので右一卸、ホーベル払に配転し、三交代制にかえる。その条件はつぎのとおり。

一、採炭関係

1、労働条件について

三交代となるが次の理由で低下しない

(イ)払進行が速くなり天盤状況もよくなるので、能率上昇 (ロ)故障その他で能率が下った場合、三方で平均するので有利 (ハ)カッター払の三交代も能率低下してない (ニ)作業工程の改善とあいまって交代時間を利用することで機械の整備、払整備等できる。

2、ホーベル習熟期間の取扱い

二ケ月を習熟期間とし、一ケ月目二人工、二ケ月目一人工

3、熱中症の取扱い

イ、待期々間の三日については従来通り軽業扱いとする

ロ、係員の指示により熱中症患者に付添い昇坑した者には健保日額一〇〇%を支給、

（うらにつづく）

1960 11. 21

大之浦労組 教宣部

八、本人及び付添人については、その日の賃金と本人の場合は軽業、付添人の場合は健保日額一〇〇％と比較し高い方を支給。但し休業償は別枠とし差引く

4、ホーベル人員

適正人員確保のために仕在籍四三名で十分と思料する

二、仕事関係

他社他組に比し人員は不足してないと思うが、将来作業方式の改善と能率の向上につとめる。

協定の改善向上を
～福利厚生要求のねらい～

福利厚生は組合員家族生活を営む上において欠くことのできないものであり、賃金同様の要素をもつ重要なものである。会社は直接生産に関係のある機械化、合理化のためには厖大な資金を投入して利潤の追及に狂奔しているが、福利厚生についてはかえりみようとせず、要求の度ごとに・業界不況だから・との一片の言葉で片付けようとしている。われわれは、このような不誠意な会社の基本方針に対して、実力をかけて対決するなかで、全面的とはゆかないまでも、要求の大部分をかちとってきた。

とくに昨年度は、七万九千余件にのぼる住宅改善要求と附属施設の改善要求を出し、三五年三月以降一年半の期間内で完了すると協定を行い実施中である。

本年度の要求は、諸協定及び諸規定の改善向上を主体として要求する。

要求事項

一、本部交渉事項

1、畳の取替え規準を改訂せよ

現行年間十枚につき新床一枚、表替三枚を新床二枚表替七枚に改訂

2、病棟の冷房装置を行え

中央病院棟は暑熱対策ができていないため非常に暑く、療養が十分できない。当面の暑熱措置として日よけ等を設備させたが効果がない。根本的対策を行うため完全冷房設備を行わせるよう要求する。

3、労働クラブに結婚衣装をそなえよ

現在、福利課に設備されている衣装は、使用にたえない古いものであり、ほとんど外部業者の貸衣装をかりて高い使用料を払っている。新しい結婚衣装を一級と二級の労働クラブに各一組づつ設備させる。

4、住宅費補助引上げを行え

組合員でありながら、まだ社宅入居できない人が三〇〇名もいる。しかも、この人たちは二千円から三千円の家賃を払っている。現行の補助費五百円は安いので、これを二人家族以上の間借り、借家に限って千五百円に増額させる。

5、永年勤続者表彰を値上げせよ

現行協定の記念品額は十年七百円、十五年千円、二十年千五百円、二五年二千五百円、三十年三千円となっているが、これを次の通り引上げる

十年千円、十五年千五百円、二十年二千円、二五年三千円、三十年四千円

6、瀬川アパートを改造せよ

社宅があくまでの暫定措置として六畳一間を使用しているが、将来とも社宅として使用できるよう二間の住宅に改造させる

7、一坑々口浴場水を飲料水に切替えよ

坑内水を使用しているため非常にきたない。坑内水を取止め飲料水が使用できるようにさせる。

8、一坑、旧三坑々口の自転車置場に警戒員を配置せよ

盗難が続出している。会社指定の就業所内に設けたもので、会社の責任で管理する義務がある。正規の警戒員を配置させる

二、各部分科会から本部交渉に移す事項

12項目～省略

最后回答不満
実力行使を決定

十七日正午までの期限付回答も、従来のものとほとんど進展したものでなかった。

午後ひらかれた戦術委員会は、大島、二島鉱を中心に分科会で交渉をおこなっていくが、極大使用の大幅な譲歩を追及し、長計保安を確認させることが前提で、その復興体制な合理化攻勢を検討していく態度をとること。また福利厚生要求についても同時解決をはかることを確認し、次のような実力行使を決定した。

第一波　一一月二二日　二四時間スト

第二波　一一月二五日　四八時間スト

第三波以降は、二二日に戦術委をおこない、戦術強化を検討する。

以上

ニューズ

68

大正企斗四年目ぶりに妥結

不満ではあるが企業再建に努力

×大正企斗については既報（ニューズ六三号）のように、われ〳〵労働者に対する最も悪ラツな「労働条件の切下げ、労働基本权の剝奪」を意図した中で賃金遅払いにより労働者人心のカクランを狙っていた。×

×これに対し、組合は白紙撤回のため長期柔軟の路線のもとにねばり強く斗いを進めていたが、十一月六日の第七回団交席上において会社は、非常事態宣言を行ってきた。その内容により明らかになったのは、対内・対外的諸般の事情からして合理化の一方的強行ロックアウトと判断され、われわれが進めている長期柔軟な斗いの路線をくずし、追いこもうとするものであり、且つ組織の崩壊、カクランをねらい一挙に合理化を達成しようとするものである。大正鉱業の現状はロックアウトから発生する対外信用の失墜、債权者の動揺を覚悟して行う以上はロックアウト即閉山に直結する内容のものであり、労使双方ひっぱくした現状におかれた。×

×組合は、ロックアウトに対し受けて立つ方針を明らかにしたが、すでに会社がその腹固めをし、時期的にも二十日頃と明らかになった以上、この段の対策に対し、われ〳〵は一挙に先制攻撃をかけ会社を逆に追いこみ、有利な立場にたつため、長期柔軟の路線は変りないが十二日以降の四八ストを無期ストに変更、中斗指令のもとに十二日より続々と無期ストに突入した。×

会社 第四次案を提示

十一月十四日に至り、会社は本日中に解決をみたいと組合に対し団交を申し入れてきた。組合はこれをうけ代表者交渉（組合側、野口副委員長、木下中執、三役）を行い、深夜に至り事態収拾のため次の第四次案を提示してきた。

一、予算出炭

四三、三〇〇トンプラス一、〇〇〇トンを組合協力で確保できることを前提とする。

①超過出炭を骨子としたもので、これが確保出来なけれは根本からくつがえる。

②出炭確保のため就業規則を厳守する。

③苦情処理的な賃金の改定を行う。

④自然減耗ならびにこれから発生する部分に理解と協力を願う。

一、賃金について

十一、七%のダウン（約三、〇〇〇円）を行う。

一、出炭賞与

予算出炭達成の場合　一人当り二〇〇円

（現行　平均一人当り一、八八〇円）

一、期末手当

出炭増産分から財源を引出し、モチ代程度を支給する。

団体保険　一、七〇〇円を支給

以上の提案がなされたが、その内容については全く労働者として容認することの出来ないものばかりであり組合はこれを一蹴、会社に対し再考を促した。

その後会社は極力閉山を避けることに努力を行い六五〇万の手形について銀行が温存した中で交渉が進められた。しかし二十日以降閉山は避けられず十九日午前よりひきつゞき代表者交渉を精力的に続行、会社は最終提案として、左記内容の提案を行ってきた。

組合は、この内容について種々検討を行い、大正鉱業の今日に置かれている状態なり、閉山になった場合の組合員の心境を勘案し、不満ではあるがこれを了承、四十日に渡る苦しい斗いに終止符をうった。

了解事項

一、出炭確保に関する件

１、予算出炭は別表１のとおりとし、更に一層の出炭向上に労使双方責任をもって努める。

２、前項の目的達成のため組合は次の諸事項に協力する。

イ、出稼率の向上

ロ、切羽別出炭確保体制の確立

ハ、入昇坑、作業時間、服務に関する函号示の遵守

二、現場の配役人員編成、職種変更等、労働規制の主旨を尊重して円滑に実施する。

円滑なる実施に支障ある取決めは協議の上改める。

以上の諸点に関して体制確保する。

ニラ

1960・11・24

大之浦労組 教宣部

本措置に伴い退職するものに対しては鉱員退職手当規程第六条による退職金を支給する。

（議事確認）

① 新会社発足の当初において採用されるものに限り賃金は炭鉱協定書第三、１を準用し、福利厚生施設の利用を認める。

六、附属病院は昭和三十六年一月一日を目途に分離する。

従業員の身分その他については生活用品課分離の取扱いに準ずる。

（議事確認）

① 新病院と健康保険組合等の診療契約締結に当り、会社は不利益取扱いの防止につとめる。

七、有効期間

本協定の有効期日の指定あるものを除き昭和三十五年十一月二十五日以降新中央炭鉱営業出炭開始までの間とする。

別表１　　予算出炭

期別	中鉱		新中鉱		計		稼業日数
	月当り	一日当り	月当り	一日当	月当り	一日当り	日数
35年12月	45,200	1,738	3,300	127	48,500	1,865	26
36年1月	43,100	1,724	3,250	130	46,350	1,854	25
2月	42,400	1,767	3,250	135	45,650	1,902	24
3月	46,200	1,711	3,500	130	49,700	1,841	27
計	176,900	1,734	13,300	131	190,200	1,865	102
36年上期	258,400		18,600		277,000		
36年下期	258,400		18,600		277,000		
36年計	516,800		37,200		554,000		

以上

ニュース

69

炭労中斗発第三〇四号
一九六〇年十一月二十三日

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

各地方本部
各支部
各企業連
斗争委員長　殿

オ二・三次（十二月中旬まで）統一行動に関する指令

第六六回中央斗争委員会（一〇・二五）は三池支部の条件獲得、北炭三山分離反対並びに政策変更・失業反対アツピールを指標に各社（三菱・古河・明治・宇部・二瀬・大正）の企業合理化反対斗争を結合させた具体的な第一次統一行動について指令を行った。

第一次統一行動顛末より現在までに至る斗争経過の状況は別紙報告書の通りであり、第二次及び第三次統一行動は期末手当と北炭三山分離反対を中心に政策変更、失業反対斗争に結合した各社の企業合理化反対斗争である。

従って、第六七回中央斗争委員会（一一・二三）は第二次・第三次統一行動について左記の通り指令する。

記

一、期末手当斗争について

1、要求提出以来相当な期間を経過しているにもかかわらず一一月一八日付各社の回答は金額についても交渉方式（炭労方法）についても明確な態度表明をしていない。

これは時期的制約をうけやすい期末手当交渉の遷延を企図した経営者側の戦術であると判断せざるを得ない。

したがって二五日より全炭協加盟各社は集団交渉を行い、その交渉において金額提示を行うよう中央斗争委員会終了後再度文書要求を行う。

非炭協加盟各社に対してもこれに準じて行動する。

2、申入れに対する回答が不満及び交渉の進展がない場合は二六日中央斗争委員会を開催し、要求獲得のため戦術を決定し指令する。

3、したがって各企業連及び支部はいついかなる戦術（ストライキ）にも対応でき得る体制を確立せよ。

二、政策変更、失業反対斗争について

政策変更のため具体的要求は別添付の要求書を一一月一日迫水経済企画庁長官を通じ政府に提出し、さらに同月七日通産大臣（徳永次官代理）に対しても内容説明を行い選挙終了後に政府回答をうけることとなっている。

政策変更に対する行動大綱については炭労中斗発第二九九号（一一・一四）をもって指示したが、具体的行動を次の通り実施せよ。

1、各支部は職場居住常会等を開催し、組合員並びに家族に対する政策変更斗争についての周知徹底をはかるとともに関係市町村民に対する宣伝活動を実施せよ。

2、各地方本部・支部は政治協議会等を開催し市町村議会に対する次の要請活動を準備実施せよ。

(1) 政府に縮少再生産ではなく拡大再生産を基調とする石炭鉱業振興対策を樹立させるため次の活動を行う。

イ、外国石油に依存し重要国内資源である石炭産業を衰退にみちびく現行総合エネルギー計画を根本的に再検討するための要請

ロ、炭鉱生産力の向上と炭鉱労働者の完全雇傭を可能にする石炭産業の拡大再生産計画を樹立するための要請

1960・11・26

大之浦労組教宣部

八、鉱区独占による石炭産業の弊害を克服するため早急に総合開発計画を樹立せしめ、総合開発の重要な部分として中小鉱を中心とする公営又は合併による大規模炭鉱を創設し、鉱区調整（鉱区の変更譲渡の促進）と必要な資金保証の要請

二、石炭資源の完全利用をはかるため低品位炭による山元完全ガス化、石炭化学の振興、個人消費の拡大等について地方の特殊事情を附して早急実施を要請する。

(2) 各炭鉱の合理化実行にさいしては労使の事前協議制を確立し、鉱区の錯そう・独占などによって生ずる坑命の不当な短縮を放置したままで、直ちに労働者を犠牲にする閉山実施の禁止要請

(3) 炭鉱合理化の犠牲となった炭鉱労働者の救済措置を政府と炭鉱経営者の責任において完全実行させるための要請

(4) 失業保険給付額の八〇%に引上げ、支給期間を二カ年に延長させるための要請

(5) 石炭産業労働者（特に中小炭鉱）のため法律による一率八、〇〇〇円の最低賃金制を確立する要請

(6) その他、地方・地区別特殊事情に基く諸決議の要請

3、一二月中旬中央において炭労政治闘争全国連絡協議会の幹事会を開催し、道・県活動の集約と事後の中央・地方における活動について決議する。

行動日及び場所等については別途連絡する。

4、失業反対斗争と結合した県内行進及び集会・坐り込み等の諸活動は道・県評と協議し実施せよ。

三、三菱斗争について

組合要求に対する会社回答は報告書通りきわめて不満であるので、要求決定の完全実施及び安定保障計画に対する目的達成のため菱炭連指令下各支部の実力行使を行う。

具体的戦術は二四日開催の菱炭連中央斗争委員会の意見を聴取し、戦術委員会において別途指令する。

以上

一九六〇年一一月一日

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　原　茂

内閣総理大臣　池田勇人
労働大臣　石田博英
通産大臣　石井光次郎
殿

政府と炭鉱経営者は、昨年来、われ〳〵炭鉱労働者の反対を押切って、十一万人の首切りをふくむ資本家的合理化を強行してきた。

すでに何人にもあきらかなように、その結果は次のようにあらわれている。

われ〳〵が警告したように、ますますべての犠牲負担は炭鉱労働者におしつけられた。すなわち、僅か一年あまりの間に三万人以上の労働者がヤマを追われた。賃金その他の労働条件はほとんどすべてのヤマで例外なしに切り下げられた。復活した職制支配のもとで労働強化がおしつけられた。日本の炭鉱の前時代的な特徴である悲惨な炭鉱災害も減少しないで逆に増加した。

では石炭産業の体質改善はどうなったか。独占炭鉱に従属する租鉱権炭鉱その他の前時代的経営形態が近代化の呼びかけのもとで逆に増加している。大手の主力炭鉱では技術的な合理化投資もある程度すすんでいるが、ここでは国庫および政府資金の融資が目立ち、合理化計画の杜撰な内容が指摘されている。石炭産業の根本的な若返りのために必要な総合開発、鉱区調整、消費技術の開発、等々は言われただけで何ひとつ実行に移されていない。

このように、政府と炭鉱経営者が強行してきた資本家的合理化は、その実績において、炭鉱労働者にすべての犠牲をおしつけ、われ〳〵の生活の破壊を前提として搾取の強化をはかり、炭鉱独占資本に超過利潤を保証しようとするものであって、真の意味での体質改善とは遠くへだたっている。

われ〳〵炭鉱労働者はこのような本質において進歩的な意義をもたず、炭鉱労働者を苦しみと不安におとしいれる合理化の強行に反対せざるを得ない。しかも、エネルギー部門間の競争が激化しつつある現在の条件のもとでは、すでに政府および炭鉱経営者がその見解を示しているように、合理化の内容がさらに悪質化し、

その建設をやめることが予想されている。このような合理化政策が強権的にすすめられるところでは、炭鉱労働者の生活は文字通り崩壊のふちに立たされるであろうし、生産力の劣弱による石炭産業の危機も決して解決されることはないであろう。

よって、われ〱炭鉱労働者は、政府に対し、炭鉱労働者の生活と権利を保障し、石炭産業の前進的展望を切りひらくことを目的とする次のような諸政策の早急な実現を要求する。

記

一、合理化法の廃止又は抜本的改正を要求する。

石炭鉱業合理化臨時措置法は、独占資本の合理化計画を一方的に押しつけ、そのために犠牲を負わされる労働者側の権利と利益については、全く政策の範囲外であると称して一顧だに与えない悪法である。よってわれ〱はその廃止又は抜本的改正を要求する。とくにわれ〱は次の諸点を重視する。

合理化審議会は従属的な性格をもってエネルギー政策にもとづいて独占資本の十一万人首切り合理化計画を樹立し、その政府的金融的裏づけを保証する任務をもっている。この機関の三者構成方式を見せかけだけの欺まん的なものである。

われ〱は、合理化審議会を廃止するとともに、後にのべるような産業復興会議の設立を前提とし、労資対等の原則をもって構成される対策委員会の設置を要求する。

合理化事業団については、少くとも合理化投資をやめさせるべきである。合理化事業団の合理化投資は独占金融資本の立場と利益のみをまもるものであり、また政府資金の不適正な使用と政府資金の浪費をまねくからである。

なお、現に合理化事業団のおこなっている非能率炭鉱の買いつぶしは、金融機関と炭鉱経営者の単なる救済に堕しているが、買いつぶし代金は優先的に賃金遅払いの解消と退職資金にふりむけるべきである。

二、縮少再生産でなく、拡大再生産を基調とする石炭産業振興対策を樹立せよ。

1、外国石油に依存し、重要国内資源である石炭産業を衰退にみちびく現行総合エネルギー計画を根本的に再検討せよ。

2、炭鉱生産力の向上と炭鉱労働者の完全雇用を可能にする石炭産業の拡大再生産計画を樹立せよ。

3、鉱区独占による石炭産業の衰退を克服するため、早急に総合開発計画を樹立実行せよ。総合開発の基本部分として、中小鉱を中心とする公営又は合井による大規模炭鉱を創設し、鉱区調整（鉱区の強制譲渡の規定をふくむ）と必要な資金を保証せよ。

4、石炭資源の完全利用をはかるため、低品位炭による山元発電、完全ガス化、石炭化学の振興、石炭燃焼技術の開発、個人消費の拡大政策を早急に実施せよ。

三、各ヤマの合理化実行にさいし、平和協議制を確立せよ。

1、労働者の権利と利益を無視した一方的な合理化の実施を禁止せよ。

2、鉱区の譲渡、独占などによって生ずる鉱命の不当な縮少を放置したままで、ただちに労働者を犠牲にする閉山を実施することをみとめない。

3、第二会社（租鉱権の設定をふくむ）の創設、縮少閉山等による労働者の賃金その他労働条件の切り下げを禁止せよ。

4、右の諸原則の実現をはかるため、労使対等の原則によって構成される対策委員会を設置せよ。

四、炭鉱合理化の犠牲となった炭鉱労働者の救済措置を政府と炭鉱経営者の責任において完全に実行せよ。

1、離職者援護協会による欺まん的な救済措置に反対する。

2、就職あっせん公社を設立し、炭鉱離職者を登録、吸収して、就職あっせんをおこなうようにせよ。就職あっせん公社に在籍中は、平均賃金を補償せよ。

3、離職者の住宅は、再就職まで完全に保証せよ。他地域に移転して就職する場合、家族をふくめる移動資金の支給、新住宅の保証をおこなえ。

4、失業保険給付額を八〇%に引上げ、支給期間を二カ年にせよ。

5、再就職を促進するため、産炭地に機械工業その他の新規産業を導入せよ。

五、法律による一率八千円の最低賃金制と、団体協約による石炭産業の最低賃金を確立せよ。

六、石油の輸入関税を二〇%に引上げ、離職者の完全な救済費と新技術の研究費に充当せよ。

七、労働運動に対するいっさいの抑圧に反対する。

以上

ニューズ

70

12月2日1番より 実力行使を決行!!

"期末手当要求獲得で"

戦術.規模は12月1日に電報指令

炭労中斗発第三〇八号
一九六〇年十一月二十六日

日本炭鉱労働組合
中央委員長　原　茂

各地方本部
大手十四社企業連　斗争委員長　殿
同傘下各支部

下期々末手当斗争指令

一、経過

1、十一月二十三日第六七回中央斗争委員会は、下期々末手当に関する十一月十八日付会社回答は徒に時日のせん延をはかる経営者の戦術であると判断し、「二十五日より全加盟各社は集団交渉を行い解決をはかる方針」を決定し二十四日別紙申入書を各社に手交した。

2、十一月二十五日、三菱、北炭、古河、明治、雄別、太平洋、日炭、貝島の各社は、別紙回答書の通り十一月二十九日頃代表交渉を行い会社の態度を表明することを回答したが、三井、杵島については代表交渉不参加を回答（別紙）してきた。

二、第六九回中央斗争委員会（一一・二六）は、各社の回答を検討、今後の具体的な斗いの進め方について討議した結果、

1、二十五日各社回答にもとづいて、二十九日より精力的に集団交渉を行い要求目的の達成を計るそのため中執若干名、八社ブロック代表三名、西日本ブロック代表一名、炭連代表一名をもって交渉団を編成する。

2、三井及び杵島は九社の中央集団交渉に参加するよう集団交渉の場及び企業連、支部を通じて三井鉱山ならびに杵島炭鉱に積極的に働きかける。

3、石炭経協未加盟の日鉄二瀬、宇部、大正については中央集団交渉と併行的に支部別に対角線交渉を行う。

4、一時金を加味した期末手当（職員組合に対する前期取扱い）を排除できない場合はストライキをもって対決する。戦術については別途検討する。

5、交渉の進展がない場合は十二月二日一番より実力行使を決行する。具体的な戦術は十二月一日決定し、電報指令を行う。

以上の方針を決定した。

よって左記の通り指令する。

記

一、大手十四社傘下各支部は、十二月二日一番方より如何なる実力行使にも突入しうる体制を確立せよ。

二、各支部は十二月一日までに保安要員について山元協議を完了せよ。

三、具体的な戦術（一斉重点ストライキを含む）は、十二月一日交渉の推移を判断し中央斗争委員会が決定し電報指令を行う。

四、ストライキの通告は炭労本部が本社に対して行う。

以上

組合長（中斗委員）より体制強化の要請

中斗参加の為、上京中の組合長より電話連絡があったが、「特に貝島に於ては額の決定がなされても、上期々末手当の折に会社より提案されたように支払い問題で尚、山元における斗いが厳しくなると予想されるので、斗う体制を強化し全面的に解決をみるまで断々呼として斗いを続けてゆく体制を整えて戴きたい」以上のように要請がなされてきたが、今後の斗いの困難と厳しさを訴え体制強化を願います。

S. 35. 11. 28

大之浦労組教宣部

ニューズ

71

北炭労連
条件を獲得し、三山分離解決

× 北炭労連では万字、美流渡、本岡の三山分離をめぐって実力行使をかけた斗いを進めていたが
× 条件斗争に入り、二十五日午前一時三十分、妥結に達し、ストライキを中止した。
× 尚、詳細な経過、等については判り次第報告いたしますが、当初三山分離反対で斗いを進め
× ていたが、遂に条件斗争で斗いを進めざるを得ない状勢になり、次の様な条件で三山を北炭よ
× り分離するに至った。
×××××

炭労中斗発　第三〇六号
一九六〇年十一月二十五日
日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

各地方本部
各支部　斗争委員長　殿
各企業連

北炭企業斗争ストライキ解除指令

北炭労連傘下支部は三山分離反対を目標として、中斗発第三〇〇号指令により十一月十八日二十四時間ストライキ、二十一日二十四時間ストライキを決行して団体交渉を継続してきたが、二十五日午前一時三十分に至り、別紙内容をもって大綱的に妥結に達し、中央斗争委員会に報告してきた。

中央斗争委員会（一一・二五）はその内容を検討した結果、次の通り決定したので、指令する。

記

北炭労連傘下支部（真谷地支部を除く）は十一月二十五日一番方からの四十八時間ストライキを中止せよ。

以上

北炭三山分離の条件、決まる

協定書

北海道炭礦汽船株式会社と北海道炭礦汽船株式会社労働組合連合会とは万字、美流渡及び本岡礦（以下三山と云う）の分離に伴い次の通り協定する

記

一、鉱員の取扱

三山の鉱員は十一月二十五日を以って当社を退職し、同日附を以って夫々万字、美流渡及び本岡炭礦株式会社（以下新会社と云う）に採用される。

但し此の際希望退職する者、又は当社他礦に配置転換を希望する者は十二月一日より七日までの間に申し出でるものとする。

退職条件其の他は六月二十日発表の希望退職募集要綱による。

二、配置転換

配置転換希望者に対しては希望礦並に希望職種等を勘案の上、其の可否については配置転換委員会に於いて取決める事とし、受入体制が整うまでは新会社に残留する。

配置転換委員会の構成については別途協議する。

配置転換に伴う諸手当及び賃金補償は記六による。

（うらえつづく）

35. 11. 29

大之浦労組教宣部

三、新会社における労働条件

新会社における労働条件は左の事項を基準として新会社労使間において決定する

1、労働協約及び付属協定

基本的精神は北炭労使間における現行協約に準ずる

2、賃金関係

イ、協定期間中は現行賃金（基準内外賃金並びに諸手当）を支給する

但し協定期間満了後は、新会社に適当とする賃金を新会社労使間において決定する

ロ、標準作業量は北炭労使間における昭和三十三年一月二十三日附確認書により査定作業量を設定する

3、期末手当

昭和三十五年下期々末手当については北炭と同額とする

昭和三十六年上期以降については新会社の経営の実態に応じて新会社労使間において協定する

4、次の諸協定は北炭労使間における現行協定を準用する

退職手当規程

年次有給休暇並びに臨休取扱協定

けい肺並びに外傷性せき髄障害協定

結婚資金協定

救護隊手当協定

業務上傷病見舞金確認

災害弔慰金及び私傷病弔慰金代表者確認

公傷病死亡者に関する弔慰金記事　確認

年次有給休暇が本人給を下廻る場合の救済事項並びに確認

社外居住手当覚書録確認

消防団覚書

保安要綱

5、福利関係

イ、福利行事費

月当り八円とする

ロ、健康保険

北炭健保組合と交渉の上改めて会社、労組間において協議する

ハ、福利施設関係（石炭、電力、水道、住宅等）

北炭において三山に適用された取扱いを準用する

四、新会社の採掘計画

会社提示の計画を大綱として具体的内容は新会社労使間において協議する

五、北炭と新会社の関係について

三山が現在分離独立に際して、その基本的構想において北炭は出資を有するが、今后その経営上属すべき事項については当然新会社の責任において維持発展せしむべきものであり、労使間の諸問題もその自主性に委すべきものである。

然し、将来災害、事故等不測の事態により新会社が苦境に陥入り、新会社労使双方の努力にもかかわらず尚新会社の経営が危殆に瀕した場合は北炭はその母体を損わない限度において新会社を協力援助する

而も尚新会社の存続が不可能の場合には北炭は北炭労連と協議の上、新会社従業員を北炭に受入れ又は就職あっせん等を行う。

六、配置転換仕度金及その他

1、配置転換支度金

坑外事務より	坑外現業	二、〇〇〇円
同	坑内間接員	五、〇〇〇円
同	坑内直接員B	六、〇〇〇円
同	同　A	七、〇〇〇円
坑外現業より	坑内間接員	四、〇〇〇円
同	坑内直接員B	五、〇〇〇円
同	同　A	六、〇〇〇円
同	坑内直接員B	一、五〇〇円
同	同　A	三、〇〇〇円
坑内直接員Bより	坑内直接員A	二、〇〇〇円

註　坑内職種Aとは採炭員、掘進員
　　同　　Bとは充填員、支柱員

ヌ、賃金保証及び取扱い

イ、固定番に配置転換の場合

従前の本人給を三ヶ月間保証することとし、其後は配置転換先の賃金決定により新に本人給を決定する

ロ、諸供給の保証について

(一)　現場作業に習熟する迄の期間不慣れによる分に関する賃金の保証を行う。

右期間は配置転換後一ヶ月間とする

(二)　賃金保証の方法は実情に応じて山元において決裁する

ハ、業務上の都合により固定番より他固定番に配置転換した場合原則として一ヶ月間は従前の本人給を保証する。

二、公傷病者の賃金取扱い

公傷病者が治癒し就業した場合は山元においてその都度別途協議する

3、住宅移転に関する取扱い

イ、転居休暇について社宅配置転換委員会において協議決定する

ロ、移転手当として有配者六,〇〇〇円、単身者三,〇〇〇円を支給する

ハ、その他汽車賃、荷物運搬実費、弁当代（大人二〇〇円、小人一〇〇円）を支給する

4、別居手当

その必要ある期間月額二五〇〇円（税込み）を支給する

七、酒肴料

三山の昭和三十五年十一月二十五日退職者に対して一人当り一,〇〇〇円相当を進呈する

八、記念行事費

三山に対して記念行事費用として一八〇万円を支給する

九、一時金

事態収拾のため九月二十四日より十一月二十五日までの間（日曜日、スト日を除く）三山職員の平均賃金六〇%相当額を一時金として一括労組に支給する

昭和三十五年十一月二十五日

北海道炭礦汽船株式会社
取締役社長　萩原吉太郎
北海道炭礦汽船株式会社労働組合連合会
会長　我妻　勇

覚書

北海道炭礦汽船株式会社と北海道炭礦汽船株式会社労働組合連合会とは昭和三十五年十一月二十五日附三山分離に関する協定書に関し左記の通り覚書を取交す。

記

一、新会社の平常操業は十二月一日よりとする

十一月二十六日より三十日までの間（休日を除く）出勤した者に対しては本人給を支給する

二、協定書第三の4の年次有給休暇について

過渡措置として昭和三十六年度は一律六日間を支給する

三、協定書第三の5、イの福祉行事費について

特に今回に限り次の金額を別途支出する

万字礦　十万円
美流渡礦　十万円
角田礦　十五万円

四、越冬資金として三山の十一月二十五日退職者に対し世帯主一人当り二〇,〇〇〇円、単身者一人当り一〇,〇〇〇円（常傭臨時夫は世帯主一,五〇〇円、単身者一,〇〇〇円）を貸与する

右金額については昭和三十六年一月分賃金より六ヵ月月賦にて返済するものとする。

但し、右金額完済前に退職する者は退職時に一括返済するものとする。

昭和三十五年十一月二十五日

北海道炭礦汽船株式会社
常務取締役労務部長　深谷二郎
北海道炭礦汽船株式会社労働組合連合会
会長　我妻　勇

ニュース

72

炭労七項目など五単産で対県交渉

圣済自由化はさらに大量失業発生

一八日、福岡県評は県労務にたいして炭労、全日自労、自治労、全金属の対県要求をまとめて提出した。九州炭労は第二八回大会で決定した七項目を要求としてだし、県段階で消化しうるものを早急に行うよう要求しまた三池の指名解雇者についての就職あっ旋などを含む同項は、本問題とは別個に県当局と折衝することになった。県職安課の調査によると県下の失業者は現在二〇万人といわれ、失業は石炭の合理化攻撃で失業した炭鉱の仲間をはじめ、国鉄、全駐労など全産業部門にわたっている。そしてまた新安保条約の圣済的側面としての「自由化政策」はさらに大量の失業者を生むことがあきらかである。県当局は県当局の責任において措置するよう要求されたものである。

県は県の責任で措置を

要求の趣旨はもちろん「失業反対」であり「職をよこせ」ということである。特に全駐労の場合米軍が撤退した後県は自衛隊を誘致せず、平和産業を起こすよう要求するなど、中立政策が労働組合の要求の中にもりこまれているなどその要求は多彩である。

要求書は日本の歴史 かってなかった安保改定阻止の斗いから、岸内閣の崩壊—池田亜流政府下の悪政の数々をあげ、さらに新安保の圣済的側面としての「自由化」がいかに、アメリカに従属し日本の産業の破壊を行うかをのべ、県当局はこの事態にたいして県当局の段階で解決することを要求するものである。

駐留軍離職者援護に関する要求

1、基地の完全撤退、返還までの首切り反対、配置転換等による実出血の防止

2、返還基地の自衛隊使用反対、平和産業誘置で集団就労対策を確立

3、職業訓練の効果的実施（就労可能の科目の設定）と訓練終了者の完全就労

4、広域職業紹介、地域指定による失業保険給付期間の延長

5、職業斡旋と自立、自立営の育成援助

6、臨時措置法の改正

7、駐留軍離職者援護協会（事業団）の設立による援護体制の強化

炭鉱合理化に対する要求

1、炭鉱合理化に伴う事前協議制の確立

政府、学識経験者、石炭資本、労働者代表をもって構成する対策機関を設置し、この機関の決定を経ないで、資本が随時突発的に不当労働行為や採用解雇をもって一方的な企業整備をすることを禁止する措置の実現を要求する。この機関における決定を通じ、十一月十一日に雇用審議会が答申した炭鉱離職者対策及び合理化の具体的推進についての対策の具体化及び次の各項にのべる諸対策の樹立を要求する。

2、具体的な石炭施策について

A、一方的閉山ならびに企業分離の法律的禁止と新規開発および租鉱権設定に関する制限の強化（合理化解決をはかるための労働者代表を含む対策機関の設置）

B、最低賃金制度にともない、とくに中小炭鉱の圣営確保上、低品位炭の利用促進と石炭を利用する新産業の開発（産炭地付近における発電所や工場誘置）

C、石炭産業を保護するための重油関税の引上げ、その財源を就職あっせん公社の費用に充当する。

3、炭鉱離職者の完全救済のための具体的措置

A、就職斡旋公社の設立を立法化する。この公社は炭鉱離職者を登録吸収し、就業訓練、就職斡旋計画にもとずいて収入人員を決定する

B、石炭各社の人員整理は就職斡旋公社の受入れ予定数を上まわらぬよう立法措置を行う。

C、就職斡旋公社に在籍中は、平均賃金の保障を行うことを立法化する。

D、離職者の住宅対策については、行政措置で万全を期するものとする

4、三池の指名解雇者対策については、就職斡旋、住宅の確保、前職収入の保障

社会保障に関する要求

1、生活保護基準の二倍引上げ、支給制限を緩和し、適用を拡大すること

2、すべての失対事業、就労者の世帯分離を認め、生活保護法を適用すること

3、生活保護者にも盆、暮の手当を支給し、特別控除を大巾に引上げ、日雇、低所得者の手当を差引かぬこと。

ラら

1960・11・29

大之浦労組教宣部

4、一時帰休の枠を撤廃し、定められた賃金は完全に支給せよ
5、生活保護者に学用品費、教材、教具、通学費用等を全額支給せよ
6、医療扶助制限の撤廃
7、拠出制国民年金の改善と、それが実施できない限り実施を延期すること
◎最低賃金制に関する要求
1、業者間協定反対、全国一律八〇〇〇円の最低賃金の法制化

失業対策に関する要求

1、失業保険の二カ年八割給付、最低額を二五〇円にせよ
A、失業保険給付期間中に就労し、支給額より低い賃金の場合は、支給額までの差額の支給
B、年末は、新年を含めて二週間分一括支給せよ
2、日雇失業保険の所得制限の撤廃、最低額を二五〇円とせよ
3、職業訓練の抜本的改善
A、訓練中の生活保護、訓練手当を大巾に引上げよ
B、近代産業に就職できる技術訓練、訓練設備の充実、訓練の増額
C、訓練期間を大巾にふやせ
D、通勤費の全額負担、宿舎の建設
E、訓練後のまともな就職先の完全保障
F、職業訓練の運営に組合を参加させよ、自治制の自由を保証せよ
4、職業安定の民主化
A、公共職業紹介は職種をつれて安心して働ける職を斡旋せよ、劣悪な労働条件への紹介反対
B、斡旋先の労働条件が紹介した労働条件と違うときは、帰郷旅費その他一切の権利を保障せよ
C、窓口の民主化を行え、職安の施設の充実、人員をふやせ
D、職安法違反、基準法違反のある事業所への紹介の中止

5、すべての失対事業で、最低一五、〇〇〇円の賃金支給と枠の拡大、民営の廃止
A、適格基準の撤廃、だれでも失業者は希望すれば失対に入れよ
B、老人や労働力のよわい婦人の排除、賃下げのための分断をやめよ、適格審査権を職安におろせ
C、緊急就労は、すべての就労失業者と関連産業の失業者を働かせよ
D、すべての失対事業の民営廃止、国及び地方自治体が直営せよ
E、農村をふくめ、すべての市町村に失対事業をおこし失業者を働かせ住民の要望する工事をせよ
F、公共事業には政府で定められた比率の失業者を職安から必ず就労させる
6、失業者に対する電灯、水道料、税金その他、公的負担の減免、低家賃住宅の建設と確保、子供の教育費の免除、学校給食の無料支給

自治体労働者の要求

1、生活保護、医療扶助の支給額を大巾に増せ
2、福祉事務所、職業訓練所、土木事務所の定員を確保せよ
3、職業訓練所の施設費、指導費を増額せよ
4、失業対策事業の拡大、雇用量の増大、生産者民の救済
5、定年制反対
6、看護婦の四十四時間制の確立

金属労働者の要求

1、技能検定の実施については、労働組合と協議する
2、職業訓練校の増設
3、地域における業者ならびに、労働組合による職業訓練に対する政府的補助

以上

ニュース

73

!!期斗の体制を更に強めよう!!

12月2日1番方よりスト突入

30日（午後8時）の交渉で額を提示

一本勝負を会社主張ー29日交渉で

期末手当斗争情報

（九炭労より）

十一月二十九日午后三時より石炭会館において第一回の集団交渉が行われた。

交渉にさきだち、炭労より代表交渉に九社以外の三井杵島の両社も参加出きるよう要求をしたところ、会社側交渉団は、内部的にいろいろ事情はあるが努力してみるとの回答がなされた。

次いで、交渉に入るにあたって次の如き内容が確認された。

本交渉団は砿員、職員の期末手当を解決するものである。

双方決定権をもつものである。

以上の確認にもとずき、炭労より要求書提出以来相当の日数を要しているので、具体的、額の提示を行うよう要求すると、会社側は、「現在検討中であるが、今回は従来のように小出しでなく、一度で解決をはかりたいと」回答があり、一旦休憩にはいり午后四時より交渉を再開し、会社側より「額の提示をするために、三十日に社長会議を開催する。従って、三十日午后八時より団交を再開したいと」回答があり、炭労もこれを了とし、第一回の交渉は打切られた。

三十日の交渉如何で実力行使を行う。交渉を注視、体制を更に固めよう!!

S.35.11.30

大之浦労組教宣部

三池ニューズ 74

会社の企図を粉砕し条件（就労）獲得

十二月一日——三百十一日ぶりに一斉就労——

三池の就労条件（配転）を中心とする細部交渉は、会社が中央協定の精神をふみにじって、オ二との差別待遇、重要職場からの追放—三池労組の破壊を企図する案を強行しようとしたため、交渉は難航、労組は十九日中労委にあっせんを申請した。その後、中労委よりの「二十二日から二十四日までの三日間労使双方自主交渉を行え」とのあっせんにもとずいて交渉を再開したが、期限の二十四日きたるも結論がでず交渉は再び難航した。しかし二十五日もそのまま精力的に交渉を進めた結果、ようやく了解点に達し、午后六時妥結調印した。ここに史上最大の大斗争といわれた三池斗争は三百十余日に亘るストライキに終止符をうち、組合員は主婦会、オルグと、くるしみの中にも指名解雇という残虐な弾圧にもめげず、共に斗った仲間をはげます指名者の相手の激励をうけながら十二月一日の一番方より一斉就労した。

三井鉱山株式会社三池炭鉱と三池炭鉱労働組合とは、昭和三十五年一一月二一日付中央労働委員会のあっせん案にもとずき、人員配置に関し別紙の通り協定する。（省略）

昭和三五年一一月二五日

三池炭鉱代表
三池鉱業所長　若林赤雄
三池労組代表
組合長　宮川睦男

覚

一、余剰人員の処置について

1、宮浦鉱の運搬は前回の東京に於けるトップ会談通り処理する。機械、内電からの四山鉱採進、並に宮浦鉱仕繰への転出希望も運搬と同時に行う。今回は少くとも其の五〇％は三鉱労組より転出せしめる。

尚、四山鉱の採進並に宮浦鉱仕繰に転出するものは三鉱労組及び新労組より募集する。

2、三川鉱の運搬、内燃、内電、四山鉱の坑充工は将来高賃種転換もあるので三鉱労組で消化する。但し其の方法は一回では無理があると思われるが今回は不足数の五〇％を三鉱労組より転出せしめる。その后は高賃種転換等を利用し逐次実施する。

尚、新労組についても同時に募集を行う。

二、不適格者の処置について

各鉱所共、病弱者、身体障害者、長期欠勤者、出勤不良者、老令にして病弱なるもの等の基準により今回の配転の中で消化する。消化出来なかったものについては具体的内容に基き会社は組合と協議の上個人審査を行い処置する。其の間は原職にとどめるものとする。

三、人員配置表により配置を行ったのち修正の要があれば職場の実態を勘案して逐次実施する。

覚

1、入門に際しては守衛に会社発行の身分証明書を提示し確認を得ること
2、柵内に於ける情宣等は紛争を起さない様慎重に配慮し時間外に行うこと
3、柵内に於てデモを行い或は気勢をあげる等の行為により紛争を起さないこと
4、オルグ、主婦、その他のオ三者を会社の許可なく柵内に入れないこと
5、集会所、社宅（集会所として使用しているもの、オルグの宿泊用として使用しているもの）、その他会社の建物は即時返還すること
6、集会所の使用については三鉱労組と新労組との話合の結論を参酌し会社が両組合に対し夫々指示する。
7、会社施設内のピケ小屋その他の斗争施設は即時撤去すること
8、オルグ等は直ちに社宅から退去せしめること

昭和三五年一一月二五日

三池鉱業所長　若林赤雄
三池労組組合長　宮川睦男

1960.12.2

大之浦労組教宣部

ニューズ

75

大之浦労組教宣部

中斗発才三〇九号
一九六〇年一一月二八日

地方本部
各支部　斗争委員長　殿
企業連

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

三池オルグ体制一部変更に関する指令

一一月七日付中斗発才二九三号をもって既に指令したオルグ体制は、その後現地の配転交渉が会社側の重点職場の才二組合員による独占、ならびに配置転換人員は、三鉱労組員のみを転出せしめるなど、明らかな差別取扱いによる組織切崩しを意図した。極めて悪らつな提案を終始固執し、あまつさえ二一日には、一方的な作業指示の個人郵送を準備し、配転の強行という暴挙をあえてするに至り、炭労戦術委員会は中労委にあっせんを申請して、中央交渉による事態の解決をはからざるをえない段階に逢着した。

しかし、中労委斡旋にもとずく中央交渉は日限を定め三者構成という異例で行われたゝめ炭労の全体々制を含めて必ずしも現地の期待する結論をうるに至らないまま、一二月一日完全就労を前提とした短時日での山元消化を含む内容を認めざるを得ず妥結した。

このため現地は具体的決定内容からの若干の動揺と更に加えて、今日の山元細部交渉での会社側の依然たる高姿勢と今後予測し得る陰険な組織切り崩し攻撃に対処するため、さきのオルグ体制計画の一部を変更し現地組織体制を維持確立する必要に迫まられている実態である。

よって炭労戦術委員会（一一・二八）は現地の実態に即応するため、左記の通り指令する。

記

一、中斗発才二九三号記（4）及び（注）の九州地方仐下支部派遣オルグの1/3縮少は、一二月一一日まで延期する。

よって各支部は当初の計画人員を維持するよう特に配慮せよ。

二、九州地方本部は前記縮少の具体的計画を立案し、仐下支部に指示せよ。

十二日以降は現体勢の三分の一に変更する。

以上

九炭四五、九斗十号
一九六〇年十一月三〇日

日本炭鉱労働組合九州地方斗争委員会
斗争委員長　灰原　吉夫

各支部
企業連　斗争委員長　殿

三池の就労後の指導体制に関する指示

三池支部の就労後の指導体制並びにオルグ体制について、中斗発指令第三〇九号で明らかにされている炭十一月一日スト解除就労臨時総決起大会後、山元における就労段階への具体的交渉（人員、配置転換

1960・12・5

ニら

の過程で、会社は不当にも中央交渉で意志統一を行った方針を一方的に変更し、第二組合員の優遇、育成、組長扶養の意図を露骨に示し、重要職場は全て第二組合でしめ、労組の今後の実力行使を封鎖する野望をむき出しにしてきた。このため交渉は完全に対立し、最終的には中労委提訴を行わざるを得なくなり、十一月中労委は遂に十二月一日になった。

従って今後就労体制の中での敵の切崩し攻撃も更に悪質になることも覚悟し、又今次斗争収拾によってもたらされた組織的欠陥、組合員の感情的動揺等の重大な対策がのこされている。そのためオルグ体制の順次強化も充分配慮し、今次三池斗争の最終的段階に左記によって対処されるよう指示する。

記

一、就労段階（十二月一日）で道炭労、常炭労、総評組織の各オルグが帰山するので、九炭労傘下各支部は、現状オルグ体制を十二月十一日まで引続き残留派遣されたい。

一、十二月十二日以降、現行九炭労オルグ総数の三分の一を帰山せしめ、以降は左記割当によって、同月二十日まで残留常駐されたい。

支部名	指示人員	11.29 実人員	12.12以降 派遣指示人員	備考
高松	4	4	3	四山
崎戸	4	4	2	〃
飯野	1	1	1	港務
古賀山	1	1	1	三川
佐賀	1	1	1	四山
立山	1	1	1	〃
木城	1	0	0	未派遣
新屋敷	1	1	1	港務
杵島	6	6	4	四山
西杵	1	1	1	〃
立川	1	1	1	宮浦
勝田	1	1	1	三川
早良	1	0	0	〃
二瀬	4	3	3	港務
鶴田	2	2	1	三川
上山田	1	1	1	〃
下山田	1	1	1	宮浦
飯塚	1	1	1	港務
志免	1	1	1	三川
平山	1	0	0	未派遣
仁保	1	0	0	港務
方城	1	1	1	四山
碁岐	1	1	1	宮浦
赤池	2	0	1	赤池斗争のため帰山
唐鶴	1	0	0	未派遣
蔵松	11	11	7	宮浦
日尾	2	2	1	〃
新入	2	2	1	四山
大正	3	2	2	港務
貝島	10	8	7	三川
大辻	1	1	1	〃
九保	1	1	1	〃
炭ノ上	1	0	0	〃
直炭労	8	8	5	本所
計	80	68	53	

ニューズ

76

組合「一〇〇％支払」を強調

会社「両三日待って貰いたい」と回答

〔五日、支払問題、第一回団交〕

下期々末手当については、既報の通り十二月一日早朝、二一、五〇〇円で大手十一社は了解点に達した。その支払については二十日迄ということで各社交渉に入ったが、その情況は各社まちまちで、殊に問題の提起されている当貝島では、両三組合より交渉を申入れていたところ、ようやく五日に第一回団交をもつ運びとなった。しかしこの交渉における会社回答は「出炭減のため資金繰りが思うようにゆかず、今日現在のところ確たる回答が出来ないので、両三日ほど待って貰いたい」ということであった。これに対し組合は「資金繰りは経営者の責任であるし最大限の力量を発揮して、一〇〇％の回答を次回は出して貰いたい」と強く要請、第一回団交を終った。

期末手当の支払い交渉難航

体制を更に固めよう!!

交渉の経過概要

額が了解点に達した十二月一日朝、組合は直ちに、支払問題についての交渉の申入を行ったが、会社が交渉をもとうとしないので再三交渉を迫ったところ「五日午後三時三十分より代表による話合いをもちたい」という回答を行ってきた。

このことについて五日開いた執行委員会は、交渉メンバーは代表でよいが、話合いということでなく第一回団交として正式の交渉を開く態度を決定、なお交渉次第によっては執行委員会を開くことにし午後四時過ぎ団交に臨んだ。

団交は第一会議室に於て開かれたが、まず組合より「本日の交渉を第一回団交とする」ことを申入れた。

次に会社より「夏の期末手当でご迷惑をかけたが、その後業績を上げるべく努力してきたが事実は逆になり、ご協力にも拘らず、十月に至るも手のつかない状態で、官庁関係は勿論、銀行に大きな問題を起している。従って期末手当についても代表交渉に参加しない考えであったが、検討の末、金額のみ応じることにした。

金融について経理部長など奔走しているが、銀行の協力が得られず、今日現在、確たるお答えのできない状態であるので、一両日ご猶予を御考慮願いたい。

誠意に欠けないが見通しがたたない状態であるので」という回答があったので、組合より「ということは全く見通しがないということか、ビタ一文出来ないということか、また一両日待ってということは何日のことなのか」を問うと

会社は「全く見通しがないと云うことではない。問題は金融であり、出炭減である。一両日とは八日か九日ということで両三日ほど待って貰いたいということ」し

組合「資金繰り、石炭減を云われるが、三月の合理化のとき人員を減らすことは出炭に影響を及ぼすことを云っていた筈だ。責任は経営者にあるのだし、経営者の力量を最大限に発揮して、その責任において一〇〇％の支払いをして貰いたい。前回のような労金扱いは組織的にも問題があるし、働く者の苦しい生活を真剣に考えられ、経営者の全責任において一層の努力をして貰いたい。

会社の態度が悪意の遷延策でわれわれを追い込めようとしているとは考えないが、会社の苦境だけを訴えても解決にはならない。

不測の事態を招くことにならないよう会社の誠意を強く要望する」と鋭く会社の責任を追及、最大の努力を要請し第一回団交を終った。

（うらえつづく）

大之浦労組 教宣部

各社の支払交渉状況

炭労よりの電話情報によれば、各社の支払交渉の状況は次の通りです。尚、三池労組の期末手当交渉は次の内容で妥結をみた。

支部名	妥結額	支払	支払日
三井　三池	一二・五〇〇円（プラス） 一・五〇〇円	年内　七・五〇〇円 三月迄　残額	
三鉱連関係	二一・五〇〇円	年内　一五・〇〇〇円 三月迄　残額	
住友炭連関係	〃	全額	十二月二十四日
共炭労（中部）	〃	〃	〃二十日
明治労組関係	〃	〃	〃二十二日
日鉄二瀬	二二・五〇〇円	〃	〃二十日
三菱炭連関係	二一・五〇〇円	〃	〃二十三日
日炭高松	八日に団交		

他の支部については不明

ニューズ
77

九炭四六　九斗発第一一号
一九六〇年一一月二八日

各支部組合長
政治局員　殿

日本炭鉱労働組合九州地方斗争委員会
斗争委員長　丸　昭　吉

政策変更斗争推進に関する指示

炭労第二三回大会は、合理化の基盤はアメリカ帝国主義に対する従属的なエネルギー政策、鉱区独占と膨大な失業人口を放置した炭鉱独占資本の停滞性と寄生性を基ソとして貿易、為替の自由化に対応出来るコスト引下げにあるとして首切りと希望退職募集に対決してきた。しかしその総合理化の形態は縮小再生産政策のあらわれとなり具体的には、優秀炭鉱と新鉱の高能率炭鉱への集中化となり多量の失業者群の創出と労働強化と低賃金政策が強行されてきた。

炭労第二七、八回大会は、この状態を確認し、合理化反対斗争の主目標を従属的エネルギー政策の転換、鉱区解放、拡大再生産の方向での石炭産業再編成という政策転換斗争を指標にして斗うことを決定した。

政策変更の斗いは国の政策を変更させるだけの力をもたなくてはならない。しかして政策変更の斗いは広義の意味で安保政策の斗いに通ずる国民的結集を図らなければならないことは論をまたない。そのため炭鉱労働者の範囲だけに止めることなく政策変更の斗いを各地方、地域に於て広範化させ、生活と権利を守る斗いと組むことが必要である。この地方地域の斗いは議会内に於る斗いと結合させることが大切である。

既に総評は、失業と貧乏をなくす政策要求国民大行進を計画し実施しつゝある。福岡県では、この国民大行進を労働者階級を中心とした全国民の斗いに発展させるため、従来このような行進が失業者を中心に行われていた点をあらため、就業労働者殊に炭鉱労働者を中心として行われるようにするため各地区別に失業大行進推進についての討論集会を組織し実施している。

各県の政治局員はこの推進集会に積極的に参加し、地域における諸要求を議会内に反映させ政策変更の斗いを更に大衆斗争え発展させるよう努力されたい。

就中、長崎、山口、熊本各県に於ては、福岡の計画にあわせ政策変更の斗いを大衆斗争として組織するよう、各県総評、地区労に働きかけると同時に支部内に於ける教宣活動を強化されたい。

以上の趣旨により政策変更斗争の当面の具体的活動を左記の通り指示する。

記

一、政策変更地域活動スケジュール

11月下旬　政策変更諸活動開始
12月上旬　各支部合理化対策委員会設置
　地方自治体要求書提出
　革新評議団連絡会議設置
12月中旬　地方自治体政策変更決議、陳情活動開始
12月下旬
1月上旬　地方自治体決議に基き上京陳情請願
　陳情等政治局面活動
　地域諸要求集約統合
1月中旬　各単産春斗結合
　実力行使段階

第一段階宣伝期間
地域情宣、世論アッピール
地域組織化
各支部通勤者連絡会議
炭地労合理化対策委員会
地区労対策委員会・
失業反対諸活動参加
全日大行進、国民運

第二段階宣伝期間
各単産通勤者連絡会議設置
統一情宣計画（地域情宣、共同ビラ、ニュース等）

二、政策変更斗争の具体的活動計画

1、世論アッピール情宣活動期間（年末迄）

① 各地域単産労働者、市民に対する情宣計画を樹立し、炭労の政策変更の斗いを周知徹底させる。

② 組織内強化と政策変更の意識徹底を図るため、一二月上旬、中旬にかけて学習活動を進める。

大之浦労組
教宣部

2、地域組織の確立（一二月中旬まで地域組織を結成する）

㋑ 各支部は直ちに合理化対策委員会を設置する（政治局員を含む）

㋺ 革新議員団連絡会議の設置

㋩ 地区労、炭地共合理化対策委員会設置

3、地域活動の具体的活動。

一二日上旬に各自治体に対して政策変更の要求書を提出

革新議員団により上程決議を行い、一二月中旬に行われる全国炭鉱反対大行進を頂点として、県、中央に対する陳情活動をおこし、炭労中央政治局会議参加と陳情の結合を行うよう各地方自治体活動に全力を傾注せよ

4、組織活動

㋑ 各県内の炭鉱反対の諸行事に取組むと共に、未決定県は早急に計画実施する。

㋺ 組織強化と共に、全国大行進を中心に更に組織の拡大強化を進め、政治局員を先頭とする討論活動及び陳情活動を活発におこし、定員をもって大衆動員を行い、一二月中旬に地方活動をもりあげろ。

5、実力行使の時期

㋑ 一月中旬以降は、第二段階情宣期間として

統一情宣計画により、共闘デスク、ニュースカー活動等交流を含めた地域活動を進める。

㋺ 総評春斗と結合し、実力行使をうてる段階に組織を強化する。

㋩ 地方自治体の決議を完了し、中央に対する陳情活動を最高度に発展させる。

以上

ニューズ

▲▲大之浦労組教宣部▼▼

全くお話にならない会社回答

組合、これでは不測の事態を招く

会社の最大の努力を要請

期末手当支払いの才二回の団交は、八日か九日に開くと五日の才一回団交で会社は約していたが、その団交は八日午後四時四十分より才一会議室で開かれ、会社は整理と資金繰りの苦境を長々と前置後、要約すると二一、五〇〇円の内、約三割（六、五〇〇円）は当分の間支払えない、八、五〇〇円は十二月三十日に支払う、残り六、五〇〇円は会社積金として貰いたい、この払出しは明年四月頃支払い出来ると思うというやゝこしい提案を行ってきた。

これに対して、組合は、出炭減の問題や既に組合員は正月を迎える生活設計をたてゝいる点などにつくと共に最大の努力を再度強く要請、経営者の責任において一〇〇%を年内に支払うよう会社の誠意を強く促し交渉を終った。

期末手当支払い才二回団交圣過　八日夕刻

まず会社側より「前回お約束をしたように本日団交をもつことにしたが、全力をあげて奔走したにも拘わらず金融機関の態度は厳しく、赤字ヤマに対する融資は見込みがつかず、本日も申訳ない回答しか出来ない状態です」と、前回説明されたような、また会社の新聞に掲載されているような金繰り苦しい事情を長々と説明された後、「現に只今、金は約一億しかない。その内四五、〇〇〇万円を期末手当に廻すと、残り五、〇〇〇万円で年を越さねばならない。また一ケ月に一、八億程度の手形を支払わなくてはならないということもあり期末手当支払いについては誠に申訳ないが、次のようにしか回答出来ません。

具体的提案

①二一、五〇〇円の内約三割（税込み）の六、五〇〇円については当分の間支払うことが出来ない。これは業績好転の上話し合いたい。

②残り一五、〇〇〇円（税抜き一、七〇〇円）のうち八、五〇〇円は十二月三十日に支払う。

③六、五〇〇円は税引後、会社積金にして頂きたい。この積金については出来るだけ早く払戻したいが、明年四月頃に話し合いたい。

この回答に対し組合は、若干の質問を行った後、「会社現実は融資出来ない、少くとも貝島の歴史と将来の発展などを考えた場合、銀行が金を貸さないとは思われない。出炭にしてもわれわれは残業や公休出炭までして協力している。石炭はどんどん売れている。

出炭減をいわれるが、高松と比較して上期は貝島と大差はない。日数は一人当り四、〇〇〇円と五〇〇〇円高松が高い。

われわれは協力してきた。また千金高にしても他社より高いではないか。

また組合員は二一、五〇〇円で正月を迎えようと生活設計をたてているのだし、経営者の責任において最大の努力をして一〇〇%を支払うようにして貰いたい」と一層の資金繰の努力を要請した。

会社「その気持で精一ぱいやってきた。合理化をやったヤマが大きな赤字を出したことが問題として指摘され、資金繰りが思うようにゆかない。また好意をもってくれる銀行は十一月の出炭をみて支店では何とかなると思っているが、本店でどうなるかわからない。縁のうすい銀行は黒字にならねばと、とりあわない状態です。

勿論一層の努力をすることはやぶさかでないし、一生懸命やってみるが、現状については御諒承をしておいて貰いたい」

これに対し組合より「この回答ではケンケンゴウゴウとなるし、会社の一層の誠意が示されない限り不測の事態を招くことになるので、能力をあげて努力して貰いたい」と資金繰りについて再度強く要請、六時半頃交渉を終った。

才一次回答
- 六、五〇〇円～当分払えない（棚上げ）
- 八、五〇〇円～十二月三十日支払う
- 六、五〇〇円～会社積金（払戻し来年四月頃話し合う）

1960.12.9

ニューズ 79

12月20日 各番方昇坑時 30分の時限スト決行

政策変更要求のアッピールで……

中斗発才三一四号
一九六〇年一二月一四日

各地才本部
各企業連　宛
各支部

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

当面の春季斗争方針に関する指令

才七一回中央斗争委員会（一二月一四日）は企業合理化反対（政策変更）を中心とする春季斗争方針を別紙のとおり決定した。よって当面の行動について左記のとおり指令する。

記

一、各支部は、各省予算接衝及び政府団体に対する抗議と並びに対内体制の確立と対外アッピールを指標として時限ストライキを実施せよ。

(1) 期日及び規模
一二月二〇日　各番才昇坑時三〇分の時限ストライキに突入せよ。但し中小支部については地方本部で指導せよ。

(2) 保安要員は従来の慣行により山元で協議せよ

(3) ストライキ通告（大手一四社）は炭労本部において各社本社宛行う。

(4) ストライキを利用して職場大会を開催し、政策変更斗争についての啓蒙活動を実施せよ。

(5) 一月の実力行使については次期中央斗争委員会（一月一〇日）が別途指令する。

二、政策変更斗争の一貫性のある方針を確立しこれに基ずく行動を展開するため石炭政策の検討及び活動推進の母体として中央、地方、地区に対策委員会を設置し斗争を行う、

(1) 中央対策委員長　野口副委員長
事務局長　同　事務局次長
委員　直江調査部長、東海林保安部長、土屋政治部長、高境教宣部長
地方本部代表　各一名　計三名
八社ブロック代表　三名
西日本ブロック代表　二名
職連代表　一名
中央政治局員　各若干名
事務局員　本部書記若干名

(2) 各地評並びに各地区対策委員会は中央に準じ構成せよ、

(3) 各地方本部並びに各支部は指令三〇四号及び方針書に基ずく地方自治体並びに地方、地区における活動を積極的に実施せよ。

(4) 炭労企業合理化反対斗争（政策変更）を地評傘下各単産組合員に浸透させるためオルグ派遣を行う。
イ、期日　一二月一五日より一二月二五日まで約一〇日間
ロ、集合時間　各地評午前十時に責任地評に集合打合せを行う。
ハ、派遣先並びに集合場所、期日、ブロック
※北信越ブロック（富山、福井、石川、長野、新潟）――集合地　長野県評――派遣中斗　菅原、蒲地
※中国ブロック（山口、広島、島根、鳥取、岡山）――〃　広島県評――〃　乙守　末永
※関東ブロック（茨木、栃木、群馬、千葉、神奈川、埼玉、山梨）――〃　東京地評――〃　小田、長島、藤井、小川
※東海ブロック（静岡、愛知、三重、岐阜）――〃　愛知労評――〃　菅原、蒲地
※四国ブロック（香川、愛媛、徳島、高知）――〃　愛媛県評――〃　谷口、岩永
北海道、東北、関西、九州ブロックについては別途指令する。

三、費用は中央本部負担とする。

以上

1960 12 15

大之浦労組教宣部

ニュース

期末手当支払問題

20

組合、進展なき回答に誠意を迫る

十五日夕刻 第三回団交

会社回答 前回のまま。組合 再努力を強く要請

年内に八五〇〇円しか支払えないという全くお話しにならない会社の支払い方法を組合は不満として一蹴、最大の努力をするよう会社に強く要請して団交を打切っていたが、第三回の支払い交渉が、十五日午後二時四十五分より第一会議室において開いた。しかしながら、会社はまたしてもわれわれの期待を裏切り、「支店または本店と努力したが資金繰りはつかなかった」と八五〇〇円のままという進展のない回答をしてきた。いうまでもなく組合はこれを拒否、「再度努力をするよう」要請して第三回の団交を打切った。

交渉経過

まず組合より会社の資金繰りの努力についてその結果をお知らせ願いたいと問えば、会社は長岡経理部長より次のような回答がなされた。

「何とか資金繰りをしようと銀行に当りましたが応じてくれません。その理由は、大きな赤字をかかえているということ・一億七千万円位の赤字と考えていたが更に二億以上もあった赤字であり計画が狂っている。

この分では下期も赤字はまぬがれぬのではないか、そうすると赤字山に融資するということは支店から本店に対していう理由がないということです。

これに対し私共は、十月は悪かったが、十一月はかろうじて十一万六千トン出たし、十二月も今の計画でゆくと十二万トン出ます。が十二月に十二万トン出ても当初の計画より落ちるので下期も赤字はまぬがれないが、なんとか考えてくれと頼んでみたが駄目だったので専務にも出てもらって一生懸命努力したところ、もう一度考えてみるということであった。

その回答が十三日にあったがほとんど金にならない回答であった。

東京に専務と行って四銀行をまわっていろいろ話をしたが、特に信託の方では株の方に資金がまわって貸付の方にまわらない。しかし支店長に話して下さいという程度の好意を示し支店が何とか努力してくれている位で、他の銀行は炭礦そのものを斜陽とみて逃げようとしている。

この分では年度末までには計画通りの資金が集まるかどうか問題がある。

当社は労務をもっているところに更によろしく頼むとたのんできたが、前回の提案より一歩も動いていない状態です」ということであったので

組合「組合員は一体どうしているのかといっている。高松が二十四日に全額支払と決っているので、組合員としても期待をしている。上期の出炭が減っていることは否定しないが、それは働く者の責任ではない下期は一〇〇%に近いではないか」

会社「全くその通りです。しかし銀行が金を貸してくれません」

組合「銀行が貸さん〳〵といっているが、貴方がた自身がこれ以上借ってはならないという気持があるのではないか」

会社「三十億円以上借りてはならない。これ以下におさえるべきだと思っている。しかしこれ以上借りなければならないから借りる努力をしているのです」

組合「苦しいからこれで我慢しろといっても、それまで犠牲をおしつけなければならないのか、年末に二一、五〇〇円もらえないという事は組合員の気持として残念である。経営者も組合員の気持になるべきだ」

会社「努力しているが、ぢや借りる力はどこにあるのか、それは業績である。それが悪いから借れないのだ」

組合「年末の資金繰りは一日もおろそかにできない。会社の誠意というのは具体的に金額の中にでるはずだ。本日の団交に何ら出すものはないのか」

会社「全く申訳ない。済まんと思っている。会社自体が追こまれ、行き詰っている年末に金が入用なことはわかっているが、それが支払えない」

組合「われわれとしては納得できないので更に努力してもらいたい」

会社「最後の最後まで努力したい」

という事で全然進展をみない本日交渉は終った。

以上

1960・12・16

大之浦労組 教宣部

ニューズ
81

大之浦労組
教宣部

三五年下期々末手当配分決る

× × × × × × × × ×

昭和三十五年下期々末手当については、その支持につき既報の通り団体交渉をおこなっているが、これとは別に二一、五〇〇円の配分について十二月十六日午前十一時より、会社、組合間において交渉をおこなった。

これに先だち組合は、各支部賃金専門委員会を開催し、それぞれ各職場の意見を聴取、これを十二月十四日、給与部々会で集約した。その結果、現在行ってきた配分についてその精神をそのまゝとうしゆし、前期支給額スライド下期支給額にする意見が多く、給与専門部会もその線にそい作業をすゝめ配分案を作成した。十二月十五日、執行委員会においてこの配分案を確認し、十六日の交渉にのぞんだが、交渉結果組合案通り会社も了解した。その配分内容については左記の通りである。

× × × × × × × × ×

昭和35年 下期々末手当配分決定表

昭和35年12月16日現在々籍で配分

(1) 財　源　21.500円 X 6.164人 = 132.526.000円

(2) 年功手当 (8.87%)

勤続年数	人員	金額	総　額
6ケ月以上一年未満	72	500	36.000
3 年 未 満	274	900	246.600
5	790	1,300	1,027.000
10	1,352	1,700	2,298.400
15	2695	2,100	5.659.500
20	400	2,600	1,040.000
20 年 以 上	481	3,000	1,443.000
計	6,064		11.750.500

(3) 基底手当

月　数	人員	金額	総　額
1ケ月未満	0	5,200	
2 〃	3	5.600	16.800
3 〃	1	6.000	6.000
4 〃	6	6,400	38.400
5 〃	0	6.800	
6 〃	38	7.200	273.600
6ケ月以上	6.064	8,500	51.544.000
計	6.112		51.878.800

(4) 家族手当 (1.17%)

100円 X 15.464人 = 1546.400円

(5) 全欠者　(0.19%)

公傷　7.300円 X 7人 = 51.100円
私傷　6.000円 X 34人 = 204.000円
計　255.100円

(6) 勤労手当 (50.62%)

財源　年功手当　基底手当　家族手当
132.526.000円 − (11.750.500円 + 51.878.800円 + 1.546.400円 +
全欠者　勤労手当引当分
255.100円) = 67.095.200円
勤労手当引当分　基礎額　率　修正率
67.095.200円 ÷ 780.113.385円 = 0.086007 ≒ 0.086
基礎総額　率　勤労手当
780.113.385円 X 0.086 = 67.089.751円
勤労手当引当分　勤労手当　過不足
67.095.200円 − 67.089.751円 = + 5.449円

1960・12・17

ニュース

期末手当支払い斗争

82

全然進展なし

組合　会社の不誠意をなじる
スト前夜（二十日）の第四回団交

▽正月も間近というのに期末手当支払いに対する会社回答が全く不誠意であったので組△
▽合は、最早実力行使をもって会社の猛省を促す以外にないと、第一波二十一日の二回△
▽ストを指令、それを背景にスト前夜（二十日）の第四回団交に臨んだが、会社回答は△
▽全然進展なく一両日待って貰いたいということであった。△
▽この不遜極まりない会社の態度に対し組合は、「この正月間近かの時期にきてビター△
▽文出さないとは、あまりにもヒドイしあくどい。会社がその気なら組合も決意を新に△
▽しなければならない」と、言葉鋭く会社の再考を迫ったが、一旦休憩後、会社申入れ△
▽により交渉は打切りとなった。

組合は隠忍自重をしてきた　それなのにビタ一文出ぬとは余りにヒドイ

ー交渉の経過概要ー

明日にストを控えた第四回団交は、二十日午後四時二十分より第一会議室で開かれた。

会社「明日のスト通告をうけたが、会社が努力中であるのに実力行使は遺憾である。損失のみ多いストだし再検討されたい」と要請してきたが、

組合「会社のいい分は甚だ心外だ、組合は出来るだけ平和的に問題を解決しようと会社の誠意ある努力と回答を促してきた。それなのに会社が、団交申入れを行っても応じないという不誠意な態度をとったのでスト通告を行ったのだ。正月はもう間近かである。本来ならば早く実力行使を行うべきであったのだが隠忍自重してきた。問題は会社が誠意ある回答を示せばストをする必要はないのだから、回答をされたい」と強く反論し誠意を迫った。

会社「その後銀行を走り回ってきたが、好意をもってくれている銀行でも金を貸そうというところまできていない、従って今日のところ前回以上は出せない、ここ一両日待って貰いたい」

組合「なんですか、今日はビター文出ないということですか、この時点になってそんな不誠意な回答はないでしょう。前回、巾のある回答をされながら、それではあまりヒドイ、ふみつけだ、今日まで出炭その他で協力してきたが、そんな事では会社に対する決意を新たにしなければならない。再検討の別途検討をされたい」と言葉鋭く、会社の不誠意とあくどい不遜をなじり、再考を促した。これに対し会社が「それは危機にひんしている会社事情の認識不足だ」と反省しなかったので組合は更に「ストは好きこのんで或は外テやすいきようでするのではない、われ／＼もストはいやだ、会社もいやだろう、問題は平和的に解決すればよいのだから別途検討で再考されたい」と詰めよったところ午后五時三十五分一旦休憩に入ることになった。

ところが、九時過ぎ交渉の進め方について事務折衝を行ったところ会社は「本日は打切りたい」と誠意すら無いので、午后十時の組合交渉団会議は、団交の物別れを確認、二十二日戦術委を開いて第二波の戦術を討議することを申合せた。

第二次合理化の前哨戦として更に体制を強化

21日午后1時　第二波の戦術を討議

既報の通り期斗実力行使の第二波については、第一波（二十一日の二回スト）より強い戦術を決行するとの指令を発していたが、先に報告しているように、会社も期末手当支払いを第二次合理化の前哨戦として「会社は苦しいんだ」ということをわれわれに認めさせようとゼロ回答を行ってきた。

従ってわれわれとしても、会社の誠意と猛省を促すため決意を新たにし必死の体制を固めよう。

1960・12・21

大之浦労組 教宣部

一九六〇・一二・二二　大之浦労組

怒りを会社にぶっつけ誠意ある回答を出させよう

組合員並びに家族のみなさん！

正月を目前に控えての今次期末手当支払い斗争、誠に御苦労さんです。

さて、今次斗争につきましては、「組合執行部はやる気があるのか、生ぬるい」というみなさんのお叱りをうけながらも、出来るだけ平和裡に解決をしようと、会社の誠意ある努力と回答を再三促し隠忍自重、怒りを押え交渉に全力を尽してきました。

しかるに会社は、二十日スト前夜の団交でも、ビタ一文出さぬという全く不遜な態度をもってわれわれの誠意を踏みにじりましたので、二十一日の二十四時間ストを決行、更に、二十一日に戦術委員会を開き、第二波の戦術を真剣に討議決定（二十四日より無期限スト）し、二十二日午後一時よりの斗争委員会に諮りましたところ、全員一致でこれが確認をみましたので、次の指令第二号を発すると共に、会社に対し通告を行いました。

組合員並びに家族のみなさん！

この戦術につきましては、何かとご意見があろうと思いますが、会社が強い態度で六・五〇〇円の棚上げや積金を頑張っているのは、何故かという事をよく考えてみますとき、棚上げ六五〇〇円で他社との格差（ランク）をつけようとしていること或いは、近く出すと言っている第二次合理化との関連を考えての上だと判断されますから、われわれ組合としても、この点をシッカリ考え、重大なる決意をもって今次斗争に取組んでいるのです。

どうかこれらの点を十分理解、認識の上、苦しい斗いではありますけれども、指令・指示に従って「統一と団結」ある行動をとって下さるよう訴えるものです。

24日一番方より無期限スト決行

今こそ「統一と団結」をもって斗おう

貝鉱労斗第二号

昭和三十五年十二月二十二日

貝島大之浦炭鉱労働組合

斗争委員長　横田　肇

各地区斗争委員長　殿

期末手当斗争実力行使強化に関する指令

十二月二十一日よりの二十四時間ストライキを整え、十二月二十四日会社の猛反省をうながすべく団体交渉を強力に進めたが、会社は依然として頑強な態度を堅持して一歩も交渉は進展しなかった。

われわれは自らの生活権確保のため、この時点ではより戦術を強化し、要求獲得に全力を傾注しなければならない。

依って、闘斗指令第一号に基き左記の通り実力行使を指令する。

記

一、期日及び規模

十二月二十四日一番方より無期限ストライキに突入せよ。

貝鉱労組発第八〇号

昭和三十五年十二月二十二日

貝島大之浦炭鉱労働組合

組合長　横田　肇

貝島炭鉱株式会社

常務取締役　本松耕雄　殿

通告書

十二月十九日附通告書で、当方の見解と態度を明らかにしておりましたが、十二月二十日の団体交渉に於ても、当方が最善の努力を払って円満解決を図るべく、貴方の誠意を求めましたにも不拘、貴方の態度は依然として、十二月八日提示された線から一歩も伸展しようとしません。

このことは期末手当の性格からして、年内解決の原則を貴方は自ら侵し、労使間の約束を故意に拡大しようとする意図があるとしか考えられません。

当方は、年末を控えたこの時点に於て、当事者としての責任と義務をより明らかにしてもらうことはもち論のこと、われわれの生活権擁護のため、貴方に対し再度猛反省を求めるため左記により実力行使を激化します。

右通告致します。

記

一、期日及び規模

十二月二十四日一番方より無期限ストライキ

一九六〇・一二・二四　大之浦労組

会社回答に誠意みえず・遂に無期スト突入

年内支給 一万八百円 棚上げ 五・五〇〇円 積金 五・二〇〇円 では不満

更に「統一と団結」を守ろう！

〇組合員と家族の怒りをこめた大衆行動による抗議と、二十四日よりの無期限ストライ〇
〇キを圧力として組合は、二十三日午後十時よりの第五回団交に臨み会社の誠意ある回〇
〇答を迫った。〇
〇ところが団交における第二次回答、更には徹夜でもたれた代表折衝における第三次、〇
〇第四次の会社回答は、なおも誠意が示されたものと思えず、組合は不満の意を強く表〇
〇明すると共に会社の猛省と再考を促し自動的に無期限ストに突入した。

徹夜交渉の概要

第五回団交は二十三日午後十時より二時間以上に亘ってもたれたが、（この交渉には九炭労代表として、小竹渉外部長、毛利福祉地区事務局長も出席）会社は、「未だ不甲斐ない話だが、一生懸命努力した結果、ようやく八〇〇万円の都合が出来たので不満ではあろうが了解願いたい」と別紙の第二次案を提案してきた。

これに対して組合は、「それでは組合員家族は納得しない、出炭や合理化には出来るだけの努力してきたし、賃金遅りの責任は全経営者にある。今にもつぶれるようないい方をされるが、販売政策の歴史、現状、設備などの状況からそうは思えない。また期末手当もかたずかないのに明日合理化案の提示をされるときくが、会社の態度はフェアプレーでない。われわれは早期解決をのぞんでいるしストは好んでいないが、唯今の提案では到底了解することが出来ない。何故われわれをこうまで苦しめるのか、ガマンするにも限界がある。再検討の上、再提案をされたい」と重ねて会社の猛省を促し再考を迫った。

その結果、二十四日午前〇時十分休けいに入った。

会社提案の内容

	第一次案	第二次案	第三次案	第四次案
提案内容	1、棚上げ～6,500円 支払いは業績好転のとき話合う。 2、積金～6,500円 払戻しは来年の4月頃話合う。 3、年内支払（12月30日） 8,500円（税抜き）	1、棚上げ～6,450円 2、積金～5,550円 出来るだけ早く払戻ししたいが、来年4月頃になると思う。 3、年内支払（12月30日） 9,500円（税抜き）	1、棚上げ～6,450円 来年の10月頃積金に繰入れ払戻しは業績をみて。 2、積金～5,050円 3、年内支払（12月30日） 10,000円（税抜き）	1、棚上げ～5,500円 来年7月頃積金に繰入れ、払出しについては業績の関係で相談することがある。 2、積金～5,200円 払戻しは来年の3月、しかし業績により2月になることもある。 3、年内支払（12月30日） 10,800円（税抜き）
日時	12月8日午後5時	12月23日午後10時	12月24日午前3時	12月24日午前8時

スト突入もやむなし

代表折衝も小刻み提案

休けい後、午前二時三十分より第一次代表折衝に入ることになり組合よりは、竹下書記長、宮本給与部長が出席した。再検討を行った会社の第三次案は、上記の通りで年内支給が一万円というような回答であったので、繰り返し会社の再考を迫り四時すぎ引上げてきた。

組合は直ちに戦術委員会、交渉団会議を開き報告を確認後、交渉の進め方を検討、六時三十分よりの第二次代表折衝に臨んだ。

今回の組合代表は、篠田組合長、野田副組合長、竹下書記長、宮本給与部長の四名で、八時すぎまで折衝を行ったが、その中で提案された第四次案も年内支給一万八百円であったので、不満の意を強く表明するとともに、再考による誠意ある回答を強く要請、引上げてきた。

以上

一九六〇・一二・二六　大之浦労組

無期スト
背景の

期末手当支払い了解へ

26日午前6時10分スト中止

無期スト背景の期末手当支払い交渉も、既報の通り第四次案（棚上げ～五五〇〇円、積金～五二〇〇円、年内支給～一〇、八〇〇円）という誠意なき回答であったので、遂に二十四日一番方より無期スト突入のやむなきとなった。

その後、全然動きがなかったが、二十六日午前二時四十五分より代表折衝が再開され、約三時間に亘って必死のやりとりが行われた結果、棚上げ問題が解消されるという提案が行われたので、交渉団会議及び斗争委員会は、不満ではあるけれども、近く提案されるであろう第二次合理化に対決しなければならないという大きな問題を控えているので、割切ることになり、午前六時十分スト解除の指令を発した。なお、二十八日の臨時総会で確認をうることにしている。

その経過なり結論は次の通り

不満ではあるが第二次合理化に備え割切る

結論．棚上げは解消したが、年内支給は10.800円

代表交渉の経過

交渉をもちたいという意向について会社より事前に連絡があったので組合交渉団は待機していたが、正式には二十六日午前二時三十分ごろ代表（幹事）折衝をもちたいという申入れがあったので組合交渉団で打合せの結果、竹下書記長、宮本給与部長が折衝に出向いた。

その折衝で会社は、「無期スト前、無理をして一〇、八〇〇円を支払うのでストは解除して貰いたい。あとはその後話合うことをお願いしていたが、無期スト突入となった。

従って会社としてはもうどうにも出来ない実態であるが、組合がどこに重点をおかれているのかききたい」

これに対し組合代表は、更に会社の誠意ある回答を迫ったが折衝が進展をみないので、労使のトップ代表折衝を申合せ、三時三十分引きあげてきた。

直ちに交渉団会議を開き打合せを行った結果、トップ会談に横田組合長、竹下書記長が臨むことになった。

その折衝は五時四十分まで行われたが、年内支給についてはどうしても進展をみなかった。しかし問題の棚上げについては、「当初より積金に繰入れ、払出しまでの利子はつける」という新提案がなされたので、代表は交渉団会議に諮るため引きあげてきた。

交渉団会議及び斗争委員会は、提案は不満であるけれども、次の第二次合理化を控えている現在、この段階で割切るべきだという結論を出し、午前六時十分スト中止の指令を発した。

了解点

年内支給　一〇、八〇〇円（手取）
会社積金　一〇、七〇〇円（税込み）
この払出しについては、
イ、五、二〇〇円は三月以降、業績のよい場合は二月
ロ、五、五〇〇円は七月以降
（尚念、この積金の利子はつく）

ニューズ

83

大之浦労組教宣部

炭労中斗発才三一八号
一九六〇年十二月二十九日

各地方本部
興炭労支部　斗争委員長　殿
貝島支部

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　原　茂

合理化反対斗争推進に関する指令

宇部興産は、十二月二十六日、貝島大之浦は二十七日、赤字克服と出炭体制強化を理由にそれぞれ次のような合理化提案がなされた。

一、宇部興産（具体的提案事項は別紙参照）

1、標作の長期固定化（二〇%の実質的引上げ、請負給の五〇%固定化）

2、職場諸設定の改廃、現行保障給一三〇%を九〇%に引下げ、一番休けいの廃止、就業規則等。

3、能率賞与、函増手当を廃止し、出炭賞与的なものに改める。

二、貝島大之浦（具体的提案事項は別紙参照）

1、労働条件の引下げ

イ、標作の引上げ（二三%）

ロ、超過労働の規制（二〇%減）

ハ、増産賞与（一、九五〇円）の廃止、割増率特別手当の改廃

2、職場規律の強化（有休、配転の円滑化、出炭率の向上、諸委員会の改廃）

提案の主な要旨は以上のとおりであるが、これは賃金、労働条件の大巾引下げ（貝島の場合は一人平均約五〇〇〇円）であり、われわれはこの会社の企図を許すことはできない。

戦術委員会（一二・二九）は、当面両支部の斗争態勢を確立するため次の方針を決定した。

記

一、斗争指標

賃金、労働条件引下げ反対

二、当面の斗い方

1、両支部は山元の斗争態勢確立のため、当面、職場、居住区を通じて教宣活動を展開し、会社提案の本質をバクロし、組合員は、家族の統一と意志の結集をはかれ

2、必要に応じて、中央及び地方本部から執行委員を派遣する。

3、具体的方針については一月八日開催予定の中斗委員会で決定し、あらためて指令を行う。

以上

1961.1.4

ニューズ
84

会社・質問に即答出来ず
組合・以の外と鋭く追及
第二次合理化第二回団交 5日

昨年十二月二十七日一人平均五千円以上の第二次合理化案提案されたので組合は直ちに「働く者だけにギセイを押しつける提案は反対である」との態度を表明、年末年始の生活切り詰めを要求とする体制確立を図ってきたが、一月五日午後四時より第二回団交を開き、提案中の不明な点について組合より質問を行った。ところが一部回答できない点があったので組合は半年以上も検討し提案したから現在状態とは以外だと鋭く追及した。まだ不明な点で明らかになった項目も予想外にくドイ内容であったので組合は強く反対の態度を表明した。その内容は次の通り。

◎ 十三日の精算払いについて

組合 一月十三日の賃金精算払いについて会社は事務の都合上、十五日しか支払えないということだが、本年は三日より作業を始めているのだから、従来通り十三日に支払うようにして貰いたい。

会社 年末調整等で会計事務がおくれた。十五日といっていたが、十四日には支払いができるようにしたい。努力するが明日（六日）回答することにしたい。

◎ 第二次合理化について

まず組合より提案の不備の点について別紙の質問を行ったところ、埋蔵量については後日明確にしたいという回答であったので、組合よりその不備と不誠意を鋭く追及したところ、会社は別紙回答に入った。その回答は別紙の通りである。回答に対し組合は、「膨大な提案であるので検討に相当の時間がかかるし我々が一切の権限をもっているので、相当の期間休会としたい」と強調した。

会社 「組合の手続上の問題や、検討をされることは分るが、一日から実施したいと思っているし、団交の休会でなく専門委での話合いも良い。早期に解決するようにご協力願いたい」

組合 「一月から実施するなら三ヵ月から半年前に申入れるべきであるし、相当の検討期間が必要である。質問の交渉はもつが正式交渉は我々の決定をみないとできない」ということで午後六時すぎ団交を終った。

合理化に関する質疑・応答

組合側質問	会社回答
諸会議	
1、生産協議会は解消するのか	1、鉱業所における生産協議会は取り止める
2、ピットにおける防災会議をどのように吸収するのか	2、ピットにおける防災、生産会議は生産協力会（仮称）に吸収する
3、出炭、人員計画について生産会議でやっているものを解消するのか	3、1/4半期毎の出炭、人員説明会は従来やっていた構成で実行する。

ララ

1960・1・6

大之浦労組教宣部

4、出産、保安に関する表情なり意見は坑長に具申するだけか
5、査定委員会を一本化して回数を減すといっているが、どのようにするのか

就業率向上について

1、目標就業率の基礎は何か
2、事前届出制について、緊急な場合とは
3、必要人員の就業確保、どのような内容の施策を考えているのか
4、公傷病対策で不注意による災害とはどういうことか
5、不適当職種からの転出で家庭の事情、体力の面精神的な面とはどういうことか

有付の円滑化について

1、有付について一方的に会社の考えでやろうとするのか
採炭夫がゲート整備するのは妥当か
2、不満がある場合、昇坑後誰に申出るのか
3、入坑時間変更について
作業の必要上、作業時間の変更とはどのような場合をいうのか
4、就業時間の部分変更とは、どのようなことか
5、採炭夫の時差入坑をどのような型で変更しようとする内容か
6、入坑ダイヤの変更、廃止について、どのようにしようとするのか
7、充填方の作業について、どういう内容であるのか

持歩、技能給の査定

1、持歩の配分について、今後会社が一方的にするのか

資料の提出要請

1、出炭、人員計画について
三六年度、出炭、人員の具体的な計画を出してもらいたい

4、苦情、意見は係員主任、副長を通じて坑長にする
5、査定委員会、仕、組の査定委員会は別々にやらないで一本でやる
回数は月に一回、検収査定だけでまかなっていく、検収査定の時一緒にやる、上部の検収は仮払で[illegible]う

1、直接夫、公傷4%、私傷23%、自己4%、有給4.5%、慰行0.5%、計15%
内外間接夫は現在実績通り
2、考慮する
3、一例として
採炭となると、十二万トン出炭を確保するためには方則、箇所別の人員を確保するため坑内に[illegible]の時は、仕、係員夫で調整する場合がある、調和においても操作する
採炭の就業率が92～93%と少い場合はゲート応援の健康も考えている
4、一般的には承知とおもうが、飲酒、[illegible]で入坑した時をいう
5、従来から坑、炭部間で話合っていることである
夫婦仲が悪い、そのため採炭がつとまらない、体力的に採炭がつとまらない場合、精神的に共同作業が不適当である場合がある。この人達は適当な所に変ってもらう

1、生産に支障をきたす場合、次に作業に支障をきたした場合他の区域よりもってくる、あまった場合、ゲート係員を係員が指示する
2、苦情があった場合、係員主任、副長を通じて坑長にする
3、事故によって入坑時間の変更をする
例えば、修繕方の場合
4、崩落した場合、充填ナグレ等をさす
5、明日示めす
6、既に新坑に申入れている
7、従来は充填した時は、すぐ開坑していたが、コンベアーが土砂で動かなくなった場合、土砂をかたづけるようにする

1、今後技能は会社が決定する

2、児島の埋蔵量
可採炭量、安全炭量、実収炭量を各坑別に提出してもらいたい。

3、三五年三月の合理化の時出した計画と、これが遂行実体を提出してもらいたい

4、労務条件切下げの各職種別、金額、一人当り金額等を提出されたい

5、三五年上期決算の生産原価表を提出されたい

6、厚生施設の金額を提出されたい

以上

―追加提案―

1、総合払いの金額、
事務簡素化のため
一方当り

採炭夫八〇〇円	坑外成人男子精四四〇円
掘進夫六八〇円	一級四一〇円
仕繰夫五八〇円	二級四〇〇円
雑　役五三〇円	三級三九〇円
坑内一級四九〇円	四級三八〇円
二級四七〇円	五級三七〇円
三級四五〇円	六級三六〇円
四級四四〇円	七級三五〇円
五級四二〇円	八級三五〇円
六級四〇〇円　保護	

坑外事務職員の七〇%

2、小型ブラウ、ローダ使用基準
山丈0.9米前後以上とする

3、自動車部門の縮少

(イ)　現在　乗用車　五台を　二台とする
トラック　七台を　三台とする
バス　六台を　大型車一台とする
ジープ（救急車を含む）
三台を　一台とする
小型三輪車　三台はそのまま三台とする
計　二四台を　十台とする

(ロ)　病院、通勤バスは廃止する
(ハ)　運転手は六名とする

4、H型採炭の考え方
H型採炭で一六名増と提案した。この考え方は、
と払の作業内容からみると無駄は40%である
H型を使用してベルト稼動時停止した場合、自然
減炭は五〇%である。
よって　40×50=20
と払の全作業を一〇〇とすると無駄作業はH型で
100-20=80　である
従って　100÷80=125
この一二五%がH型の上昇率であるが、ローダー以外の
関連の中から一一六%とした。

以上

ニューズ

85

大之浦労組教宣部

中斗発第四二〇号

一九六一年一月十一日

貝島、共炭労両支部　斗争委員長殿

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

貝島・共炭労支部斗争を中心とする当面の行動に関する指令

第七三回中央斗争委員会（一月十一日）は、貝島、共炭労支部合理化反対斗争を中心とする各地方本部並に支部の当面の行動を決定した。
よつて左記の通り指令する。

記

一、貝島、共炭労支部の行動について

1、貝島、共炭労両支部に提案されている合理化提案の内容は昨年以来、三井、古河、雄別などが実施したと同様に他社との不均衡を宣伝しながら、多年にわたる職場斗争でかちとった実賃金を一挙にはくだつしようとするものである。
そのため、この斗いは当該支部の独自の決意と体制を背景にした強力な対決体制が必要である。
従って、両支部は独力で対決できる体制を確立せよ。

2、われわれは賃金斗争を政策転換斗争の一環とし、その中心的な要求として次期大会以後、炭労の統一斗争を組織しようとしている。この大巾賃上げ要求と、会社の今次提案とは、正面からかみあって対決しなければならなかったことを、全組合員に周知徹底するようにせよ。

3、会社に対する挑戦行動にあわせ、全組合員及び家族の意志統一を図り斗争体制の確立をはかるため、左記に依りストライキを実施せよ。

(1)、指標
賃金、労働条件切下げ反対

(2)、規模
二十四時間ストライキ

(3)、期日
共炭労支部　一月十八日　一番方より
貝島　支部　一月二十三日　一番方より

(4)、保安要員並びに通告書について
(イ)、保安要員は従来の慣行により山元で協議せよ
(ロ)、ストライキ通告は山元組合にて鉱業所に手交せよ

4、会社の一方的強行が予想されるが、その時点より更に戦術の強化を行う。
戦術については、戦術委員会が別途指令する。

5、貝島、共炭労支部斗争指導のため、菱岡、土屋、相沢中執を派遣する。

以上

貝島退手斗第一号
昭和三十六年一月十日

各地区斗争委員長　殿

貝島大之浦炭砿労仂組合
斗争委員長　横　田　隼

退職金基礎賃金斗争
実力行使に関する準備指令

退職金の基礎賃金について、貝島健康保険組合が健保標準報酬日額の臨時改定を行ったことにより、影響を及ぼすことになったので当労組は、会社と数回の交渉を行ってきた。ところが交渉が進展せず対立のまま物別れの状態を続けるので、要求項目確認と指令权、妥結权の斗争委員会一任を昨年十二月二十八日の臨時総会に諮り確認を得、一月五日、九日の両日、早期解決を図るための交渉を行い会社の誠意ある回答を促した。しかし、交渉はなおも対立の状態を続けているので、一月六日の戦術委、十日の斗争委員会で必要なる体制確立をはかるため次の実力行使準備指令を決定した。

記

一、斗争指標
　健保標準報酬日額臨時改定に伴う退職金基礎賃金の要求獲得

二、当面の斗い方
　１、要求獲得のため、何時如何なる実力行使にも即応出来る体制の確立をはかれ
　又、実力行使の本指令については、斗争委員会で決定しあらためて指令を行う

以上

（註）要求項目（十二月二十八日総会決定）

記

一、昭和三十六年九月三十日迄の退職者の退職金の基礎賃金は、昭和三十五年四、五、六月間の健康保険標準報酬日額の臨時改定の日額の八五％とする。

二、昭和三十六年十月一日以降の退職者についての退職金の基礎賃金は、臨時改定の健康保険標準報酬日額の八五％を適用する。

三、臨時改定期間が七、八、九、十、十一、十二月、一、二、三月となっており、七、八、九月は夏季で稼働状況が悪化するので、十、十一、十二月の基礎月で算定するよう健康保険組合の理事会において努力する。

〈新賃金の圣過措置〉86 ニュース

会社、〃再建案により仮払い〃と回答
組合、以ての外と抗議の交渉

新賃金決定までの圣過措置については、昨年十二月二十八日の炭労指示により、「現行協定の一〇〇%を仮払いされたい」と二十九日会社に申入れていたが、一月十一日付で会社は次のような文書回答を行ってきた。

昭和三六年一月一一日

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長 原 茂殿

貝島炭鉱株式会社
専務取締役 本松 庸雄

回答書

旧臘一二月二八日付新賃金圣過措置に関する申入れについて左記の通り回答致します。

記

昭和三六年一月一日以降の鉱員賃金は、新賃金決定までの間とりあえず、当社から貝島大之浦炭鉱労働組合に対し提示した会社再建に関する提案により、仮に支給する。

このことに対し組合は、オ二次合理化提案の交渉については未だ質問の段階であるのに、一方的に提案を実施するという会社の態度は不遜というか全く傲慢であるし以ての外と、厳重な抗議を行うための交渉申入れを行ったが、その交渉は一月十四日午后二時より開くことになった。

1961.1.14

ニュース

87

合理化

会社・一方的強行を企図

一月以降賃金経過措置交渉で

140

× × × × × × × ×

一月以降の賃金経過措置について昨年十二月二八日会社に対して申入れを行っていたが、会社は一月十一日に今次合理化提案のなかに示している内容通り実施することを回答として答えてきた。

従って、これは二十五日の見合払を一方的に来月五日に支払う、しかも賃下げ内容の通りの支払額だという事である。

この様なわれわれの生活をまったく考えない会社の一方的な措置に対して、組合は、会社に対し強く不満の意を表すと共に、直ちに交渉申入れを行い、十四日午後三時二十分よりこれが団交に入った。

× × × × × × × ×

団交経過

組合　経過措置について、あまりにも一方的な通告がなされたが、その理由如何にかかわらず従来の労使間のなかで見られなかったことである。

一月二十五日の見合払より賃金支払について、変更し、来月五日に見合払し、しかも賃金計算を今次提案通りになされる措置は、生産に努力する組合員に十日間も食べるなという事に等しいものである。

少く共今次合理化の協議が解決するまで従来通り支払いを行ってもらいたい。

会社　一月以降賃金経過措置について回答要請があったので現在我が社の支払能力から、回答申し上げているのが精一ぱいです。

組合　中部共産でも合理化をだしているが、経過措置については従来通りではないか、一方的に強行する事は労働協約違反ではないか。

会社　中部と貝島とでは経営の内容が違う。組合の要請がなされたので経過措置について回答した事であるので違反とは思わない。

組合　組合要請といわれるが、従来の慣行通り行った事だ。

合理化を提案し、更には一方的にこれを強行しようとする会社の行為は暴挙である。会社は今後の生産等の面も考慮し、従来通り支払いが行われるよう再考願いたい。

会社　別室協議を行い御回答したい。

（会社別室協議に入る）午後四時三十分より

その後午後四時五十分、交渉の進め方について幹事折衝を行った結果、会社より時間を要するので十六日に改めて回答を行いますと申出であり一応団交を打切った。

以上

大之浦労組教宣部

ニューズ

88

会社回答「30日に半額・2月5日に残りを支払う」と固執

組合 再考を促す 16日の団交で

まだ傾向の段階であるにもかかわらず第二次合理化案に基づいて要員措置をするという会社回答（十一日）に対し、組合は十四日の団交で誠意に抗議、再考を促したところ、会社は調査役説役、十六日に回答したいという回答をしてきたが、十六日午后三時半から再開された団交において又しても「三十日に半額、残りも来月五日支払いたい」という回答をしてきた。組合は更に抗議した後「再考の余地はない」と固執、いわゆる一方的に合理化案を実施するという態度を明らかにした。この会社の強硬な態度は、短期決戦で一気に合理化を押しつけようとする会社の戦術行為である。

組合 見合払いの交渉で会社の不誠意をつく

交渉圣過

交渉は午後三時半より第一会議室において再開され、まず会社より前回の調査役説役の回答をしてきた。

会社、要員措置について提案している合理化について仮に実施をしておく、まとまれば、それにより支払う。組合が先程いっているように当面の問題で見合払いについて会社で検討し、次のようにしたいと考えている。「一月三十日に半額を支払い、残りは二月五日に支払う」これは当方のいっている額で支払う。

十二月分増産賞与についても一月三十日迄前の方法で支払いをしたい。当面の今月の措置である。

組合、二十五日より三十日までは金がないがなんで食っていくのか。

会社、二十五日には支払はない、三十日に半額を支払う。

組合、十二月の増産賞与については支払いを明確にしていなかった、二十五日の見合払いとの関連はないと考えている。

会社、そういう考えがあるというかないのでこの案を提案した。資金ぐりの関係で三十日に支払う。

組合、見合払い、増産賞与を二十五日支払わないということか。

会社、当方の提案は見合払いは五日であり、今回だけこのように提案をするのだ。

組合、慣行上二十五日に決っている。我々は日給者だ、月給ではない、ニコヨンでも毎日もらっている。特別扱い者いちめするな再考の余地はないのか。

会社、これ以上ない。

組合、交渉過程でこのようなものが出されることは今後の交渉のあり方に問題がある。われわれは相当努力もしている。十五日まで働いたものであり支払われたい。われわれの生活には余裕はない。

会社、なる程という点もあるが、会社のおかれている立場も年末以降危機にたっている。早く立直しをやって軌道にのるようにしなくてはいけないのだ。

組合、他社でも支払いを延ばしたところはない、賃金を早く払い、賃金をおくらすことは醜い話しになってくる。もう少し下々の立場で考えるべきだ。払えないのは経営者の努力がぬけているためだ。天災地変があった訳でなし筋が通らない、どうしても出来ない場合は賃金を一ヶ月遅らしても支払うべきだ。

会社、重役にも組員よりきつい人もいる。

組合、二十五日にみんな米を買っているのだ五日間のブランクはどうなるのか、いけないことになる。実際に家庭に入って一ヶ月ぐらい生活してみることだ。

会社、賃下げをしようとしているのだから当然であり、仕方がない。会社の再建が先につくまで苦境にたえてゆかねばならない。

組合、常識から考えて通らない。再考してもらいたい。三月の合理化の時に会社再建についても考えているといったが、それをほったらかしにしておいて見合いが何うこういうことで本当に再建があるのか、九ヶ月も十ヶ月もたっているのに、その両方にさやったか。

ララ

1961.1.17

大之浦労組教宣部

会社、経費の削減についてもやった所、自然条件がくるって、今日十二万トン出しても追いつかない状態になり、再考しても仕様がない。

以上のように会社は二十五日仮払いを認めないので組合は、最後に再考を促し打切った。

以上

ニュース

89

〈第五回合理化団交（経過措置）〉

会社、精算払いについても一方的実施を表明

組合〝他社にもこういう例はない〟と猛反省を促す

第五回合理化団交（経過措置）は十九日午後二時二十分より開らかれ、組合は「現分払い」を二十五日に払うよう再度強く再考を促したが、会社は依然として態度を変えず（三十日半額、来月五日半額）、更に「過稼の払いについても明確にしたい」と精算払いについても一方的に実施することを明らかにし、その具体的提案を行ってきた。

組合は「こうゆうことは他社の場合にはなかった。話合いがつくまで従来通り支払うべきだ」と追求したが、会社は「話合いがまとまったら精算する」と反論するところが、高圧的な態度であり、組合は更に強く反省を促し、交渉を打切った。

―会社提案―

一、請負給の取扱い

請負給は従前の取扱いにより計算した各人の総請負給額（請負保障給額及びいわゆる前収額を含む以下同じ）について各職種別にそれぞれ次の率を乗じた額とする。

1、採炭夫　八一、三％ただし五先については七七、二％（古河渡り特別取扱い廃止を含む）とする。

2、掘進夫　A職種六三、七％　B職種六七、四％

3、仕繰夫　A　〃　六三、一％

4、坑内雑役夫　九二、二％

5、坑外雑役夫運搬夫　九〇、三％

6、坑木仲仕　九三、五％

（注）(1)、仕繰夫中B、C職種については標準作業量は改訂するが請負給額については従来通りとする。

(2)、「請負保障給の改訂」については提案通り実施することが建前であるが当面上記の通り従前の取扱いによる保障給額にそれぞれ各職種の比率を乗ずることとする。

二、次の各項目については提案通り実施する。

1、増産賞与の廃止

2、割増率の改訂

3、特殊労働手当の改訂

4、微粉炭賦償金の廃止

5、公の職務を執行する場合の賃金取扱廃止

6、皆勤給の廃止

7、年功給加年修正の廃止

8、直接夫請負給配分方法の改訂

9、年次休暇手当計算方式の改訂

10、賃金支払日の変更

11、現金払い計算方式の改訂

12、鉱員看護婦の賃金取扱い

三、不合理な慣行の是正

賃金に関する不合理な慣行の是正については近日中、現地で提示する。

四、その他については従前の取扱いによる。

五、二月二十日精算払分については手取の半額を二月十五日に支払う。

以上

1961・1・20

大之浦労組教宣部

企反斗・速報

1961
1・24
大之浦労組

賃金支払いで24日午後団交 しかし期待はもてない

二四日午後賃金支払いで会社の誠意を促すことにしているが、期待はできないし実力行使は必至である従ってより一層の食いのばしをはかって下さい。

会社の一方強行に抗議！

【賃金支払日や賃金関係を提案通り実施強行】

炭労中斗 戦術強化（追加）指令発す

25.28日 各方昇坑時1時間50分時限スト

さきに号外等で報告しているように、二十五日の見合払い交渉において会社は、「三十日に半額、残りは二月五日、精算払いについても十五日に半額、二十日に残りを支払う。更には合理化提案の賃金関係についても一月以降実施する」と一方的に強行を声明、再検討をしようとしないので、炭労指令により二十三日に二十四時間ストを決行、鉱業所車庫前広場に労組の組合員・家族約八千が結集し抗議の合同総決起大会を開き、会社に厳重なる抗議を行い決意を新にすると共に、会社に抗議文を手交、町民各位の理解と協力を得るためのアッピール行進を行った。なお、余りにも身勝手であくどい会社のやり方に対し炭労は、中斗（一・二四）は、会社に抗議する戦術強化（追加）指令として、二五、二八日に一時間五十分の時限ストを行えと指令してきた。この指令は「長期ねばり強く斗い会社の短期決戦のペースに巻きこまれない」戦術であると理解され、整然たる行動をとって下さい。

炭労中斗発第三二七号
一九六一年一月二十四日

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

九州地方本部
貝島支部　斗争委員長　殿

貝島企反斗争に関する追加指令

貝島支部に提案された合理化に対する行動として第七二回中央斗争委員会は、一月二十三日同支部に一斉二十四時間のストライキを指令（三二〇）したが、現地情勢として会社が賃金支払日をはじめとする賃金関係項目を一方的に実施するという高圧的態度に出てきたので、戦術委員会（一・二三）及び中央斗争委員会は本部との関連も併せ検討した結果、第三二〇号指令の戦術に、次の戦術を追加することを決定した。よって左記の通り指令する。

記

一、指　標　賃金、労働条件切下げ反対
二、期日及び規模　一月二十五日、二十八日の両日
　　各番方昇坑時に一時間五十分の時限ストに突入せよ
三、保安要員は従来の慣行により山元で決定せよ
四、実力行使の通告は山元組合において鉱業所に手交せよ

以　上

（註）本部は、一月二十日、二十三日、二十五日、二十七日の四日間
時間外労働の拒否

全反斗・速報

1961
1・25
大之浦労組

苦しくとも歯をくいしばり
お互にはげまし合い頑張り抜こう

前号速報で二十四日賃金支払い団交は期待はもてないと記していたが、その結果は全くその通りと相なった。常会その他で特に要請してきたように、生活切り詰め、即ち食いのばしを苦しくとも実行し、会社に対する憤りと怒りを更に強め一方的な賃下げ、労働条件引下げ等の合理化をはね返えし既得権を守るため、みんなではげましあい歯をくいしばって頑張り抜こう。

賃金支払い会社回答、前回通りで誠意なし

25・28日（各日昇坑時一時間五十分）時限スト決行通告

合理化（経過措置）第六回団交 24日

合理化（経過措置）第六回団交は、賃金の支払いに対する会社の誠意ある回答を促すため一月二十四日午後三時より第一会議室において開かれたが、会社回答は「再考はしたが、現状は本当に困っているし提案通りで一応おさめて頂き、本題の交渉を精力的に行い早期解決をはかって貰いたい」と全く一方的で不誠意な内容であったので、組合より強く追究の別途協議を要求した結果、会社は別途協議を行ったが、その回答は「不満であろうが、会社の実情を考えて頂き本問題は終止符をうち本題に入って貰いたい」ということであった。これに対し組合は「労使間の立場や信義をふみにじり一方的に提案を強行することは絶対承認出来ない」と炭労指令第三二七号（一月二十五、二十八日の両日昇坑時一時間五十分時限スト）の通告書を手交、引揚げた。

交渉経過の概要

組合、賃金支払いについては数回の団交を重ね、会社の一方的な提案実施に再考を促していたが、検討された結果を回答願いたい。

会社、組合の要望に対し検討をしたが、会社の現在の実状の中で提案している再建を早急に軌道に乗せることが緊急問題であるし検討はしたが、組合の要望にそうわけにはいかない。提案は現合五日、本払い二十日であるが今回に限り分割で支払う（現合三〇日二月五日、本払い二月十五日、二十日）。不満であろうが一応おさめて頂き本論について精力的に交渉を行い早期に話がまとまるように協力願いたい。

組合、会社は全然われわれの立場を考えていない。誠意がないというか、全く誠意がない現合については五日間全然収入がない、本払いでは賃金減額を提案通り一方的に実施するという物の考え方、やり方は、到底了解できないし、別途協議をもち再考をして貰いたい……と強く迫ったところ会社別途協議に入る。

会社、再度検討したが、会社の実状や金融の関係から提案を変更するわけにはいかない。了解ねがった上で是非協力願いたい。そして本題に入って頂きたい。

組合、これ以上申上げても何にもならぬようだが、会社の態度は全く遺憾である。好むところではないが、組合員全体の怒りをこめて二五日、二八日一時間五十分時限ストを行う通告をする（スト通告書手交）。なお、会社が一方的に提案を強行することは、労使間の信義や立場を無視したものであるし、絶対承認出来ない。また今後どのような事態が発生しても、会社の責任であることを申添える。本題の交渉の進め方は事務折衝で話合う。

以上

福利厚生関係に対する組合の反論

福利厚生関係は、われわれ家族全体が楽しく暮し、明日えの生産の原動力を養ういこいの場所であることは会社も充分承知だと思う。とくに年明けから今日まで死傷者が多く出ている現在、保安向上のためにも福利厚生施設を少しでも善処し、会社がいっている危機存亡を切り抜ける原動力の起源の場所としなければならない。それにも拘わらず、会社は福利厚生関係のあらゆる条件の切り下げは生産にも支障をきたし、これ以上の危機を招くことになる。提案の一つを見ても畳を一年間修理をしないといっているが、現在の畳の実情からみて表が破れ麻の出ている畳が多い。われわれにむしろの上で生活をせよと云っていることと同じだ。

また、家族診療費、豆炭運搬費、衛生費等にしても他社より安いから他社並と云っているが、それでは福利厚生関係全体をみればよい所もあるが低い所が多い。それを部分的に他社よりよいからといって切り下げることは、われわれは理解に苦しむものである。

以上の点からも会社はこの提案をすみやかに撤回することを要請するものである。

ニュース 90

働く者だけのギセイは真っ平

26日 合理化第七回団交

今日までの合理化団交は、既報の通り団交後「賃金支払い問題」で会社の一方的やり方に対し猛省を促す交渉を数回重ねてきたが、結果として抗議ストを決行することになった。このため合理化案に対する正式な組合の反論については、二十六日午後一時四十分よりの第七回団交で行うことになり、提案理由をはじめ全項目に亘って、われわれの努力を無視し働く者だけに責任とギセイを押しつけようとする合理化提案は絶対反対であると強調、会社の誠意と猛反省を促したが、会社は「反論に対するお答えは更めて行いますが、本日は不合理な慣行是正について新提案を行う。なお、話合いがつかねば一方的に実施する。また技能職員養成所は一月末に閉鎖する」という馬鹿提案をぬけぬけと行ってきた。

これに対し組合は、交渉中にもかかわらず一方的に実施するとは以ての外であるし反対であると交渉を打切った。

組合．合理化案に対し全面的に反論

交渉経過がいよう

組合、本日は合理化案についての反論を行う。

ー反論要旨ー

会社は合理化案を出さなければならない理由について、経営の困難が赤字の累積とその原因である出炭減について、一、ストによる減産 二、入坑不良 三、自然条件の悪化 四、自然条件の変化による代採化計画のソゴ等をあげているが、このことは政府の政治の貧困と石炭資本」の無能からくる責任と犠牲の一切を、われわれに転嫁しようという考えであるが、われわれはその責任を負うべき筋合はない。

ここで明確にしておくが、働く者の運動、労働条件は、労働者の生活のなかからでてくるものであり、企業の好、不況と関係なく生活と権利を守る性質をもっている。そのことの責任が経営者には義務づけられていると考える。

会社は、現行の賃金が一番高く、出炭能率が悪いといっているが、賃金は他社とほぼ同様であり、それ以上の会社もある。能率についても、二十三年当時より人員は三五％減り、出炭は一五四％拡大し、能率は二三六％増しになり、飛躍的な上昇をたどっている。

三十五年五月の通産省の資料によると現行の能率は、全国の大手平均より上廻っているのが実状である。にもかかわらず経営者の無能からきた不況の責任を転嫁されることは全く反対である。

（なお、坪内部長よりそれぞれ具体的に反論されたが、その内容と反論の全文は改めて号外でお知らせ致します。）

会社、組合の反論に対するお答は更めて行いますが、本日は次の新提案（別紙、不合理な慣行の是正について、仕繰坑道直営検収基準是正についての提案）を行います。なお、不合理な慣行の是正についての提案はそれぞれ検討中ですがまとまらない場合一方的に実施致します。

また、技能職員養成所についても一月末で閉鎖を致します。

組合、技能職員養成所の閉鎖を一方的に行うということだが、合理化案のなかに含んでいる事だし交渉中にもかかわらず一方的実施については反対である。

会社、これは会社の機構上の問題であるし、労働条件には影響がない。

組合、ならば合理化よりはずして話合うべきだ。

会社、改めてご返事する。

以上の応しゅうを行い午後三時四十分一応打切った。

ララ

1961・1・27

大之浦労組 教宣部